

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって召集されました、平成24年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
3番 菅原文子君、4番 本間秀正君。以上ご両名を指名いたします。
日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は3月7日から3月16日までの10日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は3月7日から3月16日までの10日間と決定いたしました。
日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成24年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
町長 本定例会にあたり1件の行政報告を申し上げます。南幌国際散弾銃射撃場の閉鎖について申し上げます。平成16年1月より鉛の環境汚染の影響により休止しております射撃場につきましては、競技団体から再開に向けての強い要請を受け、日本クレ射撃協会並びに札幌クレ射撃協会と協議を重ね検討してきたところでありますが、平成23年11月30日付けで札幌クレ射撃協会より当射撃場の再開について断念する旨の回答を受けたところです。町としても、再開するには鉛の処理などに多額の経費が必要なことから再開を断念し、本定例会において関係条例の廃止を提案させていただいております。なお、鉛の水質検査につきましては、今後も引き続き実施し水質監視に努めて参ります。
議長 以上で、町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。
日程4 平成24年度町政執行方針演説を行います。
町長。
町長 (平成24年度町政執行方針演説をする。)
議長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

日程5 平成24年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教育長 (平成24年度教育行政執行方針演説をする。)

議長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、只今をもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますので、ご承知願います。

ここで、場内時計で10時50分まで休憩をいたします。

(午前10時33分)

(午前10時50分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第2号 南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第2号 南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例制定につきましては、南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金を廃止するため本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第2号 南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例制定についてご説明をいたします。議案書の次ページをご覧ください。南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例。南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例(平成21年南幌町条例第4号)は、廃止する。本条例につきましては、平成21年から23年までの第4期介護保険事業計画において、国が介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、介護報酬を3%引き上げたことにより、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国が交付金を出して、基金を設置いたしました。第5期介護保険事業計画では、サービス内容によって介護従事者処遇改善加算として制度化され、基金の必要性がなくなったので廃止するものでございます。附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第2号 南幌町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 7 議案第 3 号 南幌町国際散弾銃射撃場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました、議案第 3 号 南幌国際散弾銃射撃場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定につきましては、南幌国際散弾銃射撃場を廃止するため本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 それでは、議案第 3 号のご説明を申し上げます。次ページをお開き願いたいと思います。朗読をいたしまして説明に代えさせていただきます。南幌国際散弾銃射撃場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。南幌国際散弾銃射撃場の設置及び管理に関する条例(昭和 6 1 年南幌町条例第 1 5 号)は、廃止する。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 3 号 南幌町国際散弾銃射撃場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 8 議案第 4 号 南幌町立小学校通学区域審議会条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました、議案第 4 号 南幌町立小学校通学区域審議会条例を廃止する条例制定につきましては、小学校 3 校を統合し、1 校になるため本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案第 4 号 南幌町立小学校の通学区域審議会条例を廃止する条例制定についてご説明をいたします。次ページをお開きいた

きたいと思います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。南幌町立小学校通学区域審議会条例を廃止する条例。南幌町立小学校通学区域審議会条例（平成5年南幌町条例第7号）は廃止する。附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第4号 南幌町立小学校通学区域審議会条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 南幌町放課後子どもプラン運営委員会設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました、議案第5号 南幌町放課後子どもプラン運営委員会設置条例を廃止する条例制定につきましては、南幌町放課後子どもプラン運営委員会を廃止するため本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第5号 南幌町放課後子どもプラン運営委員会設置条例を廃止する条例制定についてご説明をいたします。次ページをお開きいただきたいと思います。前段ご説明をさせていただきます。南幌町自立緊急実行プランの各種委員の定数、報酬の見直しの項目の中に、この放課後子どもプラン運営委員会設置条例は、23年度をもって廃止するというふうに謳われてございます。このこともありますし、さらには放課後子どもプラン推進事業が平成20年度から始まりまして、事業が定着し、初期の目的も達成されているということ。さらには、この運営委員会の機能を既存の社会教育審議会、この中に機能を移行するという形の中で放課後子どもプラン運営委員会の条例を廃止させていただくということでございます。南幌町放課後子どもプラン運営委員会設置条例を廃止する条例。南幌町放課後子どもプラン運営委員会設置条例（平成20年南幌町条例第10号）を廃止する。附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 5 号 南幌町放課後子どもプラン運営委員会設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 1 0 議案第 6 号より日程 1 6 議案第 1 2 号までの 7 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程 1 0 議案第 6 号 平成 2 3 年度南幌町一般会計補正予算
(第 7 号)

日程 1 1 議案第 7 号 平成 2 3 年度南幌町国民健康保険特別
会計補正予算(第 4 号)

日程 1 2 議案第 8 号 平成 2 3 年度南幌町病院事業会計補正
予算(第 3 号)

日程 1 3 議案第 9 号 平成 2 3 年度南幌町下水道事業特別会
計補正予算(第 3 号)

日程 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度南幌町農業集落排水事業
特別会計補正予算(第 2 号)

日程 1 5 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度南幌町介護保険特別会計
補正予算(第 2 号)

日程 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度南幌町後期高齢者医療特
別会計補正予算(第 2 号)

以上 7 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました議案第 6 号から議案第 1 2 号までの 7 議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第 6 号 平成 2 3 年度南幌町一般会計補正予算(第 7 号)につきましては、温泉基金積立金の追加、南幌町土地開発公社償還金に係る貸付金の追加、子ども手当及び予防接種等委託料の減額、病院事業会計への繰出金、並びに年度末における事務事業の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4 , 3 7 8 万 2 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 億 4 , 4 1 4 万 4 , 0 0 0 円とするものであります。

次に、議案第 7 号 平成 2 3 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)につきましては、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費及び基金積立金の増額、退職被保険者に係る保険給付費並びに共同事

業拠出金の減額、歳入では、国庫支出金の増額及び療養給付費交付金の減額、並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ699万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,655万9,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

その結果、業務予定量では、年間延患者数中、入院を1万5,738人、外来を2万128人に、1日平均患者数中、入院を43人に、外来を68人にそれぞれ改めるものであります。収益的収入では既定予算から1,863万6,000円を減額し、5億4,736万9,000円とするものであります。収益的支出では既定予算から2,921万2,000円を減額し、5億5,670万6,000円とするものであります。資本的収入では既定予算から52万5,000円を減額し、5,299万6,000円とするものであります。資本的支出では既定予算から105万円を減額し、8,047万2,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、下水道使用料の減額に伴う一般会計からの繰入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,892万8,000円とするものあります。

次に、議案第10号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、一般会計からの繰入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,353万5,000円とするものあります。

次に、議案第11号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、保険給付費及びシステム改修経費の増額、歳入では、保険給付費増額に伴う国庫負担金等の追加及び年度末における各種財源の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,866万6,000円とするものであります。

次に、議案第12号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では、保険料及び一般会計繰入金金の精査が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,425万6,000円とするものあります。

議案第6号につきましては副町長が、議案第7号及び議案11号から議案第12号につきましては住民課長が、議案第8号につきましては病院事務長が、議案第9号から議案第10号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは初めに、議案第6号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第7号)の説明を行います。歳出から説明を行います。24ページをご覧いただきたいと思えます。1款議会費1項1目議会費、補正額90万8,000円の減額でございます。4節共済費で25万7,000円の減額、9節旅費で65万1,000円の減額、それぞれ精査によるものでございます。

次ページに参ります。2款総務費1項1目一般管理費、補正額322万5,000円の減額でございます。9節旅費で108万1,000円の減額、11節需用費で100万円の減額、それぞれ精査によるものでございます。13節委託料で57万円の減額でございます。それぞれ入札減などにより精査を行うものでございます。18節備品購入費57万4,000円の減額でございます。電算機器管理用備品で入札減によるものでございます。

3目財産管理費、補正額が7,165万9,000円の追加でございます。11節需用費で84万2,000円の追加でございます。燃料費につきましては価額の上昇によるもの、修繕料につきましては除雪機などの修繕経費を追加するものでございます。13節委託料14万8,000円の追加でございます。マイクロバス運転業務として、運行日数の増により追加をするものでございます。

次ページに参ります。14節使用料及び賃借料14万7,000円の減額でございます。自動車借上料といたしましてリース分の入札減によるものでございます。18節備品購入費535万8,000円の減額でございます。電話交換設備として入札減により減額をするものでございます。25節積立金、財政調整基金積立金、財源調整を行うもので、これにより年度末の財政調整基金の残額は7億6,400万円となります。南幌温泉ハート&ハート基金積立金1,000万円の追加でございます。入湯税収入の一部を積立てるもので、年度末の基金残高は2,330万円となります。

4目企画振興費、補正額が1億2,372万3,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、新エネルギー実証負担金につきましては、ペレットの焼却灰の処理見込みにより減額するものでございます。補助金といたしまして、新エネルギー設備設置ということで、それぞれ実績に基づき減額をするものでございます。土地開発公社の補助金につきましては、補助金といたしまして、公社の借入償還金の利子

分を補助するものでございます。南幌町地域公共交通活性化協議会交付金につきましては、実績に基づき減額をするものでございます。21節貸付金1億1,333万3,000円の追加でございます。土地開発公社貸付金といたしまして、公社借入金償還金の元金分を貸し付けるものでございます。

6目交通安全対策費、補正額が10万5,000円の減額でございます。9節旅費で10万5,000円の減額、精算によるものでございます。

次ページに参ります。9目職員給与費、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

11目総合計画費、補正額が9万9,000円の減額でございます。1節報酬で9万9,000円の減額、開催回数の減によるものでございます。

2項2目賦課徴収費、補正額が120万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で120万円の追加、中間納付企業への還付金が発生したため追加をするものでございます。

4項2目知事・道議選挙費、補正額が63万5,000円の減額でございます。1節報酬で8万8,000円の減額、7節賃金で41万6,000円の減額、11節需用費で13万1,000円の減額、それぞれの精査によるものでございます。

5項1目統計調査費、補正額が3万6,000円の減額でございます。1節報酬で6万5,000円の減額。次ページに参ります。11節需用費で2万4,000円の追加、12節役務費で5,000円の追加、それぞれ統計調査交付金の確定により精査を行うものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額269万5,000円の追加でございます。28節繰出金で国民健康保険特別会計繰出金269万4,630円の追加でございます。後ほど、特別会計でご説明を申し上げます。

2目障がい者福祉費、補正額が1,390万円の減額でございます。13節委託料で190万円の減額、これは利用者の減によるものでございます。20節扶助費で1,200万円の減額でございます。これにつきましては施設利用者の減、並びに障害程度区分認定による報酬単価の減などにより減額をするものでございます。

3目老人福祉費、補正額が322万7,000円の追加でございます。20節扶助費で14万9,000円の追加でございます。老人福祉施設入所につきましては、要介護状態の変更により追加をするものでございます。社会福祉法人と介護保険サービス利用者負担軽減事業につきましては、対象人員の増により追加をするものでございます。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金307万7,700円の追加でございます。これにつきましても後ほど特別会計で説明を行います。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額が444万3,000円の減額でございます。12節役務費で5万7,000円の追加でございます。

利用件数の増により追加をするものでございます。20節扶助費で450万円の減額でございます。高額医療受給者の減により減額をするものでございます。

次ページに参ります。5目ひとり親家庭等福祉費、補正額が3万3,000円の追加でございます。12節役務費で3万3,000円の追加、件数の増により追加をするものでございます。

7目後期高齢者医療費、補正額が628万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で586万円の減額でございます。広域連合負担金として確定によるものでございます。28節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金42万円の減額でございます。これにつきましてはも後ほど特別会計で説明を行います。

2項1目児童福祉総務費、補正額が811万6,000円の減額でございます。7節賃金で111万6,000円の減額でございます。学童保育指導員賃金で夏休み、冬休み期間の利用者の減により減額をするものでございます。20節扶助費で700万円の減額でございます。これにつきましては、実績に基づき減額をするものでございます。

2目児童措置費、補正額が2,042万円の減額でございます。20節扶助費で2,042万円の減額でございます。子ども手当の関連法案の改正に伴い、支給額の変更に伴い、減額をするものでございます。

3目保育所費、補正額が619万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で619万円の減額でございます。昨年5月より定員60名を70名に変更したことによる保育単価の減、並びに運営費補助金につきましては、精査により追加をするものでございます。

次に32ページに参ります。4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額が26万5,000円の追加でございます。7節賃金で5,000円の追加、9節旅費で3,000円の追加、12節役務費で25万7,000円の追加でございます。それぞれ妊婦健康診断の受診者の増により追加をするものでございます。

2目予防費、補正額が1,072万円の減額でございます。1節報酬で50万円の減額、13節委託料で1,010万円の減額でございます。それぞれ受診者の実績に基づきまして精査を行うものでございます。20節扶助費で12万円の減額、これにつきましては、国の負担軽減事業が終了したことから減額をするものでございます。

3目環境衛生費、補正額が45万9,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で45万9,000円の減額、葬斎組合の負担金の確定により減額をするものでございます。

次ページ、4目病院費、補正額が1,152万2,000円の追加でございます。28節繰出金で病院事業会計繰出金1,152万2,000円の追加でございます。これにつきましても、後ほど特別会計で説明を行います。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額が90万7,000円の追加でございます。11節需用費で、燃料費につきましては価額の上昇に

よるもの、修繕料につきましては温水メーターの故障により修繕費を追加するものでございます。

2項1目じん芥処理費、補正額が330万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で330万円の減額でございます。衛生組合の負担金の確定により減額をするものでございます。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額が349万9,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で249万9,000円の減額でございます。これにつきましても実績に基づき減額するもので、当初は10戸分を計上しておりましたが、4戸の申請となったことから減額をするものでございます。21節貸付金100万円の減額でございます。これは実績がなかったことから全額減額をするものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額が4,821万9,000円の追加でございます。11節需用費で12万9,000円の減額、この中の修繕料につきましては、農産物加工センターの屋根補修に係る入札減によるものでございます。13節委託料36万5,000円の減額でございます。捕獲頭数の減により減額をするものでございます。19節負担金補助及び交付金4,871万3,000円の追加でございます。食料供給基盤強化特別対策事業負担金として4地区分でございます。4地区の現年度分の精査と合わせまして、国の補正に伴い事業費を追加するもので、国の補正により追加されたものにつきましては、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

3目農地費、補正額が10万3,000円の減額でございます。28節繰出金で、農業集落排水事業特別会計繰出金10万2,750円の減額でございます。これにつきましても、後ほど特別会計で説明を行います。

4目機場施設管理費、補正額が383万8,000円の減額でございます。7節賃金で14万3,000円の減額、11節需用費で266万6,000円の減額、13節委託料で87万9,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で15万円の減額、それぞれ入札減を含め精査により減額をするものでございます。

6目ふれあい館管理費、補正額が25万6,000円の追加でございます。11節需用費で25万6,000円の追加、これにつきましてはは価額の上昇によるものでございます。

次ページに参ります。6款商工費1項1目商工振興費、補正額が25万3,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で25万3,000円の減額でございます。事業費の確定により減額をするものでございます。

7款土木費2項1目道路橋梁総務費、補正額が57万円の減額でございます。13節委託料で57万円の減額、精査によるものでございます。

2目道路維持費、補正額はございませんけれども財源内訳を変更するものでございます。

3目道路新設改良費、補正額が2,734万2,000円の減額でござ

ざいます。11節需用費で21万5,000円の減額、15節工事請負費で2,712万7,000円の減額でございます。補償工事費の入札減に伴い、事務費を含め精査を行うものでございます。

3項3目公共下水道費、補正額が83万8,000円の追加でございます。28節繰出金で、下水道事業特別会計繰出金83万8,000円の追加でございます。これにつきましても、後ほど特別会計で説明を行います。

次ページに参ります。8款消防費1項1目消防費、補正額が332万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で332万2,000円の減額でございます。内容につきましては、消防費の明細で説明を申し上げます。46ページをご覧いただきたいと思ひます。消防費の、まず歳入ですけれども繰越金といたしまして補正額119万1,000円の追加でございます。平成22年度の繰越金となっております。

次ページに参ります。歳出でございます。本部費、補正額が73万3,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、本部負担金の確定により減額をするものでございます。

次に、南幌支署費でございます。補正額が4万5,000円の減額でございます。3節職員手当等から14節使用料及び賃借料まで、それぞれ精査により、追加並びに減額をするものでございます。次ページに参ります。18節備品購入費、115万7,000円の減額でございます。これにつきましては、空気ポンペの入札減によるものでございます。

次に、南幌消防団費、補正額が97万円の減額でございます。9節旅費で77万円の減額、11節需用費で20万円の減額、それぞれ精査によるものでございます。

次に、南幌支署施設費、補正額が38万3,000円の減額でございます。12節役務費で2万3,000円の減額、精査によるものでございます。18節備品購入費で36万円の減額、これにつきましては入札減によるものでございます。

39ページをお開き願ひたいと思ひます。9款教育費1項3目教育振興費、補正額が210万6,000円の減額でございます。11節需用費で8万円の減額、12節役務費で9万1,000円の減額、13節委託料で18万9,000円の減額、それぞれ確定により精査を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金で174万6,000円の減額でございます。園児数の減により減額をするものでございます。

4目教育財産管理費、補正額はございませんけれども、財源内訳を変更するものでございます。

5目通学バス運営費、補正額が20万円の追加でございます。11節需用費で20万円の追加、価額の上昇によるものでございます。

2項1目学校管理費、補正額が51万4,000円の追加でございます。11節需用費で110万円の追加、同じく価額の上昇によるものでございます。次ページに参ります。13節委託料24万1,000円の

減額、18節備品購入費で34万5,000円の減額、それぞれ入札並びに見積もり合わせにより精査をするものでございます。

2目教育振興費、補正額が132万円の減額でございます。13節委託料で24万1,000円の減額でございます。見積もり合わせにより減額をするものでございます。14節使用料及び賃借料11万5,000円の減額でございます。自動車借上料といたしましてスキー授業の日数減により減額をするものでございます。20節扶助費、96万4,000円の減額でございます。認定者の減により減額をするものでございます。

3項1目学校管理費、120万円の追加でございます。11節需用費で120万円の追加、価額の上昇によるものでございます。

2目教育振興費、補正額が133万3,000円の減額でございます。20節扶助費で133万3,000円の減額、これにつきましても認定者の減によるものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額が10万7,000円の減額でございます。1節報酬で10万7,000円の減額、精査によるものでございます。

4目文化振興費、補正額が11万7,000円の減額でございます。13節委託料で11万7,000円の減額、確定によるものでございます。

5項1目保健体育総務費、補正額が5万7,000円の減額でございます。1節報酬で14万2,000円の減額、確定により精査を行うものです。13節委託料で8万5,000円の追加でございます。利用日数の増により追加をさせていただくものでございます。

2目体育施設費、補正額が135万1,000円の減額でございます。11節需用費で77万4,000円の減額、13節委託料で51万6,000円の減額、16節原材料費で6万1,000円の減額、それぞれ精査により減額をするものでございます。

次ページに参ります。3目スポーツセンター管理費、補正額が171万3,000円の追加でございます。11節需用費で250万円の追加、価額の上昇によるものでございます。13節委託料で58万6,000円の減額でございます。このワックスにつきましては、平成24年度において、バスケットボールのラインが変更となることから、平成24年で一括してラインとワックスがけを実施すべく、経費につきましては減額をさせていただいたものでございます。18節備品購入費でスポーツセンター用備品20万1,000円の減額でございます。見積もり合わせにより減額を行うものでございます。

4目給食センター運営費、補正額が166万1,000円の追加でございます。11節需用費で166万1,000円の追加でございます。価額の上昇によるものでございます。

次ページに参ります。10款公債費1項1目元金2,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で2,000円の追加、償

還分の元金確定によるものでございます。

2目利子、補正額が189万8,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料で189万8,000円の減額、これにつきましても確定によるものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。11ページをお開き願いたいと思います。1款町税1項1目個人、補正額が777万3,000円の追加でございます。1節現年課税分で800万7,000円の追加でございます。2節滞納繰越分で23万4,000円の減額でございます。それぞれ収納見込額により精査をするものでございます。

2目法人、補正額が495万3,000円の追加でございます。1節現年課税分で477万5,000円の追加、2節滞納繰越分で17万8,000円の追加、同じく収納見込額により精査をするものでございます。

2項1目固定資産税、補正額が96万8,000円の減額でございます。1節現年課税分で52万2,000円の減額、2節滞納繰越分で44万6,000円の減額、同じく収納見込額により精査を行うものでございます。

3項1目軽自動車税補正額が33万円の減額でございます。1節現年課税分39万1,000円の減額。次ページに参ります。2節滞納繰越分で6万1,000円の追加、同じく収納見込額により精査をするものでございます。

4項1目町たばこ税、補正額が1,016万3,000円の追加でございます。1節現年課税分で1,016万3,000円の追加でございます。平成22年10月の税率改正によりまして、町への配分が1本当たり1円32銭増額となったため追加するものでございます。

5項1目入湯税、補正額が214万5,000円の減額でございます。1節現年課税分で214万5,000円の減額、これにつきましても収納見込により精査をするものでございます。

次ページに参ります。12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額が50万3,000円の減額でございます。1節老人保護措置費負担金10万円の追加でございます。階層区分の変更により追加をするものでございます。2節児童福祉費負担金33万2,000円の減額でございます。利用者の減によるものでございます。3節保育所費負担金、59万7,000円の減額でございます。所得階層区分の変更によるものでございます。4節滞納繰越分で32万6,000円の追加、これにつきましてもは収納見込により精査をするものでございます。

次ページに参ります。13款使用料及び手数料1項1目衛生使用料、補正額6,000円の追加でございます。1節で墓地使用料22万8,000円の追加でございます。それぞれ実績に基づき追加するものでございます。2節保健福祉総合センター使用料22万2,000円の減額でございます。主に、ふれあいの湯利用者の減によるものでございます。

4目土木使用料、補正額が37万円の減額でございます。3節住宅使用料で37万円の減額、実績に基づき精査をするものでございます。

2項3目農林水産業手数料、補正額が32万6,000円の追加でございます。1節農業手数料といたしまして32万6,000円の追加でございます。同じく実績に基づき精査をするものでございます。

次ページに参ります。14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額が3,041万4,000円の減額でございます。2節障がい者自立支援給付費国庫負担金で806万8,000円の減額、3節子ども手当国庫負担金で1,906万3,000円の減額、4節保育所運営費国庫負担金で414万8,000円の減額、5節国民健康保険国庫負担金で86万5,000円の追加、それぞれ歳出で説明しましたが事業費の見込みにより精査をするものでございます。

2項1目民生費国庫補助金、補正額が502万1,000円の追加でございます。2節次世代育成支援対策国庫補助金502万1,000円の追加でございます。確定によるものでございます。

2目衛生費国庫補助金、補正額が131万2,000円の減額でございます。1節保健衛生費国庫補助金18万5,000円の減額、これにつきましては受診者の減によるものでございます。2節環境衛生費国庫補助金112万7,000円の減額でございます。これにつきましては合併浄化槽の設置数の減によるものでございます。

3目土木費国庫補助金、補正額が379万5,000円の減額でございます。1節道路橋梁費国庫補助金で379万5,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。4目教育費国庫補助金、補正額が28万8,000円の減額でございます。1節小学校費国庫補助金で1万円の減額、2節中学校費国庫補助金で3万円の減額、4節幼稚園費国庫補助金で24万8,000円の減額、これにつきましてもそれぞれ歳出で説明しましたが事業費の見込みにより精査をするものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額が6万1,000円の追加でございます。2節戸籍住民基本台帳費委託金で6万1,000円の追加でございます。確定によるものでございます。

2目民生費委託金で補正額が44万円の追加でございます。2節児童福祉費委託金で44万円の追加、これにつきましても確定によるものでございます。

次ページで、15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額が439万6,000円の減額でございます。3節障がい者自立支援給付費道負担金403万4,000円の減額、4節子ども手当道負担金95万3,000円の減額、5節保育所運営費道負担金207万4,000円の減額、6節国民健康保険道負担金266万5,000円の追加、これにつきましても、それぞれ歳出で説明しましたが事業費の見込みにより精査を行うものでございます。

2項1目総務費道補助金、補正額が188万円の減額でございます。1節総務管理費道補助金で188万円の減額でございます。確定によるものでございます。

2目民生費道補助金、補正額が47万6,000円の追加でございます。3節で重度心身障がい者福祉費道補助金で53万3,000円の減額、4節でひとり親家庭等福祉費道補助金で1万8,000円の追加、5節児童福祉費道補助金で96万5,000円の追加、次ページに参ります。6節介護保険事業費道補助金で2万6,000円の追加、それぞれ事業費の見込みにより精査をするものでございます。

3目衛生費道補助金、補正額が88万6,000円の減額でございます。1節保健事業費道補助金で88万6,000円の減額、それぞれ実績に基づき精査をするものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が2,395万3,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で2,395万3,000円の追加でございます。それぞれ確定により追加並びに減額をするものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額が22万6,000円の追加でございます。1節徴税費委託金で49万円の追加、見込みにより追加をするものでございます。2節統計調査費委託金4万4,000円の減額、3節選挙費委託金22万円の減額、それぞれ確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。3目土木費委託金、補正額が4万円の減額でございます。2節で住宅費委託金4万円の減額、これにつきましても確定によるものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額が59万2,000円の減額でございます。1節土地建物貸付収入で59万2,000円の減額、入居者の減によるものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入3項4目水洗化資金貸付金元金収入、補正額が18万円の減額でございます。1節水洗化資金貸付金元金収入で18万円の減額、確定によるものでございます。

5項2目農林水産業収入、補正額が13万7,000円の追加でございます。1節農林水産業収入で13万7,000円の追加でございます。それぞれ確定により精査をするものでございます。

3目給食費収入、補正額が72万8,000円の減額でございます。1節教育関係給食費収入で91万円の減額、2節滞納繰越分で18万2,000円の追加、それぞれ収納見込により精査をするものでございます。

4目雑入、補正額が2,788万8,000円の減額でございます。1節雑入で2,788万8,000円の減額でございます。それぞれ確定により精査を行うものでございます。

23ページに参ります。21款町債1項1目農林水産業債、補正額が2,450万円の追加でございます。1節土地総合整備事業債で2,450万円の追加でございます。

2目で臨時財政対策債、補正額が1億4,246万2,000円の追加でございます。1節で臨時財政対策債1億4,246万2,000円の追加でございます。

以上、歳入歳出それぞれ1億4,378万2,000円を追加し、補正後の総額を47億4,414万4,000円とするものでございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思えます。第2表地方債補正の説明を行います。変更でございます。先ほど歳入の町債で説明した内容と同様に限度額の補正をするものでございます。補正前の総額7,983万7,000円を補正後の総額2億4,679万9,000円とするもので、事業別につきましては記載のとおりでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次ページに参ります。第3表繰越明許費補正の説明を行います。追加でございます。5款農林水産業費1項農業費、事業名が食料供給基盤強化特別対策事業、金額につきましては6,059万2,000円の追加でございます。歳出で説明しました国の補正に伴う追加の事業を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長 ところで、昼食のため場内時計で1時15分まで休憩をいたします。
(午前11時48分)
(午後1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

住民課長 午前中に引き続き、補正予算の内容の説明を求めます。住民課長。
それでは、議案第7号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)の説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。13ページをご覧ください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額15万8,000円の増額でございます。13節委託料で国保保険システムの変更で15万7,500円の追加でございます。平成24年4月1日より、外来での高額療養費限度額制度の開始により被保険者の限度額認定証を発行するためシステムを変更するものでございます。

4項1目医療費適正化対策事業費、補正額34万9,000円の減額でございます。13節委託料でジェネリック医薬品の促進委託料で34万9,650円の減額でございます。年2回通知をしておりますが、件数の確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。14ページ、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1,000万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費として1,000万円の追加でございます。2月診療分までの必要額を見込み追加するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,500万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、退職被保険者等の療養給付費1,500万円の減額でございます。2月診療分までの退職被保険者の医療分の必要額を精査し減額するものでございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費、補正額300万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、退職被保険者的高額療養費3

00万円の減額でございます。今後の必要額を精査し減額するものでございます。

3項1目出産育児一時金、補正額42万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で出産育児一時金42万円の減額でございます。出産予定者1名が社会保険へ加入したため減額するものでございます。

次ページに参ります。7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金、補正額600万4,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で高額医療費拠出金600万3,991円の減額でございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額397万6,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、保険財政共同安定化事業拠出金397万6,221円の減額となっております。

1目2目とも国保連合会へ拠出するものでございますけれども、それぞれ額の確定により減額するものでございます。

次ページに参ります。9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額1,160万1,000円の追加でございます。25節積立金で財政調整基金積立金1,160万1,000円の追加でございます。歳出の事業費の精査と歳入の見込みにより積立てるものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額200万7,000円の追加でございます。1節現年度分で療養給付費等負担金200万7,000円の追加でございます。歳出の一般被保険者分の医療費の増加に伴い国庫負担分を追加するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額150万1,000円の減額でございます。1節の高額医療費共同事業負担金で150万997円の減額でございます。歳出の高額医療費共同事業の確定に伴い国庫負担分を減額するものでございます。

3目特定健康診査等負担金、補正額37万2,000円の減額でございます。1節の特定健康診査等負担金で37万2,000円の減額でございます。負担金の確定に伴い減額するものでございます。

2項1目財政調整交付金、補正額1,393万円の減額でございます。1節財政調整交付金で普通調整交付金として1,671万7,000円の減額、特別調整交付金として278万7,000円の追加でございます。各国保事業の執行見込み並びに精査に伴いそれぞれ減額、追加するものでございます。

2目高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金、補正額2万7,000円の追加でございます。1節高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金で2万7,000円の追加でございます。これは、後期高齢者医療制度の発足に伴い、70歳から74歳までの医療費自己負担が2割から1割に据え置きするものですけれども、平成23年度も継続実施となったことから、その被保険者証の印刷経費、これを国が負担するものでございます。

次ページに参ります。5款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額1,630万7,000円の減額でございます。1節現年度分で療養給付費交付金1,630万7,000円の減額でございます。歳出での退職被保険者の療養給付費並びに高額療養費が減額となったことから、支払基金からの交付金を減額するものでございます。

次ページに参ります。6款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金、補正額37万9,000円の減額でございます。1節現年度分で前期高齢者交付金37万9,000円の減額でございます。交付金の確定により減額するものでございます。

次ページに参ります。7款道支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額150万1,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金ですが、150万997円の減額でございます。国庫負担金同様、事業確定により減額するものでございます。

2目特定健康診査等負担金、補正額37万2,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で37万2,000円の減額でございます。国庫負担金同様、確定により減額するものでございます。

次ページに参ります。11ページ、8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額1,599万6,000円の追加でございます。1節の高額医療費共同事業交付金ですが、1,599万6,541円の追加でございます。交付金の確定により追加するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,020万7,000円の追加でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金ですが、1,020万7,198円の追加となっております。同じく交付金確定見込みにより追加するものでございます。

次ページに参ります。10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額269万5,000円の追加でございます。1節の一般会計繰入金ですが、国民健康保険の基盤安定繰入金で470万8,000円の追加、国民健康保険財政安定化支援繰入金で176万8,000円の減額、出産育児一時金繰入金で40万7,000円の減額、国民健康保険事務費繰入金で16万1,000円の追加となっております。それぞれ国、道、町負担分の確定並びに見込みにより追加、減額するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額356万円の減額でございます。1節の財政調整基金繰入金ですが、356万円の減額でございます。12月議会での補正第3号の時点ですが、基金繰入れを見込んでおりましたけれども、本補正時では繰入れの必要がなくなったことから減額するものでございます。なお、補正後の基金の総額につきましては、約1億481万4,000円となります。以上、歳入歳出それぞれ699万円を減額し、歳入歳出それぞれ10億3,655万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長
病院事務長

病院事務長。

続きまして、議案第8号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算

(第3号)の説明を申し上げます。6ページをお開きください。初めに、収益的収支の収入から説明申し上げます。1款1項1目入院収益、補正額747万1,000円の減額でございます。入院患者数が予定より512人減の1万5,738人を見込み減額するものでございます。

2目外来収益、補正額1,089万8,000円の減額でございます。外来患者数が予定より192人減の2万128人を見込み、また、1人当たり単価を500円減の4,000円を見込み減額するものでございます。

3目その他医業収益、補正額326万1,000円の減額でございます。1節医療相談収益で1,211万2,000円の減額でございます。健康診断料で62万2,795円の追加、予防接種で接種者数の実績により1,273万3,900円を減額するものでございます。2節その他医業収益で885万1,000円の追加でございます。小児救急に係る特別交付税の増額によるものでございます。

2項4目他会計繰入金、補正額319万6,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で特別交付税の確定により追加するものでございます。

5目その他医業外収益、補正額20万2,000円の減額でございます。雇用保険料の減額でございます。

次ページに参ります。支出について説明申し上げます。1款1項1目給与費、補正額1,496万2,000円の減額でございます。1節給料132万8,000円の減額、2節職員手当等305万6,000円の減額、3節賃金1,031万5,000円の減額、次ページの5節法定福利費27万9,000円の減額、6節退職手当組合負担金1万6,000円の追加で、それぞれ精査によるものでございます。

2目材料費、補正額1,173万9,000円の減額でございます。1節薬品費で1,097万4,000円の減額、2節診療材料費76万5,000円の減額で予防接種の接種者数の実績及び患者数の減により減額するものでございます。

3目経費、補正額191万6,000円の減額でございます。8節燃料費218万1,000円の追加でございます。重油、灯油、それぞれ燃料単価の上昇によるものでございます。16節手数料300万円の減額でございます。検査件数の減により臨床検査手数料を減額するものでございます。18節委託料109万7,000円の減額でございます。実績により給食業務委託料を精査するものでございます。

次ページに参ります。5目資産減耗費、補正額24万4,000円の追加でございます。1節固定資産除去費で17万8,000円の追加でございます。本年度、薬用保冷库及びセントラルモニタの更新により、不要となった機器の用途廃止により追加するものでございます。2節棚卸資産減耗費6万6,000円の追加でございます。期限切れ薬品の処分に伴うものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額90万円の減額ござ

います。2節一時借入金利息で、本年度の一時借入金の時期が本年3月中旬頃と見込み減額するものでございます。

2目患者外給食材料費、補正額6万1,000円の追加でございます。患者外給食の食数増により追加するものでございます。

次ページに参ります。続いて、資本的収支の収入について説明申し上げます。1款2項1目繰入金、補正額52万5,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金で医療機器の入札減により減額するものでございます。

支出について説明申し上げます。1款1項1目固定資産購入費、補正額105万円の減額でございます。本年度購入したセントラルモニタの入札減によるものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

都市整備課参事。

続きまして、議案第9号の説明を申し上げます。議案第9号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。歳出から説明を申し上げます。10ページをお開きください。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額3万4,000円の追加でございます。11節需用費35万円の減額でございます。ポンプ場管路施設の点検整備についての精査と、マンホールなどの修繕箇所が予想より少なかったことによる減額でございます。13節委託料55万6,000円の減額でございます。ポンプ場管理業務から消防設備保守点検業務まで、それぞれ業務内容を入札による精査により減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金94万円の追加でございます。江別市公共下水道施設維持管理費では、平成23年3月及び4月期の融雪時期、また、9月の台風時期によりまして、不明水の大量侵入がございまして、応分の費用を追加するものでございます。

次ページに参ります。3目建設費、補正額120万3,000円の減額でございます。15節工事請負費50万円の減額でございます。公共汚水枡の新設などが、工事が行われなかったことから減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金70万3,000円の減額でございます。南幌関連工事の精査により減額するものでございます。

12ページをお開き願います。2款公債費1項1目元金、補正額43万9,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料43万9,000円の追加でございます。

2目利子、補正額105万5,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料105万5,000円の減額でございます。主な内容につきましては、貸付金利息の精算によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料、補正額304万円の減額でございます。1節現年度分使用料304万円の減額でございます。当初、実績水量をもとに使用料を推計していたものですが、使用者の方々の更なる節水意識の向上によるものと思

われ、収入金を減額するものでございます。

次ページをお開き願います。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額83万8,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金83万8,000円の追加でございます。下水道使用料が減額となったことから、起債償還金に充当する分を一般会計から繰入れを行おうとするものでございます。

次ページに参ります。5款諸収入2項1目雑入、補正額41万7,000円の追加でございます。1節雑入41万7,000円の追加でございます。平成21年度分の消費税納入につきまして、平成4年以前の消費税納入事業者となった以前の不課税支出となります経費も含めて消費税計算を行っていたことから、精査により41万6,700円の還付を受けるものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ178万5,000円減額し、歳入歳出総額をそれぞれ2億9,892万8,000円とするものでございます。

以上で、下水道事業特別会計補正予算について説明を終わります。

続きまして、議案第10号の説明を申し上げます。議案第10号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。歳出から説明を申し上げます。10ページをお開きください。1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額21万5,000円の減額でございます。13節委託料21万5,000円の減額でございます。農業集落排水事業維持管理業務の入札による精算によるものでございます。

2目建設費、補正額7万4,000円の減額でございます。13節委託料7万4,000円の減額でございます。農業集落排水施設機能強化実施設計委託業務でございます。入札の精査により減額するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料、補正額15万円の減額でございます。1節現年度分使用料15万円の減額でございます。当初水量を実績をもとにいたしまして使用料金を推計しておりましたが、下水道使用者の方々のさらなる節水意識の向上によるものと思われ、収入金を減額するものでございます。

次ページをお開きください。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額10万3,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金10万3,000円の減額でございます。管理費不足分といたしまして歳出の維持管理委託料の減額と、歳入の使用料の減額に伴い管理費に充当する一般会計繰入金の精査でございます。建設費不足分といたしましては、実施設計委託料の精査により減額とするものでございます。

次ページをご覧ください。6款道支出金1項1目農業集落排水事業費道補助金、補正額3万6,000円の減額でございます。1節建設費道補助金3万6,000円の減額でございます。夕張太地区農業集落排水施設事業道補助金といたしまして、歳出におきまして建設費委託料で計

上しております実施設計費の精査に伴いまして、補助金分2分の1の精査を行いまして減額するものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ28万9,000円減額し、歳入歳出それぞれ1,353万5,000円とするものでございます。以上で、平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、続きまして議案第11号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。11ページをご覧ください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額228万3,000円の追加でございます。13節委託料で、介護保険業務システム改修として228万2,700円の追加でございます。これは、平成24年度からの介護報酬改定に伴うシステム改修により追加するものでございます。

3項2目認定審査会共同設置負担金、補正額2万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として南空知南部介護認定審査会2万1,000円の追加でございます。介護認定審査会共同設置負担金の精査により追加するものでございます。

次ページに参ります。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額500万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付費として500万円を追加するものでございます。通所リハビリ等の利用者の増加により追加するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額600万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として地域密着型介護サービス給付費600万円の追加でございます。認知症対応型共同生活介護等の利用者増により追加するものでございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額550万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として施設介護サービス給付費550万円の追加でございます。施設介護サービス利用者の増加により追加するものでございます。

次の7目、8目、次ページの9目につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

2項1目介護予防サービス給付費、補正額250万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として介護予防サービス給付費250万円の減額でございます。通所介護等の費用額減により減額するものでございます。

次の3目、5目、6目につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。14ページ7目介護予防サービス計画給付費、補正額20万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として介護予防サービス計画給付費20万円を追加するものでございます。介護予防計画件数の増加により追加するものでございます。

3項1目審査支払手数料につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

4項1目高額介護サービス費、補正額110万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として高額介護サービス費110万円を追加するものでございます。支給件数の増加により追加するものでございます。

2目、それと次ページの5項、6項につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額230万円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金230万円の追加でございます。歳出の保険給付費の増加に伴い国庫負担分を追加するものでございます。

2項4目事業費補助金、補正額114万1,000円の追加でございます。1節事業費補助金で介護保険業務システム改修事業補助金として114万1,000円を追加するものでございます。歳出で説明いたしました介護報酬改定に伴うシステム変更経費につきまして、2分の1が国庫補助となることから追加するものでございます。

次ページに参ります。8ページ、3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額486万円の追加でございます。1節現年度分で、介護給付費交付金で486万円を追加するものでございます。国庫負担金同様、歳出の保険給付費の増加により第2号被保険者負担分を追加するものでございます。

次ページに参ります。4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額175万7,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金で170万6,715円を追加でございます。国庫負担同様、歳出の保険給付費の増加により道負担分についても追加するものでございます。2節過年度分で5万1,834円を追加でございます。平成22年度分の負担金の確定により追加をするものでございます。

次ページに参ります。6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額191万5,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金として191万5,000円を追加いたします。国庫道費負担同様、歳出の保険給付費の増加に伴い町負担分を追加するものでございます。

4目その他一般会計繰入金、補正額116万3,000円の追加でございます。1節事務費繰入金で116万3,000円の追加でございます。歳出で説明いたしました介護報酬改定に伴うシステム改修の補助残分、並びに認定審査会の費用追加により繰り入れるものでございます。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額446万8,000円の追加でございます。1節の介護給付費等準備基金繰入金として446万8,000円を追加するものでございます。財源調整のため基金から繰り入れるものでございます。補正後の基金残高は約2,195万8,000円となります。以上、歳入歳出それぞれ1,760万4,000

円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,866万6,000円とするものです。以上で、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わります。

次に、議案第12号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。9ページをご覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額142万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として事務費、広域連合共通経費分で42万円の減額、保険料等の負担金で100万円の減額でございます。事務費につきましては、平成22年度広域連合の決算に伴い事務費の確定により減額するものでございます。保険料等の負担につきましては、平成23年分の保険料精査に伴い減額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額100万円の減額でございます。1節の現年度分で後期高齢者医療保険料100万円の減額でございます。保険料の積算につきましては、広域連合より示された金額に本町の予定収納率を乗じて算出しておりますけれども、出納整理期間の取り扱いが、歳入については旧年度、歳出については新年度ということになってございまして、予算上、歳入歳出を同額としてしまうと予算執行に支障が出るため減額するものでございます。

次ページに参ります。8ページ、3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額42万円の減額でございます。1節事務費繰入金で事務費繰入金、広域連合共通経費分として42万円を減額するものでございます。平成22年分の広域連合事務費決算により減額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ142万円を減額し、歳入歳出それぞれ7,425万6,000円とするものです。以上で補正予算の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第6号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第7号)についての質疑を行います。

5番 石川 康弘君。

石川議員

この補正予算を見た限りでは、総体的に燃料費の追加というのが結構多く目立つなという感じがするんですけど、その中で39ページ、教育費の中で小学校費の学校管理費で、燃料費が110万円の追加というふうに記されています。そして、その次のページになりますけども、3項の中学校費の中で、ここでも学校管理費として燃料費120万円の追加というふうな形で記されています。小学校に至っては、3校まとめた燃料費の追加だと思うんですけども、それに比べて1校しかない中学校費が120万円も燃料費が追加されているというのは、どちらが多いのか、どちらが少ないのか、その差についてお伺いします。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課長

小学校費の中での減額については、それぞれ南小、夕小、みどり野小学校、3校の部分の減額ということでございます。当初、みておりまし

たものより重油の単価が、当初をみている金額より大幅に増えているということでございます。それで、使用料的には前年度と大差ありませんが、単価を低く見積もっているということで、3円、5円が違えば大きな金額になってくるということでございます。そういうことで小学校も中学校も増額という形になってございます。以上です。

議 長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

今のお答えですと、単価の違いというふうなお答えでした。ということは、小学校は低く単価を見積もって、中学校は高く見積もって、その逆ですか、というふうなことで、単価の違いでそういうふうな形になるということでしょうか。本来、同じ単価で見積もるのが筋じゃないかと思うんですけども、その辺りもう一度お願いいたします。

議 長
生涯学習課長
(再答弁)

生涯学習課長。

小学校についても中学校についても、重油の単価、リッター当たりの単価は同じ金額でございます。ただ、昨年度の当初予算で組んだ重油の単価と、現行の重油の単価、かなり大幅な開きがございます。そういうことも含めて一般会計の全体の中で、需用費の中の燃料費が上がっている部分については、すべてそういう単価が当初予算計上時より現時点での単価より大幅に上がっているという形の中で、増額になっているということでございます。

議 長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘君。

単価ではなく、当初見積もった使用量ではないかというふうに思うんですけども、違うのでしょうか。使用量として、やっぱり中学の方が多かったからというふうな捉え方の方が私としては合点がいくんですけど、単価ということに対しては確かに上がったのは事実でしょうけども、だとするならば、同じように小学校も中学校も使用量は以下でもあっても、単価は同じであるはずなんですけども、その使用量と単価の違いじゃないかと思うんですけども、その辺り再度お伺いします。

議 長

暫時休憩します。

(午後 1時50分)

(午後 1時51分)

議 長

会議を再開します。

生涯学習課長。

生涯学習課長
(再々答弁)

当初、中学校については、小学校も中学校もそうなんですけど、それぞれ学校やっている部分だけではなくて、土日の部活動だとかそういう部分があります。そういう中で3校、1校との単純な比較はできないと思います。ですから、従前どおりそれぞれ建物の、例えば、みどり野小学校であれば建物がしっかりしているという形、それと中学校であれば建設後かなり経過しているという、そういうものに比べて3校だから3倍、1校だから3分の1という単純なそういう計算にはならないと思います。以上です。

議 長
石川議員

5番 石川 康弘君。

今のお話をちょっと整理しますと、確かに新しい校舎はみどり野小で

(再々々質問)

す。4つの校舎の中では南中が一番古いのかなというか、改修されているからほかのものもあるでしょうけど、ということは、やはり建物の新しい、古いによって使用量が違うという、焚いた燃料の数が違うというふうな解釈に、どうしても捉われるのですけども、そういったことなのでしょうか。授業だけではなくて校外活動としても、一般の開放や何かについても使用されている量は、さまざまあるかと思うので、そういった考え方から言うと当初の予定よりも使用量が多かったというふうな形で解釈するのが、私としては、すんなり受け入れるのですけども、再度、詳しくお願いいたします。

議 長
生涯学習課長
(再々々答弁)

生涯学習課長。

すみません。答弁がまずくて申し訳ありません。確かに小学校と中学校を比べますと、授業時間、それと授業が終わった後の部活動、そういうもので校舎に暖房を焚いている時間数が長くございます。それと、土日の部活動の頻度、そういうものも含めて、当初、私どもが見積もっていた使用量より若干多くなったと、それに当初の単価がリッター当たりの単価が、現在、大幅にアップしていると。そういうことも含めて増額という形になったと思われます。

議 長
熊木議員

ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子君。

何点か質問させていただきます。今の石川議員が質問した燃料費のことで私もちょっと質問したいと思います。燃料費の高騰に伴う需用費の総額、いろんな所で今、小学校とか中学校も出ていましたけれども、総額では今回の補正でいくらになるのか。また、23年度の当初の予算に占める割合というかパーセンテージ、それがどれぐらいになるのか、まず1つ教えていただきたいです。

それから、26ページの2款総務費3項財産管理費25節積立金のところです。南幌温泉基金積立金1,000万円というふうになっていましてけれども、これは今後の修理とか、そのようなことに備えてのことだと思っておりますけれども、具体的には今、指定管理でアンビックスの方に委託していますよね。それで、その計画というのは協議されているのか、その中身をちょっとお聞きしたいと思っております。

次は32ページ、4款衛生費12節役務費のところですか。妊産婦健診について載っているのですけれども、これは今年度何名いるのか。それで、今、少子化傾向ですけれども、去年と今年というふうに見た時に、増加傾向なのか減少しているのか、それをちょっと教えてください。

それから、14ページの13款使用料及び手数料の衛生使用料のことです。保健福祉センター使用料の22万2,000円の減額は、先ほどの説明ですと、利用者の減という報告でしたけれども、今年度から曜日とか時間とかの変更に伴って利用者が減ったのではないかと思われるのですけれども、それはどうなのか。また、改善策というか、利用者が実際、曜日が減ったことでの意見だとか要望だとかそういうのは出ているのか、それもちょうと伺います。

もう1点です。21ページの20款諸収入3目給食費のところでは、それぞれ減額になっていますけれども、人数減のほかの要因というのはあるのか。また、給食費の滞納というのもし書いていますけれども、それは滞納件数とか、その辺のところがかれば教えてください。以上です。

副町長

熊木議員のご質問ですけれども、それぞれ分けた形で回答させていただきたいと思います。まず1点目の燃料費の価額のアップで、それぞれの総体の数量といいますか、これにつきましては、今回の補正、出しているところも予算の範囲内で済ませているところもありますので、総体の当初の量というか額につきましては、もう一回時間をかけて精査をしなければ数字は出てきませんので、これにつきましては後ほど回答させていただきたいというふうに考えています。

次に2点目の温泉の関係ですけれども、今回、平成23年度で1,000万円を追加補正させていただきまして、基金につきましては総額、先ほども言いましたとおり2,300万円程度の基金残高となるわけでございます。それで、議員の皆さん、温泉の方をご覧になったと思いますけれども、相当、屋根の方が傷みがきているということで、そのような関係で町の施設でございますので、温泉の方とも私、協議をさせていただいております。温泉は温泉でほかにも修繕をしなければならない箇所が結構あるということでございますし、そのようなことで現在も協議をさせていただきましておりますけれども、極力早いうちに屋根の補修につきましては、温泉と共同の中で実施をしていきたいということで、温泉には申し伝えておりますので、当初予算にも組んでおりませんが早急な修繕をしていきたいというふうに考えております。

そのほかにつきましては、それぞれ担当課長の方からご説明をさせていただきます。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

妊婦健診の項目について、まず申し上げます。妊婦健診につきましては、当初、妊婦40名という推計で計上しておりますけれども、実質42名となる見込みによるものでございます。なお、妊婦健診につきましては、年14回の健診、あるいは超音波健診がございますけれども、妊婦健診、延べで申し上げますと、23年度におきましては576回分、22年度につきましては430回分という形になっております。

2点目の保健福祉センターの使用料の関係でございますけれども、昨年よりあいくるの入浴施設のお休みが週1日増えまして、水曜日と金曜日という形になってございます。今回の補正については、その日数に基づき実績として減った形になっております。なお、利用者の方からの曜日がお休みになった日の増えたこと、あるいは苦情等については特に出てございません。以上でございます。

議長
生涯学習課長

生涯学習課長。

それでは給食費収入の関係でございます。今回減額させていただいたのは、給食費の欠食も含めて食数が確定したこと、それと最終的な収納率、そういうものを見込みまして減額をさせていただきます。2月末現在

の滞納につきましては現年度分で16名、件数にいたしますと76件と
いうこととなります。以上です。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

1点目の燃料費のことについては、後ほど資料とかで出していただき
たいと思います。その中でアンビックスの関係です。私たちは町内視察
で温泉を見まして、あと近年もすごく傷んでいるのが目にされて、町民
の方からも声は聞くんですけども、まず早期にやらなければならない
屋根の修理っていうところで、その予算というのはどれくらいを見込ん
でいるのか、それがわかればお聞きしたいです。

それから、保健福祉センターの衛生使用料、水、金が休みで、利用者
からは特に意見などはなかったということなんですけれども、実際に曜
日が減ったこともあって、22万2,000円の減額になっているって
いうことは、今後も減っていくことが予想されるのではないかなと思う
のです。それで、その対策というか、やっぱり減らしたのを1回でも戻
すとか、そのような計画ってないのでしょうか。25年度までの自立緊
急実行プランのもとに、いろいろこういう形で減らしたりとかしている
んですけども、その辺は将来的には戻すような方向で考えているのかど
うか、そこをもしお答えできればお願いしたいと思います。

議 長
副 町 長
(再答弁)

副町長。

それでは、最初の1点目の温泉の関係、私の方から答弁をさせていた
だきます。まだ、屋根の修理の正式な見積もりを取っておりませんけれ
ども、いかにせん屋根につきましては銅板で作っているものですから、
相当経費が嵩むということを知っています。まだ本当に細かに見積もり
までは取っておりませんけれども、7,000万円から1億円くらいか
かるのかなというふうに予定をしております。ただ、銅板自体の屋根が
いいのかなどうか、修繕を含めて今後検討していかなければならないとい
うふうに考えております。以上でございます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員のふれあいの湯の関係でございますが、この曜日を減らした
というのは収支の問題で議員の方から提案を頂いて、改善をすれという
ことで、日数を減らしたという過去の経緯がございます。そのことを踏
まえながら、自立緊急実行プランもやりながら、皆さんの利用の仕方も
考えて、議員の指摘を受けたものも当然考えて今の日数にさせていただ
いたということでありますので、その後、先ほど課長から言ったように
特別、不満とか苦情とかは来ておりませんので、今の体系でいいのでは
ないかなと。これは、いろんな議論をいただいた時の収支計算のバラン
スからいくと非常に悪かったものですから、ご指摘をいただいたと。そ
れで改善をさせていただいたということでありますので、ご理解いただ
きたいと思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

予想していましたが、その答弁は。施設を利用するのに開けておいて、
結局、利用されなければ減ってしまうというのは、やっぱり今回のこと

で明らかになったのではないかと思うんです。それで、今後のことで、やっぱりお風呂を利用する町民にとって、本来ならば毎日開いているのが望ましいと思うんです。それが、自立実行緊急プランの中で、見直すというところでやっていた経過がありますし、私もその議論には加わってましたので十分存じています。でも、将来的展望で、やっぱりそれは少しでも戻していける方向で考えていくのがいいのではないかと私は思いますので、そこはちょっと提案させていただきます。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

今のお話してございますが、当時議論させていただいたのは費用対効果もかなり議員さんの方から言われたところでありまして。それで、どこで経費を落とすかということになると、日数、今、利用率の一番少ない日を設定して日数を減らしたということでございます。それによって今、町民の利用者が非常に不便をかけて困っているという事例がたくさんあれば、私どもも変更していかなければなりません、とりあえず25年まではこのプランでいくということで、皆様のご了解をいただいておりますので、その中で私どもは今進めているということでご理解いただければと。その後、いろんなことがこれから出てきた時には、また検討いたしますけれども、少なくとも25年度までの中には今の変更はあり得ないというふうに私は考えています。

議 長
志賀浦議員

ほかにありませんか。

10番 志賀浦 学君。

4款衛生費の中の予防費について、32ページです、お伺いします。当初、この予防接種等、各種検診というのはどのぐらいの見込みで予算を組んだのかということと、これでかなりの減額になっているんですけども、どのぐらい見込みと違うか、差をちょっと教えていただきたい。また、詳しくは後で病院の方でも聞きたいと思っておりますけど。

もう1点、7款土木費、37ページ、道路新設改良費というところでちょっと教えていただきたいんですけど、工事請負費の中の南11線道路改築工事、確か前回、補正で追加補正したはずなんですよ。それで、同じ場所なのか、また何でこれは減額になったのかと。前回、確か補正100なんぼで期間延長とともにやられた経緯があるんですけども、同じ場所なのか、またその辺の経緯を教えていただきたいです。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

予防費の委託料についてご説明申し上げます。まず、各種検診110万円の減額につきましては、受診者数が概ね確定したことに伴い減額するものが主な要因でございますけれども、特定健診と同時に各種がん検診や詳細な血液、尿検査、それから腹部エコー検査などを受診できる人間ドックといたしまして、町立病院で20名、厚生病院で100名の120名を当初見込んでございました。それぞれ町立病院で14名、厚生病院で52名、合計66名の受診となりまして、全体として約60%の執行ということで22万円ほどの減額となっております。

次に、大腸がん検診でございますけれども、大腸がん検診といたしま

しては、当初454名で見込んでおりましたけれども、国のがん検診推進事業の改正に伴いまして、大腸がん無料検診、いわゆる大腸がん無料クーポンを実施するために、23年の第2号の補正で190名分追加させていただきました。当初と合わせまして644名見込んでおりましたけれども、これまでの実績の数字と、それから3月末までの見込みを合わせまして約501名ということになりまして、執行率としては78%弱、27万円ほどの減額となっております。ただし、昨年度と比較いたしますと、大腸がん検診の受診者数は約100名の増、受診率を比較いたしますと、22年度は25.2%から今回28.6%と向上しております。また、全道平均が21年度で14%となっておりますので、本町におきましては、全道平均の2倍の受診率という形になってございます。また、大腸検診の受診者数の増加に合わせまして、胃がん、肺がん検診の受診者につきましても昨年度よりもそれぞれ50名ずつ増えている実態でございます。

次に、子宮がん検診でございますけれども、国のがん検診推進事業によりまして子宮がん検診無料クーポン券に合わせまして、23年度から町独自で20代30代の偶数年の方を対象にいたしまして、受診率の向上、がんの早期発見、早期治療、あるいは健康意識の啓発を目的として検診事業を開始した経緯がございます。子宮がん検診の助成事業につきましては、開始の初年度でございます。受診者数を対象者数の50%で見込み、計上したところでございますけれども、20代から30代の生産年齢の若い女性の方々は、妊娠、出産されることが多いということから、妊婦健診の時に子宮頸がん検診を実施していること、あるいは職域で健診を実施していることが多かったため、受診者数は対象の約20%にとどまっている状況でございます。国、それから町の無料クーポン券を含めまして422名を見込んでおりましたけれども、これまでの実績数と3月までの見込みを合わせますと272名ということで、約60万円の減額となっております。ただし、子宮頸がんの助成事業を開始したことによりまして、先ほど申し上げました20代30代の受診者数が、昨年度50名から、23年度から110名ということで若い世代の方が向上している状況が伺えるところでございます。町全体の受診率といたしましては、昨年度が35.3%から23年度40.6%というふうに向いまして、全道平均が29.8%というふうになっておりますので、高い受診率となっているところでございます。

次に、委託料の予防接種の関係でございますけれども、こちらの方につきましては、まず、感染症予防事業としての定期予防接種ですけれども、主な減額の理由ですが、一つには、麻しん、風しんにつきまして、当初308名を見込んでおりましたけれども、中学1年生、高校3年生の生徒が対象年齢に到達する前に、既に個人で予防接種をしていたということもございまして、3月までを270名というふうに見込みまして、約28万円減額するものでございます。それから、三種混合についてですけれども、当初200名で見込み、計上しておりましたけれども、乳幼

児数の減少によりまして、3月末までを166名という形で見込み、約14万円減額するものでございます。それから、高齢者のインフルエンザの関係ですけれども、当初860名を見込み、計上しておりましたけれども、3月末までに796名という見込みとなっております。22年度については878名の実績があったわけでございますけれども、新型インフルエンザが流行するといったことが昨年度ございましたので、その関係で接種率が減少したのではないかと思います。

それから、次に任意予防接種の関係でございますけれども、主な減額の理由ということで一つには、子宮頸がんワクチン、それから小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンにつきましてはワクチンの不足、あるいは事故の懸念による影響により接種が減ったのではないかというふうに思われます。子宮頸がんにつきましては、当初658名を見込み、計上しておりましたけれども、7月までワクチンが不足したことがございまして、3月までを567名と見込みまして、135万円ほど減額するものでございます。小児肺炎球菌ワクチンにつきましては当初380名を見込み、計上しておりますけれども、1年前の死亡事例の報道後に保護者が接種を控えた期間がございました。平成23年4月に再開いたしましたけれども、事故の懸念等で接種者が減ったものでございまして、3月末までを240名と見込みまして、125万円ほど減額するものでございます。ヒブワクチンにつきましても、小児肺炎球菌ワクチンと同じ理由でございまして、当初333名を見込み、計上しておりましたけれども、3月末現在を見込みますと189名、約86万円減額するものでございます。それから次に、おたふく風邪、それから水ぼうそうのワクチンについてですけれども、おたふく風邪のワクチンにつきましては、単価が6,000円から4,200円に下がったことと、それから当初、1歳から4歳児まで対象年齢全員分の240名を見込み、計上しておりましたけれども、既に罹患された方、あるいは接種をもう終わられた方が多かったことによりまして、3月末までを、おたふく風邪で82名と見込み、109万円ほど、それから水ぼうそうが55名と見込みまして約110万円、それぞれ減額するものでございます。最後に、高齢者の肺炎球菌ワクチンについてでございますけれども、当初1,000人を見込み、計上しておりますけれども、年末から東北地方へのワクチンが多く供給されたということがございまして、ワクチン不足による影響と、それから1回だけの助成となることなものですから、接種される年齢時期をそれぞれ町民の方が自己判断で後ろの年度へ希望される方が多かったのかなということから、3月末までを180名と見込みまして約285万円ほど減額するものでございます。以上です。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

町道南11線道路改築工事につきましてご説明を申し上げます。この工事につきましては議案案件でございまして、昨年7月に工事請負につきましてご説明を申し上げます。それで、12月には設計変更がございまして、内容につきましてご説明をしたところでございまして、

予算につきましては、現行の1億2,500万円の中でございますので、今回、精査により確定したことから減額となったものでございます。以上でございます。

議長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

予防接種関係の方は、詳しい説明をありがとうございました。自分の思いとしては、そちらの方の中までとは思ってなかつたのですが、また病院の方でも関連して後で聞ければいいなと思っているのですけれども、1つだけ教えていただきたいんですけども、例えば予算を組む時に、国庫支出金と支出金という絡みがあるから、結果的にこの対象者全部を対象にした予算計上をしなければいけないのか、それとも、実績なり、道よりも高い接種率という、平均よりも高い接種率ということですから、そういう予算計上というのはできないものなのか、その辺をひとつ教えていただきたいと思います。その点だけでいいです。

あと、もう1つ、土木費の方。精査によるものというのは後から出てきたんだと思うんですけども、確か、前の補正の時はリサイクル採石になるのか、エコ採石か何かの関係で仕入れができなくて、確か補正を組んだとかという話だったんですけども、その時点である程度のことのできなかったのかというのが不思議ではしょうがないのですよね。1億2,500万円の中で補正を組まなければいけない工事が、何で精査してこんなに余ってくるんだと。例えば、補助を組む時点である程度のものはできなかったのか、その辺の経緯を教えていただきたいのですけれども。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

只今のご質問についてお答えを申し上げます。当初予算の中では、ある程度、前年実績を見込みながら計上するものもございまして、また、昨年新規に行われた事業もございまして、その対象となる、例えば子どもさんでありますと対象人数がいても、実際にそのワクチンとなる該当のものが既に罹患してしまったとか、そういったものがなかなか見込みが掴めない現状がございます。そういった中で、当初予算の中では、不足にならないような予算見積もりの計上をさせていただき、年度末最終の中で減額補正をしていく形で、接種をされる方々の町民の、あるいは医療機関に迷惑をかけないような予算組みをさせていただいているということでございます。以上です。

議長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

南11線道路につきましては、只今、ご質問がございまして、12月の時点でご説明を申し上げましたのは、工事内容につきまして、設計変更で増額をした内容につきましてご説明を申し上げました。予算の補正は伴ってございません。そういうことの中で、まずはご理解をいただきたいと思いますが、設計変更の内容につきましては、議員ご指摘の路盤材の変更によるものでございまして、これは、地区の中に当初設計で見たものは不足してなかつたということから、国と協議を申し上げて、こういうような形の中で変更してもよろしいというご指導も頂きまして、設計変更したということでございます。それで今回、こういうことが確

定したことから精査による入札減、それから、予算から見ての減額ということで、このような大きな減額になっているところでございます。また、これにつきましては、すべて国の補償ということでございますので、国の方の了解も頂いているところでございます。以上でございます。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

今の土木費の方の関係で、大体理解はできたと私は思うんですけど、確か、まだ南11線道路は半分残っているかなと思うんですけど、今年、これからまた入札が始まるのかなと思いますけれども、逆に言うと、この今の精査された金額というのは、大体標準の単価というか目安の単価になるのかなというふうに私は今思っているのですけれども、その辺は、どうなのでしょう。次の入札の、残り延長にもよるんですけども、これを目安にして工事が行われるものというふうに考えてもよろしいのですか。その1点、教えてください。

議長
都市整備課長
(再々答弁)

都市整備課長。

只今のご質問でございますが、本年、1億2,000万円弱なのでございますが、一応、今、議員ご指摘のとおり、今回、半分実施をしているということで、これをベースにして新年度になります。1億円ぐらいの予算計上ということで現在進めているところでございます。以上でございます。

議長
菅原議員

3番 菅原 文子君。

2点お願いいたします。先ほどの志賀浦議員の関連なんですけれども、子宮頸がんの接種でワクチン不足によるというお答えを頂いたかと思うんですけども、年齢制限がありますので、もし高校1年生までのお子さんであれば今後どのようにされるのか1点と、あと26ページの9節旅費ですけれども、指導員普通旅費とありますが対象者の方とどのような内容なのかをお願いいたします。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

お答え申し上げます。子宮頸がんのワクチンの関係でございますけれども、高校1年生の対象、これはもう年齢が決まっておりますので、その時点で未接種の場合は終わりということになるかと思っております。以上です。

議長
住民課長

住民課長。

2点目の交通指導員の旅費の関係でございます。10万5,000円の減額になってございますが、交通指導員さんにつきましては、春、それから秋の街頭啓発、それから、いろんな、旗の波ですとか指導員さんには指導いただいて、基本的に1回1,000円の日当という形でお支払いをしてございます。そして、年間の、大体今回3月までの事業が、いろんな交通安全の事業で指導員さんが出ていただいて、総体で減額するという形になってございます。それともう一つ、小中学生の登下校時の指導員の女性の方、立っていただいております。これも同じように、朝、晩で1,000円で計2,000円の日当を支給してございます。そういった関係から指導回数に応じて、なるべく出ていただいているん

ですけれども、都合で出られない指導員さんもおられますので、最終的に1年間の指導員さんの出勤日数に応じて今回精査をさせていただきます、減額しているところでございます。以上です。

議長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子君。

交通指導員に対しては、わかりました。ワクチンなんですけれども、どのような経緯で、お子さんたちがワクチン不足ということで受けられなかったのか。電話予約をして受けると思うんですが、電話予約が遅かったのか、先ほどのご答弁ですと大体人数を何名か、658名ということで挙げて、それで予算を、というお話を先ほどされていたかと思うんですが、それでしたら658名分のワクチンを用意されていなかったのかと思うんですよね。年齢制限がありまして、それを外れてしまいますと5万円から7万円という高額な値段を払わなければいけませんので、もし、その658名分のワクチンを用意するべきものをされていなくて受けられなかったのであれば、今後、やはり子どもさんたち、生徒さん方にご迷惑をおかけするのではないかなと私は思うのですが、そここのところのお考えはどうか、1点だけお願いいたします。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

まず、高校生のワクチンにつきましては、基本的に対象者の方には何度となく個人勧奨の形で、まだ未接種ですということで促しをかけさせていただいた経過がございます。そういった中で、先ほど申し上げましたように、やはり保護者の方は、やはり危険のリスクが大きいということから、お子さんに受けさせなかったということが最も大きな原因ではないかと思われるわけでございます。従いまして、私どもといたしましては、あくまでも受けていただきたいと、現在では無料で受けられますけれども、過ぎますと有料になってまいりますよという話しは、お話しというか通知の中では常時書かせていただいているんですけれども、実態としてご本人の希望で受けられなかったということに尽きるのかなということでございます。以上です。

議長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

それについて私の方から説明させていただきます。子宮頸がんワクチンにつきましては一時期、不足というようなことで取扱業者の方で供給が制限されたという事実がありましたけれども、その後、ワクチンの製造等で流通して参りましたので、その後は予約が入ればワクチンの方は供給できる体制はずっととっておりまして。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第6号については質疑を終結いたします。

ここで、場内時計で2時45分まで休憩をしたいと思います。

(午後 2時35分)

(午後 2時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案第7号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

5番 石川 康弘君。

石川議員

6ページから7ページに関してちょっとお伺いいたします。収益的収支の中で、医業収入、総体で1,800万円が減額だったというふうなことでありますけれども、その次のページの支出の方で、それに合わせてというわけじゃないんでしょうけれども、費用にしましては2,900万円ぐらいのマイナスであると。とりわけ給与費として1,490万円ほどの減額になっております。やはり、これだけ入院患者や外来の患者が減ることによって経費は下がってしかりなんでしょうけれども、そういった中で、この職員手当300万円、それから賃金に至っては1,000万円、そしてその上の給与費ありますけれども、やはり患者数が減ることによって、それに比例して下がっていくというものだと考えてよろしいのでしょうか。ただ、しかし、1節の給料として、看護師給料が130万円ほどマイナスになっておりますけれども、これについてはどういうふうな形で解釈してよろしいのか、その辺りお伺いいたします。

議長
病院事務長

病院事務長。

只今の質問にお答えします。経費の方の給与費の関係でございますけれども、1節の給料、看護師の給料の減額ですが、これにつきましては、看護師1名が育児休暇を取得していたということから、その分を減額したものでございます。職員手当と賃金につきましては、入院患者、外来患者の減少に比例してということではございません。職員手当につきましては、宿日直手当等も医大の方から派遣していただく先生がおりますけれども、当初、当院で予定していた派遣依頼がそのとおり来ていただけなかった分ですとか、あと、今、3名の医師がおりますけれども、休暇ですとか学会、これらに出席する時の代替の医師の派遣を賃金で見えておりますが、学会の出席ですとか休暇等があまり取得されてなかったということから、その分が大きく減額されたということでございます。そのほか、看護師賃金と看護補助者の賃金につきましても、ある程度、入院患者が多くなった時のために補充の分として当初見ておりましたけれども、その補充の賃金を使用することがなかったと、そういったところから減額となったところでございます。以上でございます。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

今、お話し伺いました。いろんな事情によってそういうふうな形で、手当だとか給与費全体が減ったというふうなことですけれども、これは、例えば、看護師に至っては育児休暇があったとか、医師が研究会に行かなかった分だけ臨時医師の賃金が少なかったというふうなことでした

けども、やはり、ある程度、事務長もずっと見ていられてわかると思いますけども、これは相当やはり予定よりも患者数が少ないなど、ですから、どこかでやはり経費節減しなくてはいけない、差し当たりやはり給与費でやるしかないだけに、何とか調整して経費がかからないようにしなくてはいけないという、そういう行為というのは事実行われてきたのか。今のお話の中で聞くと、単なる流れの中でそうなったというふうな形にしか捉えられないのですけども、事務方として何らかのそういう経費節減のための努力はされてきたのか、それについてお伺いいたします。

議長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

人件費の関係につきましては、病院としては、患者様を扱うというようなことで、これを人員削減してサービスを下げるとか、そういったような取り組みにはなりません。当然、最低必要人数は確保しなければなりません。その辺であまり削減して無理をしますと、今度、職員の方の健康上の問題が出てきます。また、夜勤の勤務時間の制限等、これら等も勘案しながら必要最低限の中では対応しているところでございます。以上です。

議長
志賀浦議員

ほかにありませんか。

10番 志賀浦 学君。

先ほども大体聞いてわかったんですけども、予防接種費の減額、これは先ほども言ったように、見込人数と実際の入り込みが違ったのかなという、試算が甘いんじゃないかなという気がするんですけども、その辺の見解をちょっと教えていただきたいのと、あと、入院患者数も回復しない、外来も回復しないという状況の中で、これから予算審議に入るわけですけど、予算がちょっと無理があるんじゃないかという思いがすごくなるんですけども、その辺の見解があったら教えていただきたいです。

議長
病院事務長

病院事務長。

それでは初めに予防接種の関係でございますけれども、今回の補正で1,270万円ほど減額をさせていただいたところでございます。予防接種の収入の見方として、一般会計で計上した額と整合性をとっているというところがございますので、一般会計の方もかなり大きな額が減額されております。それに比例しまして病院会計の方でも大きな減額となったところでございます。

続いて、入院患者数と外来の患者数が回復しないという件につきましては、確かに、なかなか回復してないのが実情でございます。ただ、22年、23年と比較していただきますと、23年は増加傾向にございます。また平成24年度以降も患者数増に向けた対応をしていきたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

議長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

予防接種の関係なのですけれども、例えば、一般会計と整合性をとるようだという事なんですけども、予防接種、別に町立病院に全員じゃ

なくてもオーケーなわけですよ、違いましたか、ちょっと間違っていたら指摘いただければ。確か、いろんな接種があるけども、ほかの医院でもできるものがあれば町立に全部行くというものではないなというふうに私は思ったんですけども、その辺また教えてください。あと、例えば、22年度、23年度と合わせての改善されていることは、四半期ずつに報告をいただいて少しずつ改善されてきているのかなという意識はありますけども、ただ目標数値、病院の改善計画の中の目標数値には、まだまだ届かないというところがいつもの状況なんですけども、それに向かって、あくまでも目標数値がなければ予算も組めないんでしょうけども、どうもそこに達成するまでにどうなのかなという考えがあるので、予算との整合性とは別にしても、予算を組む時にその見込数、入院、外来等の見込数を目標設定するわけですけども、それに向かっていけるのかどうかというのが、今後の見通しというのがあったら教えていただきたいんですけども。

議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

初めに、予防接種の関係でございますけれども、予防接種につきましてはすべてが町立病院に来るわけではございません。ただ、小児科に係る予防接種については、すべて町立病院で接種して全額給付、助成という形をとっております。高齢者の肺炎球菌、あとインフルエンザ、これにつきましては、町内の医療機関ということでございますので、すべてが一般会計とリンクしているわけではありませんが、総体的にもほぼ比例してくるという状況でございます。

続いて、目標数値に対する考え方でございますけれども、考え方としては、やはりその計画を立てた以上はあくまでもそこに向かって進んでいくと。平成24年度が最終年度ですので、その中で病院経営が成り立つような形で今後とも院長はじめ全員で、それに向けて努力していくということで、あくまでも前年度に対して目標数値が下げるとか、そういったことではなく、あくまでも計画に向けて達成するという考え方で、今後、取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

議 長
菅原議員

3番 菅原 文子君。

後戻りして申し訳ないのですが、先ほどの石川議員に関連しているんですけども、先ほど事務長のおっしゃった医師の過労とか、そういう関係なんですけども、町立病院では24時間体制で医療を行なっていますから、代わりの先生にお出でいただけないということであれば、医師がどれぐらいの割合で当直をしているのか、当直した後の勤務状況、長時間で何時間ぐらい勤務しているのか。それと、やはり医師会ではとても進歩が早いので勉強とか学会に行くということは、とても大切なことだと思うんですけども、当直医の確保とか代わりの先生にお出でいただくことがなかなか難しいようなお話をされていましたが、今後の代わりに来てくださる先生の確保をどのようにお考えなのか、お願いいたします。

議 長

病院事務長。

病院事務長

医師の当直の関係でございますけれども、現在3名で、月、大体平均1人6回から7回程度ぐらい当直がございます。金、土、日につきましては、第1週目は、土日ですけれども、札幌医大の第1内科、第1外科、それから神経内科から医師を派遣させていただいております。当院の医師が当直した場合は、次の日も当然、診察がございますので通常どおり勤務時間の中で勤務しているところでございます。それから、学会に出席する場合の代替の医師の確保ということでございますけれども、これについては、平成23年度については学会の出席が3人の先生ともありませんでしたけれども、24年度は学会の出席も当然考えられますので、それにつきましては従来どおり第1内科の方に、札幌医大の方に依頼をかけていくということが前提になってきます。また、札幌医大の方から派遣できない場合には、北海道の地域医療振興財団という所がございますので、そちらの方にも要請をかけて何とか対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子君。

医師が前の日から働いて、そして夜中通して働いて、そして次の日ということになると30数時間になるんですね。その間、患者がいなければ仮眠もとれるかもしれないんですけども、もし、インフルエンザだとか今、はやっているこの時期に患者が多ければ、ずっと通されると思うんですけども、やはり過労ということが一番やっぱり心配なわけで、月6回から7回という、1週間に1、2度程度となりますよね。1週間に1、2度程度30何時間勤務というのは、かなり大変なことだと思います。確かに賃金の中で減額されているということでは大変ありがたいことではありますけれど、やっぱり一番、過労死というのが、先生方の過労というのが今とても問題になっていますから、そのところもまた今後考えていかなければいけない問題なのかと思っておりますので、数字だけにこだわらず、金額だけにこだわらず医師の過労というところも十分考えていただいて勤務していただければと、これは要望としてお願いいたします。

議 長
菅原議員
議 長

答えはいらないのですか。

はい。

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質問がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

10番 志賀浦 学君。

志賀浦議員

1つ教えていただきたいんですけど、先ほどの説明の中で不明水の応分負担というふうに聞いたんですけども、この不明水の応分負担というのは、箇所が特定されなくても江別市と、その規模によって分けて、うちが負担する状況なんですか。その辺、ちょっと教えてください。

議長
都市整備課参事

都市整備課参事。

只今のご質問にお答えいたします。江別市との関係性につきましては、施設に関する費用負担協定と、維持管理に関する費用負担協定と2つ持っております。現在は維持管理協定の中で、毎月、南幌町から送水している水の量に応じまして、1立米当たり40円、加えます消費税分を負担しております。そういったことから、年に応じましては春先の融雪時期の侵入水ですね、不明水と称しておりますけれども、年によっては多い年がございます。今年当初予定していたよりも、そういったような時期が重なり、その分の経費が不足したので追加させていただいたという内容でございます。

議長
志賀浦議員
(再質問)

志賀浦 学君。

すみません、私の聞き違いか、先ほど不明水の応分負担と聞いたものですから、確か南幌からの流量の中の不明水かなという認識でいたものですから、ちょっと聞いたんですけど、その中で先ほど確か修繕料、マンホールの修繕料等は減っている状況の中で、どうして不明水がこんなに増えるのかなというのは、もし考えられる要因としては何かあるのか、その辺を教えてください。

議長
都市整備課参事
(再答弁)

都市整備課参事。

只今のご指摘がございましたとおりに、施設から侵入するということが大きく考えられるのは下水道管渠ですね。土の中に埋設している管渠、さらにその管渠を管理するためにマンホールですね。道路上に約50メートルおきぐらいに入っておりますけれども、そのマンホール、それともう一つは、皆さんの家庭に設置しております公共枡、町が管理している施設なんですけれども、そういったようなことで維持管理の中で調査、清掃業務をかけておまして、不明水対策ということで調査を行いまして修繕をかけている部分がございますけれども、これもやはり経年劣化と申しますか、追っかけばっかけやはり古くなっていく施設の中からやはり雨水ですとか、そういったものがやはり入りやすくなるというようなことで、毎年そういうものを直しながら、その不明水対策を講じているといったところでございまして、それにまだ完全には追いつかないといったような中で不明水として、その分も費用を負担しているといったような内容でございます。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算

(第2号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第12号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第6号については、起立採決を行います。

議案第6号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日8日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって明日8日午前9時30分まで延会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 3時10分)

議長 おはようございます。 (午前9時30分)

昨日より延会となっております、平成24年第1回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

日程17 議案第13号より日程28 議案第24号までの12議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程17 議案第13号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程18 議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

日程19 議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程20 議案第16号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

日程21 議案第17号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定について

日程22 議案第18号 平成24年度南幌町一般会計予算

日程23 議案第19号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計予算

日程24 議案第20号 平成24年度南幌町病院事業会計予算

日程25 議案第21号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計予算

日程26 議案第22号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

日程27 議案第23号 平成24年度南幌町介護保険特別会計予算

日程28 議案第24号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上12議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第13号から議案第24号までの12議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第13号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、非常勤職員に対する報酬額を変更するため本案を提案するものであります。

次に、議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましては、平成23年人事院の勧告等にかんがみ、職員に支給する給与について必要な措置を講ずるため本案を提案するもので

あります。

次に、議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、第5期介護保険事業計画期間中の平成24年度から平成26年度までにおける第1号被保険者の介護保険料を規定するため本案を提案するものであります。

次に、議案第16号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、占用料の一部を改正するため本案を提案するものであります。

次に、議案第17号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定につきましては、南幌町都市公園25箇所及び南幌町営野球場について、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案につきましては、平成24年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました平成24年度各種会計予算編成の概要により副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。

副町長 (予算編成概要の朗読により説明する。)

議長 只今上程されました12議案の取扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今上程されました、平成24年度各会計予算及び関連条例議案等の審査につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して本12議案を付託し、休会中に審査してはいかがでしょうかと思いますが、議長よりお諮りお願いします。

議長 お諮りいたします。只今の佐藤 正一君からのご発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本12議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

只今設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今設置されました予算審査特別委員会の委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今、佐藤 正一君から提案がありましたとおり、委員長には川幡 宗宏君、副委員長には志賀浦 学君とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には川幡 宗宏君、副委員長に

は志賀浦 学君と決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午前 9時58分)

議長 おはようございます。(午前9時30分)

去る3月9日より予算審査特別委員会のため休会となっております、平成24年第1回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

日程29 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は9名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原 文子君。

菅原議員 農業研修生のための住居確保について町長にお伺いいたします。世の中の動きを見ていると、北海道の農業が国内においてますます重要になってきていると感じます。本町の基幹産業は農業であり、第5期南幌町総合計画の中でも「緑豊かな田園文化のまち」と謳い、農業政策に力を入れていることがうかがえます。その施策の中の一つとして「次代を担う優れた担い手の育成」の項目がありますが、農業後継者となる農家子弟の人数が年々減少している中、農業研修生を受け入れる農業法人や、個人農家が増えてきました。このことは、本町の農業にとり、大変喜ばしいことだと思えます。外からの風を入れることにより、新しい考え方を取り入れたり、活力が増してくるからです。10年後、20年後を見越し、今から人材育成に取り組むべきと考えます。

しかし、研修生の住居が共通の問題点であります。本町には、単身の若年層のための町営住宅はありません。ほとんどの研修生が町外から通うか、事務所に寝泊まりしています。本町の農業発展のためにも、農業研修生のための住宅の確保を早急に用意することが必須だと思えますが、町長の考えを伺います。

議長 町長。

町長 菅原議員の農業研修生のための住居確保についてのご質問にお答えいたします。

初めに、特定目的住宅の現状を申し上げます。平成18年7月に元町教員住宅3棟6戸及び稲穂教員住宅2棟4戸を特定目的住宅へ移行し約5年経過したところであります。特定目的住宅全体のうち、元町1棟2戸及び稲穂2棟4戸については新規就農又は農業研修による入居者のため、元町1棟2戸は移住体験事業による入居のため平成19年度から使用しており、元町1棟2戸は火災や自然災害時など緊急に備え入居できるよう確保しております。現在の入居状況は、農業生産法人及び個人農家の研修生が各1戸、農業生産法人の従業員が3戸であり、1戸が空き住宅となっております。

今後においては、現在の空き住宅を有効に活用していただくとともに、継続的に不足が生じる場合には、町営住宅の弾力的運用などを検討して参ります。

議長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子君。

今、ご答弁いただきましたけれども、農業法人3戸でありということでお話がありましたけれども、農業法人の方の中でも、やはり入れない方がいるということで、昨年からも私の所に相談に来ていただく方が何人かおります。その方たちも、町営住宅ということでお願いはしていたそうですけれども、独身の方の入る所がないと、そういうことでお断りをされたという経緯もございます。その方たちは今、違う所で、本町ではないんですけれども、アパートを借りている状況にあります。中には、冬の間でも通年で雇用しておりますので、事務所で寝泊まりされている方もおりました。その方たちにのたためにも、やはり住宅を早急に確保ということをお願いしたいと思いますが、ここに空き住宅1戸となっておりますので、その所にどうして入れていただけなかったのかなという疑問も私の中には生じております。これから弾力的に運用などを検討して参りますということでお話しいただいておりますけれども、中には、古くてもいいのでどうかしていただけないかというお話もありますので、その中でも、もう一つお考えをいただいて、弾力的ということでは、あと何年とか、何カ月単位とか、そのところも早急にしていただきたいので、そのところもわかりましたらお答えいただきたいと思っております。

議長
町長
(再答弁)

町長。

只今の菅原議員の再質問にお答えいたします。空いているということとは、来ておられないんです、相談に。ですから、私どもは、今、対応している部分では十分間に合っている、ですから空いているのです。そういうことで、今後については全体の住宅事情等々も配慮しながら、いろんなことを検討しなければならない、利用者が多数出てきた場合については、そういうことであろうと思っておりますので、ただ、今の現状では、私どもに来て、議員の所にはたくさん来ているのかもしれませんが、役場に来ておられないものですから、私どもは今、空いている状態にまだほかの方法を考えるということにはなっておりません。以上です。

議長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子君。

今、お答えいただきましたけれども、そういうところで役場の方と、それと農業法人さん、あるいはまた個人の方と意思の疎通がなかったのかなという思いで私は聞いておりました。やはり、今年の農業委員会さんと産業経済とのお話しもありましたけれども、その中でも出ていた問題でありますので、全く相談がなかったということではないなと私は認識はしております。そのところでもう少し意思の疎通についてどのような形をとっていただけるのか1点だけお伺いいたします。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えいたします。この住宅の関係については、農家とか農業法人会だとか、以前に早くにあったから今回こういう、うちの町は対応してきているんです。知らなかったという話しにはならないので、皆さんの要望があって、こういうものを開放してきているわけ

でありますから、その辺ご理解いただきたいと思っております。だから、いろんな所に相談をいただきたいと思えます。あるいは農協さん、あるいはうちの農業委員会、あるいは産業振興課、いろいろありますので、情報が入らないうちに私どもに何をすれと言われても非常に厳しい問題でございますので、議員もそういうのを察知したなら担当課の方に来て、いろんな話をさせていただければもうちょっと違う形になったのかなと。そういう何人か、1戸は空いているので、町外から通わない方が少なくても1人はできたのではないかなと私は今考えているところでありますので、やっぱりいろんな所に相談を、自分で判断しないでいろんな所にかけていただければと思っております。当然、私ども、新しい担い手をきちんと育てていきたいというふうな思いもございますし、うちの町は幸いにして今のところ担い手不足にはなっておりませんが、これからいろんなことが出てくるのだろうと、そういう意味では新しい力が農業の中に入っていただくのが望ましいことでもありますので、町としてもできる分については考えていきたいなと思っております。

議 長

以上で菅原 文子君の一般質問を終わります。

次に5番 石川 康弘君。

石川議員

私は、道央圏連絡道路建設について町長にお伺いいたします。小樽と千歳を結ぶ全長80kmに及ぶ道央圏連絡道路は、既に約半分の40kmが完成し、随時供用が開始され多くの車が通行しています。本町でも昨年からは美原バイパスに続く中樹林道路7.3kmの用地測量など工事着工の動きが見えてきました。

この道路の用地買収に関係する人たちには、既に二度ほど説明会が行われていたと聞きます。また、設計概要の図面が示されましたが、あくまで関係者だけの説明であり、広く公表はされていません。しかし、その図面を見ると、この道路はきらら街道と道道大曲栗山線の周辺は立体交差となりますが、それ以外は当別バイパスと同じく平面交差の構造になるとされています。それにより、沿線に住む人たちにとっては、仕事や日常生活をする上で、幅の広いこの道路を横断しなければならず、とても不便になると言っています。

さらに、地域高規格道路とは、沿道や交通状況に応じて一般道路以上の速度を出せる自動車専用またはそれと同等の機能を有した道路とされているので、そこを農機具などの低速車で横断することはあまりにも危険過ぎるのです。せめて信号機を設置するとか、立体交差にするなど住民の安全を考えた構造にはできないものでしょうか。加えて、用地買収される地権者だけでなく地域住民の声をまとめ、国と協議できる期成会の設置は考えていないのでしょうか。

町長は、開発局、札幌開発建設部にどのように住民の意見を伝えていくのかを伺います。

議 長
町 長

町長。

石川議員の道央圏連絡道路建設についてのご質問にお答えいたします。

1点目の信号機設置につきましては、交通量調査の結果、設置する基準を満たしていない。しかし、道路が完成した後、所管が公安委員会となりますので要望はして参りたいと考えております。

次に、2点目の立体交差につきましては、道路構造及び交通量調査に基づき設置の有無について検討されることから、構造上難しい状況ではありますが、安全を保たれるよう要望を行って参ります。

3点目の国と協議できる期成会の設置は、とのことですが事業整備促進につきましては、関係市町からなる期成会において要望活動を実施しており、議員のお気持ちは十分理解できますが、事業の詳細について要望する期成会の設置は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、4点目の国に住民の意見をどのように伝えるのかとのご質問ですが、所管となります札幌開発建設部に今までも要望して参りましたが、今後におきましても地元の要望は伝えて参りたいと考えております。

5番 石川 康弘君。

議長
石川議員
(再質問)

私は、この質問をするに当たり、先に工事が行われ、既に供用開始されている当別町に行き、話しを聞いてきました。そこで、まず先に申し上げておきたいことは、道央圏の物流の大動脈として本道経済振興に重要な道路であること、さらに、この町発展のために欠かせない道路施設であることは十分承知しておりますし、早期着工、早期完成を願う、町民の一人であります。そのためには、この道路の沿線住民と友好的関係で共存することが重要ではないかと思う次第です。平面交差する道路は、見ますと、美原大橋を過ぎて高速道路江別東インターを過ぎてから、南12線のきらら街道までとなっていますけども、その間に信号機が何カ所か必要ではないかと思うのです。なぜならば、速度のついた車が切れ間なく走行するようでは、なかなか道路横断することはできないからです。この沿線は農村地帯です。春から秋までトラクターやコンバインなどの低速作業車が頻繁に横行します。また、老人も多く住んでいるので徒歩で横断することもあります。それを無理して横断しようとしたら交通事故にもなりかねないからです。せめて2カ所ぐらい、押しボタンと感知式信号機でもあれば安心して道路を横断できるんだというふうに地域住民の方も言うております。信号機は、確かにご案内のとおり公安委員会が設置しますけども、当別町の話しによりますと、なかなか付けてもらえないらしく、設置まで5年から7年もかかったというふうに聞きます。その間に交通事故があっては取り返しのつかないこととなりますから、ですから、できるだけ早いうちから要請してほしいと思います。

また、関係団体による期成会だけでなく、地域住民の意向をまとめるための期成会が必要なのではないかというふうに提案しましたけども、個々それぞれが工事業者やら開発局に行ってみても聞き入れてもらえないこともあります。本格的に工事が始まったら、いろいろとトラブルやら問題が発生することもあるわけですから、それをスムーズに解決するためにも、地域住民による期成会を組織することで、地域住民の意見をま

とめてもらえるでしょうし、それにより、工事業者も気持ちよく作業ができると思うのです。当別町でも、用地買収の時点から地域住民を中心とした期成会を立ち上げたそうであります。当別町の場合、当別バイパスと美原道路の2地区に分かれていますけども、それぞれ別々で設置して、工事の終了まで組織していたそうです。とにかく、大きな道路が地域を二分する形で通ることで、地元の人たちの日常生活は大きく変わると不安を抱いています。少しでも不安を取り除くためにも、町としてしかるべき交渉と住民への説明をすべきではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。地元要望という部分でございますが、今、2回ほど説明会をして聞き取りをしております。この高規格道路は、我が町だけでなく当別町も平面交差でございました。課題は同じ課題の部分でありますし、これからできる長沼南幌道路なんかと同じような形態のようでありますから、まだ最終決定はされておられません。その要望を聞きながら、できるだけ改善をした中で道路をつくと。そして、特に高規格道路ということでございますので、やっぱりそういう部分を重きに国は考えているようであります。普通の国道だとか道道をつくるのとはちょっと違う、高規格道路というのは、やっぱり物流確保のためにどうしても必要だということ、しかし、我が町を通る時、今、石川議員がお話ししたような部分、危険性も当然はらむものですから、私も、このことある度にはその問題、十分提起をさせていただいて、ですから、若干遅れているというのは地元要望の話も聞いていただいているから、本来もっと早く進んでいるのだと思っておりますが、いろいろ要望をさせていただいたところで、若干、皆さんから遅れて怒られておりますが、その部分は聞く耳を持っていただいて、その中の設計で今、ことを進めているということでありますので、地元要望が全然聞けていないというわけではなくて、聞きながら、改良しながら設計に入っているということでございますので、これからは私どもはそうしていきたいし、期成会を作って何回かという話しもありますけれども、それは、町が取りまとめて要望していければ十分ではなかろうかという考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議 長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘君。

今、お答えいただきました。確かに当別町の場合には、地権者や町内会長を中心とした構成で期成会を組織し、町は事務局というふうな形だけで携わっていたというお話しでしたけども、今の町長のお話しですと、組織はしないにしても、そういったことを町が取り次いで伝えていくというふうなことでお話しいただきました。どういうふうな形で機能していただけるか、それはまだちょっとわかりませんが、十分、住民の意見を反映されるようにしていただけるように町側の働きを期待したいと思っておりますけども、それは、特別、期成会というふうな形ではなくて、それでもやはり細かな形で住民に説明していくことも併せてやってい

ていただけるといふふうなことなのではないでしょうか。最後にお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えしますが、地元の要望に対しては、町もちゃんと受けとめて、国の機関等々に要望して参りたいなど、そういうふうに思っています。

議 長
熊木議員

以上で石川 康弘君の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子君。

町長に2問の質問をさせていただきます。まず1問目は、T P P (環太平洋連携協定)への町の姿勢は。日米両政府は2月7日からT P P交渉について、日本の参加に向けた事前協議を開始しました。日本政府は重要品目に配慮しながらもすべての品目を交渉対象にすると基本方針を伝えました。野田政権がT P Pに参加を表明した途端に、アメリカは圧力を強めています。こうした事態を受け、昨年各地で反対運動や決起集会が相次いでいます。私は、町長はじめJ A南幌などと懇談をもち、町としてT P Pのあり方について協議すべく集会や学習会などを開催し、広く町民にT P Pによる町内の農業や雇用などへの影響を知らせる必要があるのではないかと訴えて参りました。この間、T P Pに関しては44道府県、80%を超える市町村議会が反対、慎重の意見書や決議を議決し、本町議会も意見書を採択しています。

とりわけ農業に与える影響は甚大であり、比較的大規模の本町の農業でも、農家1戸当たりの規模が1万ヘクタールのオーストラリアとは太刀打ちできず、壊滅的な打撃を受け、地域のコミュニティーは崩壊してしまいます。とりわけ基幹産業が農業の本町にとっては存亡の危機と言っても過言ではありません。

以上の状況を踏まえて町長に2点伺います。

1つ、T P Pが締結された場合、本町の農業や雇用、商業への影響額はどのように試算されているのか。また、本町で生産されている、米・麦・主要な野菜などに与える予想される影響額はどのように捉えているのか。

2つ目は、町長は将来の町の姿をどのように考えるのか。また、今後の打開策をお考えか、その2点を伺います。

議 長
町 長

町長。

熊木議員のT P P (環太平洋連携協定)への町の姿勢はのご質問にお答えいたします。

1点目のT P Pが締結された場合、本町の農業や雇用、商業への影響額並びに米・麦・主要な野菜などに与える影響額についてのご質問ですが、まず、米などの重要品目についても関税が全て撤廃され、かつ、それらを踏まえた国の農業政策や包括的な経済政策、また、北海道あるいは町、農業団体などが振興策等を講じなかった場合、本町における農業生産の影響額として、米は21.7億円、麦は8.6億円、てん菜0.9億円、酪農0.6億円で、総額で31.8億円の試算結果であると道

が公表しております。その影響割合は、本町の農業全体生産額34.2億円の約93%にも及び、基幹産業が農業である本町では、壊滅的な打撃を受けることになると捉えております。

なお、雇用や商業への影響額の試算でございますが、道では空知管内全体における関連産業、地域経済、雇用の影響試算を公表しておりますが、市町村単位では用いる統計資料が公表されていないことから、現時点ではその試算はされておられません。

2点目の将来の町の姿をどのように考えるか、また、打開策の考えは、とのご質問ですが、先ほど申し上げましたように、重要品目も関税撤廃され、かつ、国あるいは道、町及び農業団体が将来を見据えて迅速に農業施策等を講じなかった場合は、農業が基幹産業である本町にとりましては、町の歴史や姿を大きく変えるものであると大変強く危惧しております。

また、打開策についてでございますが、現在、アメリカをはじめとした関係9カ国との事前協議が一巡し、今後は一層政府の動向を注視する必要があるところですが、現時点で、本町としては関税撤廃に対する包括的な施策を単独で講じることは容易にはできませんが、専門的で大規模な土地利用型農業を展開する本町農業の影響は、議員が言われるとおりとりわけ大きいものであります。そのようなことから、本町としましては政府に対してTPP参加交渉に対する明確な対処方針、客観的な情報開示及び国民的議論などについて、様々な機会を通じて求めていく考えでありますのでご理解いただけますようお願い申し上げます。

議長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

最近またTPPに関しては、状況が刻々と変わってきています。今朝の新聞でも、昨日、東京で農業団体が1,000名集まって決起集会を開いているという報道もされています。私は思うんですけども、この間、TPPを取り巻く情勢は正しくなかなか国民に伝わらない、以前町長とお話しした時も、町民にも一般の方に本当にTPPの本質が伝えられていないってことを危惧されていたのは、一緒にお話しして感じました。多くのマスメディアは、政府とか財界の狙いを推し進めるという役割を大きく果たしているのではないかなと感じています。TPPが関税撤廃の経済連携協定であるということ、この実態が、だんだんわかるにつれて全国各地で反対運動が今、巻き起こっています。私も、先日も空知でシンポジウムがありまして、南幌町でも農業委員の方、農協の理事さんとかいろんな方にお誘いしてお話しをしてきました。そういう中でお話をした中では、やはり皆さん、特に農家の方は農業に対する影響がすごく大きいということで、本当に大変心配しています。農家の方が心配していることだけではなくて、今、だんだん明るみになっているのは、保険とか医療とか雇用とかいろんなすべての面に、このTPPは影響を与えるということがはっきりしてきました。先日、韓国の農民代表をお招きして、そのシンポジウムを開いたんですけども、韓国は、昨年、アメリカと韓国の間でFTAを先にもう締結しました。締結してからい

ろいろ出てきている中では、アメリカにとってはとても好都合な、それでその相手国にとっては不都合な条約がたくさん出てきています。韓国の農民は、F T AでさえもこうだからT P Pへなったらとどまるところを知らないということで、ぜひ日本でも、これは撤回しないとだめだ、絶対阻止しなければならないということをお話されていました。私も、いろいろ新聞を読んだり情報を集めています。これは農業新聞、同僚議員に借りたのですけれども、こういう形で大きく報道して啓蒙しています。だけど、これが本当に今のマスコミは、農業者だけの問題と片づけるものですから、一般の方がなかなか自分たちには危機感を感じない状態になっていると思います。だけど、食の問題ということでは、食べる物を安く外国からたくさん輸入すればそれで済むのかっていうと、全くそうではないと思います。現在の日本の自給率、農水省の試算でも、このT P Pが締結されればわずか13%に落ち込むということが、もうはっきり示されています。私は、南幌町に引っ越してこられた若いお母さん方ともお話しをしましたけれども、その方たちは南幌に引っ越してきて、南幌は空気もおいしく、広々としたところが本当に魅力だと。そのほかに、お米も野菜も安全でおいしいと。だから、いつまでもやっぱりこういう条件の中で生活していきたいということをお話されていました。この方とT P Pのことを話した時に、テレビとかでは何かやっているようだけれども、自分にそんなに大きく振りかかってくることは全く考えていなかったと、その若いお母さんがおっしゃいました。これは、すごく大変なことだなと私は思うんです。先ほど韓国の農民のお話をしましたけれども、いろんな毒素条約とかいろんな条項が盛り込まれていて、それがT P Pの締結の中でも間違いなく盛り込まれるだろうということが予想されます。例えばその中の一つ、毒素条項ということをお話するとI S D条項というものがあっていて、アメリカの企業が、例えば韓国の政策によって損害を被ったという場合などは、多額の損害賠償をアメリカ側から起こすというものです。いろんな、日本も自動車産業とかいろんな形でアメリカとそういう裁判とかやった時に、とても太刀打ちできるような形ではないと思います。こういうこと、あといろいろあるんですけれども、例えばB S E、牛肉の問題で以前もそういうことが起きましたけれども、そういうふうにかきた時も日本に、例えば9カ国やりまされども、相手国にとっては、アメリカ以外の国にとっては、とっても不条理なことでも、それをそのままのみに飲まなければならないというようなことが、本当はそのT P Pが本当に平等な条約であれば、そういうことは許されるはずではないんですよね。ですから、そういうことも考えて今、いろんな団体から反対運動が起こっているということで、ちょっと長くなったんですけれども、先ほど町長のお示しいただいた答弁の中で、本町に与える影響ということで、町の農業全体生産額の93%、ですから、わずか7%しか町の農業生産は出ないということになります。これは、本当に町が壊れてしまう状況になると思います。多くの学者とかもいろいろ言っていますけれども、地域のコミュニティーが

全部壊れてしまうということで、それはもう重大な問題だと思っています。先ほど、雇用のことでは農業に従事する、そこだけを出して計算はできないということと言われていましたけれども、ちょっと1点伺います。南幌町は雇用の場所というのが、やっぱりなかなかなくて、農家以外の方が、団地の方たちもわりと農繁期は農家でアルバイトをしたり、仕事をしているという状況が多く見られると思います。その方たちを考えた時に、そこから得られる収入というのは、それを考えただけでも町の雇用というところでは、すごく大きな影響を与えたいと思います。大まかにでいいんですけども、その試算というのが出ないのかどうか、それを1点伺います。

それから2点目で、打開策をどのようにお考えかというお話しをしましたけれども、昨年も、今とは状況は違いますけれども、TPPに反対するという事で同僚議員がこの3月の議会で一般質問を行いました。その前後にも、私もその頃もJAとか町長ともお話しをして、各地での運動を紹介して、役場とか町を挙げて反対運動、署名とかそういうことをしてはどうかという、そして、集会とかも開いてはどうかというお話しもしましたけれども、その打開策のところではそのようなことをお考えかどうかが伺います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。TPPの問題については、これは、もう21分野24項目、今、農業新聞だけを取られていたいただいたきまされたけれども、私は、その21分野、日本の国民にとって全部影響があるわけです。ただし、国からきちっと情報を開示されているのが非常に少ないとの大学の先生、あるいは評論家を見ても、それは自分の私見を入れながら、こういう想像をしてこうなるのではないかっていう議論をされておりますが、私は早く国が、この21分野24項目にして、どうあるべき、どうなるんだという、きちんと公表することが、それによってTPPがどうなるんだということが、私は一番大事ではないかなと。うちの町では農業だけとられておりますけれども、農業の部分でいくと、食の部分でいくと安全基準というのは日本が一番でありますから。それも、なし崩しになる可能性もあるし、あるいは雇用の問題も当然、今、若年の失業率も高いわけでありますから、その部分からいくとそっちにも影響があると。それから、医療についても非常にある。それは、お金がある人はいい高度な診療を受けられるけれども、お金のない人は受けられないような状況になると。いろんな分野がございます。ですから、当然、日本が一番優れている国民皆保険、そういう部分も全部、危ない報道が非常に出ているんですが、どれをとっても国からの発信がほとんどないんです。今、インターネットから国の発信を全部見れるんですが、私も見てるんですが、ほとんど出てきていない状況です。ですから、私はまず国がきちっとして情報開示するべきだと思っています。ですから、町村会を通じて、そこを国民の不安を取り払うためにも、国がきちんと、どういうことで交渉にしているのかという部分をきちっと出し

ていただく、ですから、マスコミが一部取り上げているんな報道をされているのですが、合っていることもあると思うんです。ただ、それも想像に、国が出してない中で想像で書くマスコミが出ていると思いますので、惑わされないように早く国が、国民が惑われないように僕は出すべきだと。そういう運動は当然続けていこうというふうに思っております。うちの町で、先ほど申し上げたように農業で非常に大きな打撃を受けると予想されます。ですから、このままではどうしようもない国になってしまうよ、という話をさせていただきました。特に、北海道はこれから、食の部分でいきますと農林漁業、日本の中では一番伸びる要素があるわけですが、逆に言うとＴＰＰの問題が入ってしまうと一番大変な都道府県になってしまうと。そのことも踏まえながら、ですから、北海道も中心となって、今、やっていただいている。それは、町村会、市長会、議長会、全部通じながら皆さんで、あるいは農業団体等々、商工会も含めてやっていただいておりますので、そういう意味で国民生活を守るためにこのＴＰＰ参加にもっと広く開示をしてやっていくべきだというふうに思っています。それで、先ほど質問がありました雇用等々の試算はできますかと、これは、いろんな雇用の問題がございますので単純には出ません。申し訳ございませんけども、そのルールが非常に難しいという部分がございますので簡単には出ないということでありまして。それから、町民に向けては、うちの議員の質問にもございますが、それは考えておりますので、ぜひいろんな方が、町民の方が参加していただいて、町民集会を考えておりますので、出ていただいて現状のお話を聞いていただいて、それぞれ個人が直面する問題がこのＴＴＰの２１分野に入っているんだよというふうに理解をいただいて、そして、どうあるべきかということやっていくべきだと私は思っていますので、どこまで情報開示できるかというのは非常に難しい、これは、私がなぜためらったというのは、国が情報開示していないのに町が、さも、したような開示を町民に与えではまずいのかなと。やはり、きれいに全部わかる、ある程度わかる表示をしてから説明した方がいいのではないかと。混乱を招いたら困るからという心配もございましたけども、ほとんどの先生が、あるいは、いろんな方が今出ている中では同じような、私も持っている考えと同じような考えでありますので、町民にお知らせしても、そう、道が外れたお話しではないという状況になってきましたので、町民の方々に理解をしていただくための集会を開いていこうと考えております。

議長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

町長も農業者ですから大変一致するところがあります。国が情報開示をする、それは本当に大事なことで、大前提で、それは本当に私たちも強く訴えていきたいと思っております。先ほど、最後のところで、町民集会なりを開いていくというお答えをいただきました。そういう中では、やはり首長さんの決断というか、決意というか、それは大きく町民を動かすことになると思っておりますので、そこはしっかりやっていただきたいと思

ます。私は、この間、いろいろこの4町だけではなくて、北空知の奈井江の町長さんとかいろいろな方とお話しをしました。そういう中で、首長さんの思いがびんびん伝わってくると、ああ、その町は本当に一つの方向に向かっていくのだなということを感じます。例えば、JAでいうと、長沼の組合長さんともお話しをしましたけれども、やはり全部のところでもマスコミに向けても、町民とか国民に向けても、いろんな形のアピールをしていかなければマスコミも取り上げないんだってということで、そういうお話しもされていたので、南幌で開くことが皮切りになって空知にも北海道全部にも波及していけばいいなと思っています。ですから、TPPは本当に、オール南幌、オール空知、そしてオール北海道で、国に対しても阻止していくということで参加も私も呼びかけますし、成功させていきたいなと思っています。先ほどの、私、数字を昨年も出していただいて、今回もその影響額ということで93%というのは、本当に町民の一人としても重く受けとめていかなければならないなと思っています。農業に従事する人のは出ないということだったんですけども、私の周りで見ても、若い奥さんとかが種まきとかそういうのに参加していて、というのを身近にすごく見るんですよ。それで、大丈夫、体、大丈夫と声をかけながらも、逆に、そういう人方も農業の辛さとか喜びとかそういうものを味わっていただいて、それで、畑からそういう作物が、農民のすごい苦勞を伴いながらも育っていくんだということを見てもらうということは、この町だからできることだとすごく思います。町長の先ほどの答弁にもありましたけれども、本町の農業、もともとは700戸以上あったものがどんどん少なくなってきました。けれども希望はあります。近年は、若い人方がUターンしてきたり、後継者不足はないってことおっしゃいましたけど、担い手のところで、そういうのは本当に私たちに希望を与えてくれます。ですから、その人方を励ます意味でも、この運動を大きく取り組みたいなと思います。強い町長の姿勢というところで今伺ったんですけども、さらにもし何かあれば伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。私は、先ほど申し上げたのは、当然、農業の方の影響が非常に大きいわけではありますが、もう一方では、我が町の方針にもございますように子育ての町南幌、そういううたい文句をしているわけでありまして、次代を担うの人たちに、やっぱりきちんとした食を提供していくべきだというふうに思っております。その辺、TPPの問題にいけますと、すごく危惧されます。だから、子どもたちが将来にわたって安心して生活できる体制づくりは、私どもがやっていかなければなりません。そのために、このTPPというのは本当にこれでいいのかどうかと。よく全町民の皆さんが理解していただきたいなと。中には私の所にも、なんで反対するんだと、そういう人たちもたくさんいます。安くなるものをなんで止めるんだっていう話で、そういう声もありますが、先ほど言ったように安全基準が非常にあいま

いであります。それは、将来にとっては非常に危惧される問題であります。そして、一番大事なのは、今ある農地が5,500ヘクタール余りであります。その農地をいかに守っていくか。守る若者がやっと芽生えてきて、うちの町は当面、極端な後継者不足にならない状況になっています。それは、先輩たちが受け継いできた農地をきちんと守ってきた、そういう部分がございます。そして、安心安全な食料を供給してきた。その姿を見て後継者が私は戻ってきていただいたと思っています。ですから、そういう環境づくりに影響を及ぼすものについては、これはいかなのかなと。ですから、大きな声を上げて、空知管内あるいは北海道全部挙げて、この問題を取り組んでいかなきゃならない。かたや世界では飢餓で苦しんでいる子どもたちもたくさんいるわけでありますから、そのことも十分認識しながら、生産できるものを止めないで、安全なものを、そして心身共に健全な子どもたちを育てていくべきだと思っていますから、それらも含めているものですから、町として出すからには正しい情報をきちんと出して行って、みんなのご理解をいただこうと、そういう考えで進めていきたいと、そんなふうに思っています。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子君。

2 問目に入らせていただきます。町民が利用しやすい役場庁舎内の改善についてです。私は、平成19年第3回定例会で役場庁舎の改善について質問いたしました。住民にとってさらに利用しやすい庁舎となるよう改善策などを求めましたが、改善されたところや町民からの反応など伺います。

また、今後の対応として、受付窓口や総合案内、何でも相談室などを設置することで、町民にとってはさらに利用しやすい役場になるのではないかと思います。各種の相談に訪れる町民に対して、どのような対応をされているのか。時々、庁舎に入った時に目にするのは、廊下のスペースで担当職員と相談者がわりと大声で懇談というか、意見を言われているというか、そういう様子を見ることがあります。プライバシーや個人情報の面からも適切ではないと思うのですが、相談室の設置は急務ではないかと思います。また、総務課やまちづくり課などは1階に設置することで、より町民と一体となったまちづくりができるのではないかと思います。庁舎内の各部署の配置の改善など検討されているのか伺います。

議 長
町 長

町長。

町民が利用しやすい役場庁舎内の改善についてのご質問にお答えいたします。

初めに、改善されたこと、住民からの反応についての質問ですが、町民の皆様が手続きなどに主に利用される部署にきましては、役場庁舎1階に集約しており、町民の皆様が庁舎に入ると一目でわかる表示といたしましては、各部署、各グループと、その取り扱う業務を明記し、その部署がどこにあるのかを番号表示し、わかりやすいよう改善をさせていただいております。町民からは、以前より表示がわかりやすくなり利用

しやすくなったとのご意見もいただいております。

次に、受付窓口や総合案内につきましては、従前より検討を進めてきたところではありますが、現在、定員適正化計画に基づき進めている関係から、人員配置が難しく、その対応として庁舎案内板など、庁舎全体を含めて利用しやすい、わかりやすい庁舎案内となるよう改善して参ります。

次に、各種相談に対応する相談室の設置についてですが、基本的には、窓口での対応としておりますが、相手方の相談内容によりましては、会議室での個別相談を行っております。また、会議室が空いていない場合などは、税務課内の相談スペースを活用し、相談者に対するプライバシーの保護などに配慮して対応しておりますので、ご理解をお願いします。

最後に、各部署の配置については、これまで必要に応じて機構改革を含め実施してきたところではありますが、限られたスペースと基本的には町民サービスを提供する部署が優先されることから1階での配置になりますので、ご理解をお願いいたします。

今後につきましても、町民の目線に立ち、より一層の住民サービスの向上に努めて参ります。

議 長
熊木議員
(再質問)

1 番 熊木 恵子君、

19年に質問しまして、それから改善されたところを今、町長に答弁頂きました。私も役場に時々来て、自分で提案しておきながら、このところがこんなに変わったのかと思うことが先日ありました。それで、課の方に、ここ、いつから変わったんですかと言ったんです。そうしたら、これはもう大分前からなっていますよと言われて、自分としてもちょっと申し訳なかったなと思うところはありません。だけれども、ネットの所にいろいろ配布物を入れて、取りやすいような形でというのでは、すごくいい工夫がされているなと思います。ですから、そういうところは十分やっていただいているということは評価しています。ただ、受付とか総合案内というのは、前回も同じようにできないということだったんですけれども、工夫の仕方というか、ほかの町にちょっといろいろ聞いたり、町に出かけていった時に伺ったりした時に、特別、総合案内という形で1人をそこに部署として配置しているわけではなくて、回り番で、そこに仕事を持ち込みながらやっているとか、あと、うちの町でいうと1階の窓口の所で、そこにちょっとネームを付けるとかそういう形でも、来た人が、ここで聞けばいいんだなということが日常からわかればすごくいいのではないかなと思うんですよね。そういうような工夫ができないのかということで、そういう検討をされてできないということとか、そこをちょっと伺います。

それから、相談室なんですけれども、先ほど、相談室の設置というところでは、空いている会議室とか、それから税務課の所の仕切っている所とおっしゃいました。私も、税務課にちょうど相談に行った時に、その仕切りがあって、そこで税務の相談の時はできるんだなと思ったんです。やっぱりそれが1階なり2階なり、スペースは小さくてもいいんで

すけれども、やっぱり必要ではないかなと本当に思います。プライバシーというか、来られる方がいろいろ相談の内容によって、その課で対応して、その場合によっては部屋にご案内してということをやっておられるとは思いますが、何度か目にしたのは、廊下のいすの所に座って、その状況は、高齢者が耳が遠くなって大きな声で話すということもありますけれども、そうではなくて明らかに行政のいろんなことについて結構、喧々諤々やっているというのを目にします。そうすると、やっぱりほかの用事で庁舎に訪れた人にとっては、なんだろう、何があるんだろうということで、あまりいい印象は与えないと思います。ですから、やっぱり場所を何とか作ると。それが普段使われない時は使われないでいいんです。でも、やっぱり来た時にこういう所もありますということがあると、もっと気軽に相談に来られたり、それに対して適切に職員も対応するということでは、いいのではないかなと思うので、そこをもう一度お答え願いたいと思います。

また、役場庁舎内のロビーの所とかも、今、ペレットストーブとかを置いたり、いろいろあります。役場の1階ロビーというのは、やっぱりその町の顔ですよ。そこに入った時に、この町はどういう取り組みをしているのかということ、町内の方、町外の方とかは特にそう思っで見られると思うんですよ。ですから、うちの町に産業というところで、いろんな工場だとか生産したものとかが展示されるという、そのもの自体が少ないので、どこが多いというあれではないですけども、その展示物は少ないのかもしれないんですけども、そういうものと一緒にもう少し、町民が訪れた時に、いすはありますけれども、その所にもっと工夫して、例えばペレットストーブも、こういう形で今、町が取り組んでいるんです、自然エネルギーでこういうものの取り組みをしていますということの、もう少しわかりやすい展示とか、それから、今、稲わらペレットに取り組んでいますけれども、そういうもののパネルを表示するとか、また、昨年から実施しています南幌町のいいもの探しとか、そういう形で写真とかを募集して、その写真を展示する、全部はもちろん展示できないんですけども、その1階のスペースに展示するとか、そういうことをやることで、もう少し温かみのある庁舎になるのではないかなと思うのですけれども、その辺のことでは何かお考えがあれば伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。窓口サービスにつきまして、十分、今、全職員に心がけさせていただいて、それぞれ声をかけていただいて、探し物をしている、あるいは部署を探していると、できるだけ気づいたら声をかけるようにしております。ただ、十分でない部分もあるかもしれませんが、仕事も持っておりますから、できるだけ声をかけるように、困っている方を見受けたら声をおかけする、それが接点になりますので、まず、声をかけてあげるといようなことが大事ではないかなということで、私どもは考えているところであります。今、そ

の徹底をさせていただいているところでございます。まず、来た人にやっぱり心のゆとりを持っていただくというのも大事で、声をかけて、こういうことですよ、どこですか、と声をかけただけでもちょっと安心されるので、そのことをできるだけ気づいた職員がすぐに対応できるようにという話をずっとさせていただいて、だいぶ浸透はしてきておりますが、まだ十分とは言えませんが、そういう部分でさせていただいております。

それから、相談室、これはいろいろ難しい問題がございます。最初から相談室に行くと言ったら、何だ、とまた怒られますので、それは職員がケース・バイ・ケースで会議室やら、あるいは、税務課のスペースを使うというのは、そこそこの判断の中でやっておりますので、多少廊下で荒い言葉でやりやっても、それはその人がそこでやれっという部分もあるものですから、よそへ連れていくと、何だ、とまたがんがんなっちゃいますので、この辺が難しいのでそれぞれ職員の対応をさせていただいて相手の動向も見ながら、全部が一律でございませぬので、そういう人については会議室を使ってやっておりますので、十分、今のスペース中では機能は果たしていると思っております。

それから、玄関、これ大事なんです。今、熊木議員もいろいろおっしゃっていただいておりますが、熊木議員も玄関からあまり入っていないということですよ。そういうパネル表示だとか、この間までは写真も展示しておりましたし、それから特産品のショーケースも置いてあります。だけど、熊木議員と同じで、町民の方々もぱっと用事のある所へ行きますので、後からそんなのあったのと、これは私もよく聞くことありますから、できるだけ工夫しながら、置く場所も何年かに1回配置替えをしたりして、町民の目につきやすいようにと、いろいろ限られたスペースですけども工夫しながら一応やっておりますので、まだ不満があるかと思いますが、新しいものを入れたり、いろいろ考えながらしておりますので、帰りにはぜひ見ていただければと、そんなふうに思っております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子君。

私が不満があるとかそういうことではなくて、私は町民の声を代弁して言っているつもりです。確かに、私は裏口から入ってきます。それで、そのまま裏口からまた出ていくということが多いですけども、でもやっぱり1階ロビーの所は、なるべく行くようにはしています。ですから、気がつかないことも確かにあって今指摘されたこともありますけれども、展示物というか物産のそういう所は、物産を入れ替えるほどのそういうことがなかなか残念ながら工業団地が十分埋まらないとかそういうこともあって、あるかと思うんですけども、やっぱり入れ替えですとか、こういうものがあるのかということでは、先ほど町長が、用事を足してすぐそのまま帰ってしまうということがあったけれども、やっぱりもう少しゆとりをもって見回せるような、それに目を引くような、やっぱりそういうような工夫とかアイデアというのは、常に、常日頃、気

をつけてやっていかなくちゃだめではないかなと思います。相談室のことがなかなか難しいということだったんですけれども、ケース・バイ・ケースでやられているというのは、私も先日も担当の方とお話しをした時に、すごく感銘を受けたのは、いろんな方が来られてすごくかっかと感情的になってこられた方に、こちらもがっと言ったのではダメなので、まずは話しを聞ける時は、まず聞くようにしていますということをおっしゃっていました。それは、まず本当に大事なことで、一番大事なことだと思っんですよね。それで、話しを聞いて、聞きながら、これはどういう所に行こうとしているのかということ判断して、それを次の課につないでいくということをおっしゃっていました。そうか、そういう対応をされている方が増えてきているというか、前からいたんでしょけれども、そういうところでは、やっぱり職員の、いろいろ今、町長も言われましたけれども、町民と向かい合うということではやってこられているのかなと思います。そこはまた引き続き取り組んでいただきたいと思っんですけれども、先ほど私が1問目で言ったように、まちづくり課とか総務課、十分、今の役場の庁舎の中ではなかなかスペースが難しいとかいろいろあるんですけれども、住民課とかはもちろんですよね、だけれどもそのほかにも、やっぱりまちづくりが今何をしているのかということ、1階にそういうスペースがあると、もっとまちづくりに対しても町民がそこで話しこんだりいろいろ聞いたりということではいい方向に向かうんじゃないかなと考えていたものですから、そのような形で庁舎内の全体をどういうふうにしたらうまく機能して、町民にとってももっとよくなるというような検討というか検証とかそういうことを何年か1回とか何かそういう形でやられているのか。それから、もし、やられた上で今の形なのであれば、例えば、2階に用事のある方が、体の不自由な方とか、そういう方が来た場合、1階から2階に下りてきていただくとか、そういうことは、やられていると思っんですけれども、そういうようなことを何かこう表示する、そういうような工夫も必要ではないかと思っんですけれども、その辺ではどうでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。いろいろ、住民の皆さんから役場庁舎を利用される上で、私どもも機構改革をしているというのは、そういういろんな情報をもらいながら、住民にとって一番利用している所の部署が1階にあるべきだということでございます。ですから、住民課だとか税務課というのは当然そうですし、公営住宅や水道にかかわっている部分は住民の皆さん全員が利用される部分がありますので、今のスペースでいきますと、そこが主流だということでございますので1階に機構改革の時に考え、いろいろやっているところであります。ただ、全部が平面であれば全部の課が1階になるのかと思っんですが、そういう意味で、今はそういう町民の利用率の高い所をどうしても1階にさせていただいているというところであります。今後においてもいろんなところが出ればまた考えてはいきたいと思っんですが、今の現在は、そうい

う要請というか、多くの町民の方の声があったものですから、そういう部分をさせていただいております。

それから、先ほども申し上げましたけれど、1階の職員が担当課ではなくてもそういう話を聞けば当然担当課の方へ連絡します。足の不自由な方については、当然職員が下りてきて相談をさせていただいる、それは1階の職員の気配りというか目配りが大事なんですが、できるだけ、先ほど申し上げたように声をかけて今やっているの、それを継続して今後とも執り進めていこうということでもありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長 以上で熊木 恵子君の一般質問を終わります。
ここで、場内時計で10時50分まで休憩をいたしたいと思います。
(午前10時35分)
(午前10時50分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
次に8番 川幡 宗宏君。

川幡議員 2問質問いたします。まず1問目、TPP締結反対運動の再始動についてということで、TPP参加については、民主党政権の平成の開国自由貿易等で喧伝し、それに対して賛成一色に染まったマスメディアに、私たちの反対運動は一方的に無視されています。しかし、TPPに参加することの根拠があまりにも弱く、その論理があまりに曖昧ではないでしょうか。反対運動に対して、開国に対しては鎖国、また、自由貿易に対しては農業保護のようにTPP賛成論には、このせりふでTPPに参加すべきだという結論になっています。論理が矛盾していてもTPPに参加するしかないと他の結論を許さないようになっている現状です。TPPが締結され関税が撤廃されれば北海道の専業農家が壊滅的な打撃を受け、農業が基幹産業の各地方自治体にも多大な影響が出ると思います。

現在、TPP参加の事前協議に入っていますが、いまだ情報が正確に開示されていません。このままだと、なし崩しにTPP参加ということになるのは必定です。ここでいま一度、農業者だけでなく消費者、町民にしっかりと情報を伝え、TPPの内情を説明してTPP参加反対運動を展開しなければ将来に禍根を残すことになると思います。

町長にお尋ねいたします。

TPP反対については、議会議員全員が反対の合意のもと意見書を出しています。町長も反対の意志は同じだと思います。そこで、今後どのような反対運動をどの時期に、どのような方法をとるのか伺います。

2番目に、反対運動の中心的な役割を町で、そのリーダーシップを町長に託したいと思いますが、いかがですか。

議長 町長。
町長 川幡議員のTPP締結反対運動の再始動についてのご質問にお答えいたします。

まず、TPPへの参加は、本町はもとより、北海道、我が国の将来を

大きく左右する重大かつ深刻な問題であると受け止めております。

現在、農業・産業・医療などに対する具体的な影響や対応方針が示されない中でＴＰＰ交渉参加を前提とした関係国との事前協議が進められていることに関して、国が交渉内容の開示や情報の提供を適正に行うことが何より重要であると考えております。また、事前協議において我が国の国益を損なうような要求が示された場合には、速やかに事前協議から撤退することを強く望むものでございます。

1点目の今後どのような反対運動をどの時期に、どのような方法で行うかとのご質問ですが、これまで北海道町村会や農業関係団体と連携し要請活動を行ってきたところであり、引き続き北海道農業の重要性を訴えて参ります。また、このＴＰＰ問題が町民の方々にも十分にその内容が理解されていない実態を踏まえ、町主催によるＴＰＰ問題を考える全町集会を開催して参ります。

2点目の反対運動の中心的な役割を町で、リーダーシップを町長に託すとの質問ですが、町内の農業関係団体や関係団体との連携強化に加え、関係機関の動向を見据えながら対応して参りたいと考えております。

8番 川幡 宗宏君。

再質問いたします。数十年後には世界の人口が90億になると言われております。そんな中で、食糧は本当になくなっていく、食糧難の時代が絶対来ると、そう言われております。ＴＰＰによって、日本の農業を支えている専業農家が農業を継続できなくなった時、日本の1億2,000万の国民の食糧をどうやって守るのでしょうか。国の責任の一つに食糧の確保、食糧を安定的に供給しなければならない義務、これがあると思います。自国で食糧を守らなければ食糧の安全保障が失われます。それと、今まで築いてきた食の安心安全も脅かされると言われております。1つには農薬の規制の緩和、1つには米国産牛肉の輸入規制の撤廃、要するにＢＳＥ牛肉の問題ですね、それと1つには遺伝子組替作物の輸入拡大ということです。また、医療分野では国民皆保険制度が崩壊すると言われております。1つに、安い労働力の参入によって雇用が失われ、失業者の増加が懸念されています。以上のことから、ＴＴＰの実態を町民に知らせることが重要だと思えます。町民にとっては中身を十分に知らなくて、締結され、後で悔いを残すことになることは不幸です。私たちは町民に知らせ、町民に判断を仰ぐ期待を与えなくてはならないと考えます。聞くところによりますと、ＴＰＰを考える全町集会の開催は3月24日に開催するとお聞きしました。また、町民に開催の内容を示したチラシの配布を、新聞折り込みである方針と伺いました。全戸配布を、新聞折り込みするということですが、これでは普通のチラシと同等に扱われ、効果が十分に得られないと思えます。

そこで提案ですが、今後、町、議会、農協、農業者がいま一度真剣に取り組まなければならないと考えます。1つに、町理事者、議会議員、農協役職員、農民協議会、農業委員、商工会役員、農業青年部員、4Hクラブ会員等を一堂に集めた会議を開催し、今後の運動の展開と24日

議長
川幡議員
(再質問)

の集会を成功させる意識の高揚と意気込みをに皆に伝える方策をとること。1つ、チラシ全戸配布については、この集まったメンバーで全戸訪問配布をすることが最大の効果が上がる方法だと考えますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの議員にもお話ししたとおり、このに21分野というのは、非常に大きな影響を及ぼすと。とりわけ、基幹産業が農業の我が町については本当に大きな影響を及ぼすと。まして、優良な農地で優良の農産物を生産している地域が非常に北海道に多いわけでありますから、その影響は計り知れない。ですから、北海道が今、挙げてこの問題について取り組んでいると。我が町もそういう意味では、私も含めて関係団体と一緒にやっていくということでございます。そして、その中で今後の集会、24日に開催を予定の集会の中で、各団体を集めてやってはどうかというお話しでございました。それは、もう意識の高揚がそれぞれの団体長、持っておりますので、それを一生懸命、今取り組んでいただいております。ですから、その部分で、私も当初は寄せてやろうかというふうに思ったんですが、そういう各団体の盛り上がり的大事かというふうに、団体長が強い決意を持って、やりましょうということでありますので、今、各団体を回っておりますし、また、個人的に回っている方もたくさんおりますので、そちらの盛り上げ方が大事なのかなと。その上でチラシも当然配布をさせていただくということでありますので、町としても町に関係する団体、いろんな団体に今、歩いて、出向いて、これから私も出向きますけれども、そういう中で訴えながら1人でも多く参加していただいて、TPPというのはどういうことなんだということを、やはり理解していただく。ですから、今のままじゃ反対せざるを得ない、この辺をきちんと国がどう守るかということが出てこない限りは、本当に大変なんだよという話をさせていただこうと。そういう意味ではいろんな団体が、そういう意味で動いていただくのが一番かなと。他人任せじゃなくて、どの団体にも影響があるということで動いていただくのが一番いいのではないかなということで、団体長会議的なものは開催を見送ったということでございますので、ご理解をいただければと思います。

議 長
川幡議員
(再々質問)

8番 川幡 宗宏君。

1つ答弁漏れがあると思いますが、新聞折り込みでやる全戸配布、先ほどのことと言いますと、団体長会議もこういう大きな会議を持たないということですから、これは、チラシで新聞折り込みでやるということでもいいのですね。

それと、1つ言いたいのですが、農業団体が今まで表に出てTPP反対運動をやると、非常に去年までやっていました。11月までみんなやっていたと思います。農民協あたりも。そうすると、やっぱりマスコミがこぞってTPP賛成、またそういうことがありますので非常に風当たりが強いというか、そういうことは運動に非常に制約が受けたとか、

いろいろ言われたとか言ってやりづらかったと。そこで、わたしは町民に訴えるのであれば、行政が、また議会が顔になることは町民が話しを聞いてくれる、そういうことが一番そういうことになると、このように思っております。行政、議会がそのメンバーの頭を、要するに頭をとると言うのですか、それがやっぱりぜひ町民に対しては話しを聞いてくれる方策になると思いますので、ぜひ町長がそのリーダーシップをとって、先ほども言いましたけれども、いま一度この農業団体の全員のメンバーを集めた、60人から70人の会議になると思いますけれども、そういうような方策をとって意識の高揚と、やっぱり24日の集会の効果が上がるように全戸訪問配布するくらいの気持ちを持っていただきたいと、このようなことに対してお考えですか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

川幡議員の再々質問にお答えをいたします。TPPの問題、本当に大きな問題であります。しかしながら、町を挙げて反対とか、まだ開示が非常に難しい判断であります。ですから、考える集会とさせていただくというのはご理解いただきたいと思っております。そういう意味では、やはり広く町民の方々に理解いただく情報提供をする、あるいはわかっていたく集会を開いていくというのは、町主催でやらせていただくことにさせていただいています。そういう意味では、農業団体だけでないという意味で皆さんに理解いただけるのではないかなと。町にとっても大きな問題であると。当然、議会にも共催になっていただいておりますが、それらを含めて進めていこうということでもあります。

チラシの配布、ご意見、わかります。わかりますけれども、今そういう意味で農業団体等々とはやっていただいております。ただ、町内会の町内会長さんやら、あるいは行政区長さんともいろんな方とお話しをさせていただいておりますが、なかなかその辺の問題があって、新聞チラシをさせていただいている状況でございますので、1人でも多く声をかけられるような状況になれば一番いいのしょうけれども、いろんなことが言われておりますので、やっぱり町民に配布するというのはそういう手段を使わざるを得なかったかなと。これはちょっと反省材料です。今後これだけではございませんので、いろんなことがこれからも起きてくるだろうというふうに思っています。その時には、またそのことも、今、提案あったことも含めて今後の中に生かしていければと、そう思っております。

議 長
川幡議員

8番 川幡 宗宏君。答弁漏れがあれば許します。

それでは、2問目に移りたいと思っております。町振興発展に向けた道央圏連絡道路の活用はということで、道央圏連絡道路が江別東インターから南15線まで整備区間になり、数年後には開通になる見通しとなりました。この道路は札幌と千歳、苫小牧を結ぶ物流道路、千歳空港へ結ぶ観光バスのルート、また札幌を中心とする多くの人たち通行道路として、たくさんの車が行き交うことになる重要な交通ルートになると推察できます。

そこで、我が町はこの道路を町の活性化、振興発展にどのように活用するのか町の方針、または町長の考え方を伺います。

議 長
町 長

町長。

町振興発展に向けた道央圏連絡道路の活用はのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、道央圏連絡道路は札幌市を中心として5市3町を横断的に結ぶ交通体系を形成することにより地域の連携が促進され、連携による地域の活性化並びに道内各圏域からの物流に大きく貢献するものです。

従って、本町におきましても、空港や港湾へのアクセス向上に伴い、農作物の輸送に対する利便性や効率化が図られることから、販路拡大など農業振興の活性化につながるものと期待しておりますし、道央観光圏域とのネットワークから温泉施設やパークゴルフ場、ゴルフ場など集客施設の活性化が図られるものと考えております。

さらに、企業誘致活動においては、他市町村よりいかに地理的に優位であるか大切なセ ルスポイントであり、物流が必ず伴う企業において特に重要なことから、企業誘致活動に一層弾みがつくものと期待をしております。

このほかにも、供用開始による計り知れない波及効果も考えられますので、1日でも早い完成を要望して参ります。

議 長
川幡議員
(再質問)

8番 川幡 宗宏君。

再質問いたします。平成16年の第2回定例会で、ある議員の質問に対して、井澤前町長でございますが、この道央圏連絡道路は、工業団地、住宅団地の販売促進に大きく寄与すると期待していると。また、農産物の物流の効率化や、都市と農村との交流促進が図られ、町の振興発展に寄与できると答えております。また、その中でアイデアを幾つか示しております。1つには、道の駅、また流通団地、物流基地と。また、1つには観光農園、都市と農村との交流が期待されると、このように答弁しております。しかし、この答弁が昨年度発表された第5期南幌町総合計画には、この道路に関する計画は示されていないように思われます。数年後には開通する道路を積極的に効率よく活用し、町の大きな飛躍につながるような計画を作成、実行することが重要だと考えますが、いかがですか。お答え願います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。この道央圏連絡道路、これがつながることによって、かなりの波及効果が当然つながる、ものすごく大きくなるだろうと私たちも予測をしております。ただ、今の状況でいくとかなりの年数の遅れが来ておりますから、うちの総合計画が28年度までであります。その中には当然つながる見込みが今のところ私にはないというふうに考えております。これは、世の中の動きからいくと非常に厳しい問題があると。要請としては、平成の20年代に全部がつながる要請はしてございましたけれども、今の要請の中の反応でいきます

と15線、美原大橋から15線は平成20年代に何とかというお話をいただいておりますが、全線については答えが出ておりませんので、まだ当分かかるだろうと。その間、私どもは総合計画、新たなまた見直しがかかりますので、その中で、その道路を生かしながら、どういうまちづくり、今も当然いろんな形の中でどうあるべきかという議論をさせていただいて、先ほどの議員の要請もありましたけれども、何とかうちの町に残って、通ってもらっただけじゃなくて立ち寄っていただく手法も当然考えていかなかったら、ただ土地を提供して、ただ行ったり来たりしているという話しにはならない。ですから、これは農業団体やら関係団体とも協議をさせていただいて、どう寄っていただけることをどういうふうに考えていくのか、この施設を含めて検討して参りたいなと。川幡議員から言われた要望、十分わかるので何とかできるものをきちんと、あるいは国にお手伝いをいただきながら一緒になってできるものはどうかということこれから、今、関係部署と検討して参りたいなというふうに思っております。国も、いろんなもので状況が変わってきておりますので、地域の、先ほどありましたけども要望も含めて、この道路の生かし方をどうあるべきだということで、いろんな方が今見に来ていただいておりますので、その都度私どもも、そんな地域にやっぱり波及効果のある道路、そして施設等々の部分の整備については、ある程度国にお願いしたいなと。そのために何がうちの町にとっていいかというのは、これから議論させていただきたいなと、そんなふうに思っています。

議長
川幡議員
(再々質問)

8番 川幡 宗宏君。

今、町長から、今後28年以降にこのことを考えるということですが、この道路を活用したまちづくりを計画しなければ他町村に遅れをとると思います。何もやらなければ、ただ通行するだけの通行道路、こういうことになると思います。そこで、この道路をどのように振興計画に取り入れていくかということを目に示していただきたいと、このように思います。私たち、議会もこの道路を南幌町に活用するか、調査検討したいと考えますので、今後の町の方針が出た段階でいま一度討議したいと考えます。早急に計画を示してくださることをお願いいたします。

先ほど、同僚議員の答弁の中で地元期成会はいらないと言っていました。私は過去に国営中樹林農地再編整ビジョンの期成会役員をやってきました。数々の要望等は、期成会を通じて折衝した方がより成果が得られると考えます。期成会と町が一体となって、道央新道の諸問題に対処するため期成会をつくることに前向きに取り組むよう、町長のいま一度のお考えを伺いたいと思います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

川幡議員の再々質問にお答えいたしますが、先ほども同僚議員の質問にお答えいたしましたように、なかなか期成会をどうするべきかという議論もさせていただきましたけれども、これは国営農地再編とは意味が大分違うのであります。従いまして、あくまでも国が造る道路という分野で、利用する方はいろんな方が利用するわけでありまして、特に物流

関係者が早期に早く造ってくれよという運動がかなりあります。そんなことも含めて、当然、町民の方にかかわることも十分私どももわかるわけですから、それは町が既に要請しているところでありますので、それらを含めながら、それから説明会等々で住民の方からいろんなご意見をいただいております。それらを即、同じように町としても、こういうことがあるのでこの辺の配慮をいただいて造っていただきたいという、もう既にやっておりますので、今、ここで作ってどうのこうのということよりは、そういう部分で、逆に言うと町に皆さんが声を上げていただいて、伝えていく方がよりスムーズに行くのではないかなというふうに思っておりますから、今から期成会を作ってどうのこうのというのは、私の考え方には今ございません。

議 長

以上で川幡 宗宏君の一般質問を終わります。

次に7番 内田 恵子君。

内田議員

新しい小学校の未来像について伺います。新しい校歌も決まり、子どもたちは、はずむ心で学ぶ喜びとわくわくするような探求の楽しさを、大勢の仲間と分かち合える、新しい南幌小学校の開校を待ち望んでいることと思います。また、町民の皆様も1年生のような不安や喜びの気持ちでおられるのではないのでしょうか。3校の特色が混じり合い、より良い特色のある学校で、地域と一体となり、教育と共育を学ぶことができるのは喜ばしいことと思います。教育行政にかかわる皆様には、親の願いと子どもたちの夢に地域と共にしっかりと寄り添っていただき、校歌のように自然を愛する人、仲間を愛する人、そして自分をも愛する人になってほしいと願っておりますので伺います。教育目標を幹として、教育長の豊かなご経験から南幌小学校の未来にどのような新たな枝葉をお考えでしょうか伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

新しい小学校の未来像についてお答えいたします。

子どもたちの未来によせる町民の皆様の夢と希望と祈りを託した南幌小学校を開校いたします。眩しく天を突く近代的な建築様式と、かつてない子どもたちの生活空間、この威容に、旧南幌小学校、夕張太小学校、みどり野小学校、それぞれが母校の繁栄を願ってきた心情、忍び難い心情をも超越した畏敬の念を抱きます。明るく心が弾む間取りと、優しさと温もりにあふれた木を素材とした壁面、広々とした空間構成。感性、心の豊かさは教え込むものではない、環境の中から自らが身につけるものと、校舎の内外にさりげなく優しく配慮されております。

平成23年4月、統合小学校開校のため統合準備委員会を設置し、平成24年3月その任を終えました。南幌小学校の教育目標をはじめとして、教育活動にかかわる全てが網羅され整備されました。磐石のハードとソフトが完成いたしました。南幌小学校で子どもたちと共に学ぶことになる教職員を主とし、教育に携わる私たちにいただいた仕事は、地域、父母の皆様方のご協力、ご支援を得て、南幌小学校に魂を入れる仕事であります。

議長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子君。

昨年の大震災以来、日本中で絆やつながりという言葉が多く聞かれるようになりました。人々が支え合い、助け合える社会の構築が望まれているところです。復興を目指して、30年、40年といった時、日本はどのようになっているのでしょうか。その時、社会の中核を担っているのが今の子どもたちです。その南幌の宝っ子たちが、ご答弁にもありました、優しさとぬくもりにあふれた校舎で互いの絆を強め、信頼し合えるような人間性を育みながら学んでほしいと思っております。何といたっても、私たちの未来の最大の夢と希望の子どもたちですから、これから先、未曾有の苦難が待ち受けていようとも、無尽蔵の夢と勇気を持っている子どもたちのために、何年、時が流れても色あせることがない、命の吹き込まれた本気の教育目標、また、枝葉であってほしいと思い、教育長に再度伺います。もう1点伺います。新しい校歌を町歌のように町民の方々も聞くことができないのか、併せて伺います

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

大変難しいご質問ですので、確たるものを持っているわけではありません。ただ、私自身にも思いがありますので、それを話させていただきます。お言葉にありましたように、未来を担うのは子どもたちであります。私たちは、子どもたちに豊かで希望のある世界を準備する必要があります。今日の今の生活、明日の食べること、食料も大事ですけれども、未来につながる灯をともし気持ちはいつの時代にも必要なのではないかと考えております。子どもたちに信頼される教師であり、大人の存在が問われているのではないかとと思います。なぜなら、教育は信頼の中でこそ機能するからだと思えます。子どもたちが様々な信頼の中で学び、育つことができる教育を実現することが願いであります。前提としましてお話しさせていただきますけれども、私たちの住む社会、資本主義社会ですけれども、この社会はフェアな手段、そしてフェアな競争を通じて社会の経済を進歩、発展させるシステムではないかと思えます。それは、きっと社会に高い倫理観がなければ達成ができない社会だと思えます。倫理感があって初めて機能する社会ではないかと思うからです。そういった土台の上に教育があると思われれます。そういうことで、述べさせていただきました。

新しい学校の校歌についてのお話をいただきました。これは、様々な人の力を借りて出来上がったすばらしい校歌です。まさに、子どもたちに託す夢と希望と、そしてやはり祈り、それが込められた校歌ではないかと思えます。それを、どう町民の方に伝えるかということでのご意見だと思えます。1つは、子どもたちを通じて、子どもたちからきっと親に伝わっていくと思えます。併せてできることならば、町内に放送されている時間帯に校歌を流せられるような形がとれば嬉しいなというふうに思っております。検討させていただきたいと思えます。

議長
内田議員

7番 内田 恵子君。

南幌小学校に魂を入れる、この言葉を聞かずして子どもたちをお願い

(再々質問)

するとは言えないと思っておりましたが、それぞれが地域と深いつながりを持った学校、特に町長、議長のおひざ元の学校、また、ご自身も夕張太小学校から始まった南幌との縁が立場を変え、教育長として、また、統合準備委員の一人として、南幌小学校に魂を入れるとの力強いお言葉をいただき、安心いたしました。これからも多くの問題が生ずることが想像されますが、南幌のただ一つの小学校になった縁と絆を大切に、地域とともに子どもたちを守っていくためにも、教育長の深いお考えが教育行政にかかわる皆様方に雪解け水のようにしっかりとしみていくことを望んでいます。また、南幌の防風林の柳のように雪にも風にも負けない、しなしなと柔らかく、かつ力強い未来につなげるお言葉がありましたらお聞かせください。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

またまた大変難しい問題でございます。正確にお答えできるかどうか自信ありません。ただ、8年間、9年近くになりますけれども、この仕事をさせていただいた中で、子どもたちが育っていくのを随分見させていただきました。その子どもたちの言葉を借りてお答えいたしたいと思えます。3年前になりますけれども、中学校の子どもたちが学校祭の準備のために町長のところと、私のところに学校祭で作る学級新聞の取材に来ました。その時、こんな話が子どもたちからありました。水谷先生の話が聞きたい。これは水谷修さんという、全国的にも有名な方ですよ。そのことで、ちょっとお話をさせていただきますが、水谷修先生というのは1956年横浜に生まれた人でして、その後、上智大学哲学科を卒業されております。そして、横浜の市立高校の教師をやり、社会科の教師をしたり、横浜の総合高校の教諭をやったりして、9月ぐらいに退職しているんですけど、2004年なんですけれど。この人の活動は、中高校生の非行防止と更生、薬物汚染の拡大防止のための夜の繁華街をパトロールして、薬物防止の講演では全国を駆け巡っております。2003年の東京弁護士会の第17回では人権賞を受賞した先生です。著書に「夜回り先生」という本があります。サンクチュアリでしたかね、出版社。その先生の話が聞きたいと。その要望に応えようと思ひまして、近隣の市町村と連携して、1つの町ではなかなか呼べないものですから、教育長さん方と相談してみました。長沼ではもう既に、元教育委員長さんが中心になって、呼んで講演をいただいたんですね。栗山だとか由仁だとか相談して機会があればぜひ呼びましようということでしたけれども、まだ実現には至っておりません。この水谷先生の話の内容は優しさと愛なんですね。優しさと愛です。どの子どももお金なんか求めてません。戦争なんか求めてません。求めているのは、周りの人たちからの優しさや愛です。それを子どもたちにあげてください。分けてあげてください。ということがメインの中身です。優しさや愛をあげるのにお金も何もかかりませんと言うのです。それは、大人の人たちがちょっと気持ちまわせばあげることができるんです。そういう優しさや愛が今、私たちの住んでいる社会にどれだけ少なくなっているか。そんな簡

単なことができない世の中にどんどんどんどんなっています。そうではなく、愛や優しさをほんの少し子どもたちに分け与えてくださいと。そうすると子どもたちは必ずよくなります。必ず大人を信頼します。周りの友達と分かち合って生きる人間になれるはずで。そういう主張をしている先生です。お話を申し上げて答えにならない答えをさせていただきます。

内田議員
(再々々質問)

ありがとうございます。当たり前ですが本当に難しいことをいただきました。しっかりと未来につなげたい、明日へつなげたいと思います。これで終わります。

議 長

以上で内田 恵子君の一般質問を終わります。

次に6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員

町長に2つのご質問をさせていただきます。まず、最初の1つ目、住む人に優しい公営住宅のあり方について。現在、南幌町内の公営住宅は4団地168戸で、このうち町が管理している公営住宅は3団地108戸、その中で、栄町の3階建ての団地は、現在72戸中70戸の入居数です。中でも、高齢者と障がい者のいる世帯が一番多く住んでおります。建設当時の子ども中心とした背景とは違う高齢化の波は、我が町の住宅事情にも変化をもたらしています。特に、この栄町公営住宅は町営団地の中で唯一、入居時に希望者は個人でボイラーと浴槽を設置する条件になっており、短期間での入居であっても退去時には持って出て行かなくてはならず、次に利用できなく、処分する方もいらっしやいます。ボイラーと浴槽は一式15万円ほどで、町内の業者から購入し、支払いは一括現金支払いということで、入居された方は大変苦労されて購入しているようです。また、浴槽は高さがあり、高齢の方は足や腰に負担がかかり、高齢者の方たちは危険なため、シャワーだけで我慢されている方もいらっしやいます。冬の寒い時期にシャワーは身体が温まらず、あいくるのお風呂を利用されている方もいますが、公共交通のバスも団地からでは足の不自由な方には利用しにくく、タクシーを利用したり、吹雪の中、歩いてお風呂に通う高齢者も少なくありません。また、ガス給湯のためガス代も年金だけで暮らしている方にとっては負担の重いものとなります。

南幌町では、安全で住みよい住まいを長く使い続けていくため、定期的な建物調査を実施し、予防保全的な改善を推進するとともに、ライフサイクルコストの縮減化を図りながら、長期的な維持管理の実現を計る目的で長寿命化計画を推進しています。しかし、緊急自立プランを勘案し、様々な町の取り組みは理解できますが、平成23年町政執行方針で町長は安心して暮らせる快適な生活環境のまちづくりで、計画的に整備された市街地に交通、公共公益的施設の都市機能の集約を図ることにより、歩いて暮らせる快適なまちづくりを進めるとしています。そこで町長に伺います。

1、経済的理由で低料金の公営住宅を選んだにもかかわらず、なぜ高額なお風呂の設備を個人で負担するのか。町が設置して家賃の中で減価

償却する考えはないのか。

2、なぜ、お風呂のボイラーや浴槽などの設備の販売を町内の業者に限定するのか。個人で購入先を選ぶことができないのか。また、クレジットカードを利用できない高齢者等が支払いしやすい分割支払いなどのサービスを業者に対して町として要請はできないものか。

3、多くの単身高齢者が利用する浴室施設に、介護保険を適用していない方であっても、手すりなど危険防止のための補助制度は導入できないのか。

4、なぜ、高齢者の多く住む栄町団地前にバス停はないのか。また、高齢者の方で様々な理由で公営住宅の浴槽設備を設置できない方や介護認定されていない方で身体的に問題があって、一人で入浴することが不安な方を対象に、団地前とあいくる間の送迎を冬期間だけでも実施することは可能か。以上、町長の見解をお聞かせ願います。

議 長
町 長

町長。

佐藤妙子議員の住む人に優しい公営住宅のあり方についてのご質問にお答えします。

議員説明のとおり、町の管理する公営住宅は、道営住宅の指定管理分も含めて4団地168戸でございます。各団地は、それぞれ建設当時の整備基準の設備仕様となっており、通常の維持管理により設備も含め建物の機能が損なわない程度に補修工事などにより対応してきております。特に、近年では長寿命化などの計画策定により国の支援を受けながら時代に合った住環境整備も行ってきております。

ご質問の1点目につきましては、公営住宅の整備内容は建設時期に示された整備基準に従い建設しております。入居希望者の方には、浴槽設備が伴わない住戸であることは、前もってお知らせの上、住んでいただいております。公衆浴場をご利用いただいている方には、栄町団地内から現在のあいくるへ移動したことなどにより、ご不便をおかけしている次第であります。町が設備し家賃の中で回収するご提案ですが、建設当時に業者によるリース方式を検討し推進した事例がありました。しかし、リース期間途中での退去や、再入居者が継続してリースを選ばない場合など継続できないケースが続き、現在では制度の運用はございません。また、現在業者との協議におきましても、棟全戸のリース方式でなくては対応が困難であるとの回答を得ており、現在既に備え利用されている方やあいくる等を利用されている方がいる中で、個別的に設備することは困難なことと考えております。ちなみに、浴槽、給湯設備が備わった住宅の場合には、定めに従った算定基準により応分の負担を願っております。また、入居者の方が設置し、退去時に次の入居者の方に器具の引継ぎを行う場合もあります。

続きまして、質問の2点目ですが、設備の販売先は町内業者には限定しておりません。安全基準に適合している器具であれば、いずれの器具でも設置が可能です。ただし、販売店側がガス供給会社でない場合に管理上の手当てから販売を控える場合があると聞いております。また、代

金の分割払いなど販売店に負担のかかることへの協力要請は行っておりません。

続きまして、質問の3点目ですが、介護保険を適用していない単身高齢者の方々のための手すりなどの設置であります。入浴などの日常生活に支障が生じているような場合は、介護保険制度の適用も考えられますので、まずは、あいくる内の地域包括支援センターに相談し、設置場所や位置など入居者に合った対応が望ましいと考えております。

最後の4点目のご質問でございますが、栄町団地の高齢者の方々についてのお風呂の設置環境やあいくるなどの利用状況も含め調べましたところ、29世帯のうち4世帯の方がデイサービスを利用し、15世帯の方にはお風呂が設置されているものの7世帯の方しか使用していないことがわかりました。残りの18世帯の方は、徒歩やハイヤー、民間バスや巡回バス、ご家族やお隣、ご近所の自家用車に乗り合わせをするなどしてあいくるや南幌温泉をご利用いただいているものと考えます。市街地におけるバス停設置については、民間バス事業者やハイヤー事業者、他の一般利用者との兼ね合いや協議により決定していくことから、現在のところ栄町団地内には公共交通に係るバス停はありません。個々の利用に合わせたきめ細かな設定は大切であるものの、現実には難しい状況となっていることから、冬期間におけるあいくるのお風呂への送迎についても、現状からは困難と考えるところであります。

今後につきましても、いただいたご意見を参考に、福祉的な観点も加え、町民の安心の確保に向けて検討して参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

様々な制約や基準があり大変難しいこともわかりますけれども、高齢者にとって入浴というのは、健康や衛生とともに潤いのある生活の場所と考えられます。介護保険を利用していない高齢者であっても、体を思うように動かさない方や、足や腰の悪い方もいらっしゃいます。その方たちにとって町長が目指しておられる、不安なく安心して暮らせるまちづくりが本当の意味でなされたのか、私は本当に実感できているのか、私は疑問でございます。そこで、3点の再質問をさせていただきます。

まず、建設時期に示された整備基準でお考えとのことでしたけれども、数十年の間に入居者の年代層も変わっております。一括で払うのは負担な年代が多く入居しております。今後、建て替えの計画がないのであれば町が一度浴槽一式を買い上げて、家賃を多少上げてでも入居者には負担はかからないのではないかなど、そのように思います。入居者が変わった時もそのまま使用すればいいわけでございますので、ほかの町営住宅は浴槽部分は家賃に上乗せしていると聞いております。それで、なぜ栄町の団地だけができないのかも一度伺います。

2点目なんですけれども、介護保険を適用している方は心配ないんですけれども、していない方であっても自立しようと頑張っておられる方がたくさんいらっしゃいます。そのような方たちが、やはり一番心配で

ございます。デイサービスとかに通っている方は、デイサービスでお風呂は入られます。ということで、介護保険にかかれていない方の対処についてどのようにお考えかということと、3点目なんですけど、高額な改修とか建て替えなどが無理ということは十分に理解しております。だからこそハード面で無理があっても、ソフト面ではバックアップも必要ではないかと思っています。せめて、冬の間、寒い間、週に1回でも2回でも車で送迎できることはお考えにはならないのか、そのことも再度ご質問いたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。1点目については、先ほども申し上げましたけども、それぞれ建築様式によって建てておりますので、それをなかなか変えるということになると非常に難しさが出てくるということでございます。なお、今、付けている方と、それから付けていない方といて、これを買って上げて、全部町に上乘せさせたら、それぞれ案件によっては違う分野がたくさんありますので、全部買って取るという話しは非常に難しいのかなというふうに、それぞれ入っている入居者の方々のいろんな対応がありますので、それらを考えますと非常に難しい分野ではないかなというふうに思っております。

それから、介護保険にかかっていないというお話ですが、まずは、先ほど申し上げたように入浴できない状況であれば、当然、介護保険の適用になるわけでありますので、そういう相談をまずしていただきたいと思っております。それで、お互いがよくなる方法を選んでいければいいと思っておりますので、議員もそういうお話しを頂いたとなれば一度連れて行っていただいて、本当にできるのかできないのか、もう一度確認していただければ一番ありがたいし、私どもはそういう不便だというふうに感じれば、その適用も何とかできる範囲内でできないのかということでもまた検討してみたいというふうに思っております。そんなことを含めて、それから、新たな送迎については、今のところちょっとなかなか難しいなというふうに思っています。その団地だけでいいのかと、また問題が出てきますので、いろいろな問題等々も勘案しながら、今後検討材料にはさせていただきますけれども、そこだけで要望があったから、そうしたらそこだけやるかという問題には非常に難しい問題を抱えているということで、これは、予算委員会、あるいは決算委員会でもいろいろ出ている分野、町の足の確保についてはいろんなご意見がございますので、将来に向けて、どういう足の確保に向けていく部分と含めて検討せざるを得ないのかなとは思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議 長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子君。

今の件はわかりました。

2つ目の質問に移らせていただきます。孤独死防止対策について町長にお伺います。内閣府の高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調書の中で、一人暮らしの高齢者の6割が孤独死を身近に感じていると

答えています。我が町におきましても、ここ4年間の中で3名の高齢者の尊い命が孤独死でお亡くなりになりました。町としましても、民生委員の献身的な見守り活動、一人暮らしの高齢者を対象とした安心キットの設置、緊急通報装置、地域見守りネットワーク事業、高齢者同士が触れ合うひだまりサロン等と様々な形で孤独死対策に取り組んでいただいておりますが、現在までの利用状況とこれまでどのような効果があったのかお伺いします。

また、先日、札幌白石区の姉妹による痛ましい事故がございました。障害ある妹を抱え生活に貧窮していた姉は行政に相談しましたが、公共サービスも止められ、結果的には悲しい現実を迎えてしまいました。プライバシー保護が叫ばれている中で、各家庭にどこまで地域やボランティアが入っていくことができるか、これからの課題であります。我が町も数年の間に、3人の孤独死が出たことは重く受け止めなくてはならないと思います。住民票は家族と一緒にでも実際には、お一人で住まわられている高齢者や障がいのある方の実態調査はどのようになっているのか、また、公共サービスを止められている方の、特に冬場の安否確認はされているのでしょうか。このライフラインが止められた時点で、業者から町の福祉担当部局などに報告いただくなどの要請はできないものでしょうか。人に優しく安心安全の南幌町を目指して、町長の見解をお聞かせ願います。

議 長
町 長

町長。

孤独死防止対策についてのご質問にお答えします。日ごろより町民生委員児童委員の各委員におかれましては、大変ご苦勞いただきながら精力的に地域での見守り活動をいただいていることに深く感謝を申し上げます。

初めに、各事業における利用状況と、これまでの効果についてのご質問にお答えいたします。地域包括支援センターで実施している、あんしんキット見守り事業については緊急時や災害時にかかりつけ医や緊急連絡先、服薬の内容など必要な情報を救急隊から医療機関、家族へ伝えるものですが、2月末現在、65歳以上の一人暮らし高齢者へは対象者186人中173人の方に配布、設置しています。また、あんしんキット配布後、あいくるへは5件の利用連絡が寄せられており、高齢者本人や消防から高い評価をいただいています。緊急通報装置につきましては、2月末現在32人の一人暮らしの住宅に設置していますが、1年間では誤報も多くありますが19件の通報を受け、2件救急搬送がされています。安全安心見守りネットワーク事業については、昨年11月に開始しましたが、現在まで通報実績はありません。町社会福祉協議会主催であいくる等において実施している、ひだまりサロンでは、今年度2月末現在延べ531人の利用実績となっており、ふれあいの居場所としてコミュニティづくりに役立っています。

次に、町としての一人暮らし高齢者や障がい者実態調査についてのご質問ですが、一人暮らしの居住状況など、あんしんキット配布時に民生

委員児童委員との情報共有が図られています。また、知的障がい者の方が、各種障がい福祉サービスの提供を受けているかどうか、受けていない方の世帯構成や、ご近所とのつながりはあるかなどの生活実態について調査しましたが、本町においては情報を把握できており、問題ないものと認識しております。

また、電気、ガス、水道などの公共サービスについての業者からの連絡についての質問ですが、電気やガス事業者が料金滞納者への供給を打ち切る際、事前に市町村と情報を共有できる仕組みを作るため、市町村を代表して北海道と札幌市が孤独死対策で関係業者と3月上旬に検討会議を開き、道として年度内にも個人情報保護などについて基準を設け、市町村に活用を呼びかける計画となっていますので、道からの連絡に基づき対応して参ります。また、水道に関しては、担当課から情報を得ることとしています。

議員お話しのように、一人暮らしの高齢者や知的障がい者の孤立や孤独死を防止するために最も重要なことは、今日的に言われている無縁社会から地縁社会に地域全体の再構築を目指していくことが必要であります。このためには、町内会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町などで連帯感を高め、声かけ、安否確認、話し相手など、高齢者や障がい者を見守り、支えていく仕組みを構築していくことが孤立や孤独死防止に結びつくものと考えております。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

町も様々な形で尽力されていただき、また道や国でも動き出したのはとても安心できるものでございます。この問題は確かにデリケートな問題で、家族、地域の普段からのつながりが気薄になった中で起きている問題に意識を傾けるのは容易ではございません。しかし、行政が意識づけを進める工夫というのは大切なことと思います。ある地域では小学生ボランティアを結成して、一人暮らしの高齢者の所に訪問して、庭の草むしりや落ち葉拾いなどの手伝い、また、碁や将棋を教えてもらったりして絆を深めているようです。心の交流が苦手な、周りとの接触を避けてしまいがちな高齢者にとって、子どもとの触れ合いというのは新たな生活の弾みにつながるきっかけになると思います。我が町でも町内の子どもたちに学校の週末支援活動や様々な活動を通して、敬老の日や、また暑中見舞い、クリスマス等にメッセージを書いてもらい、励ましの手紙を一人暮らしの高齢者に差し上げることも、活字離れな子どもたちのよい訓練にもなりますし、情操教育の面からも大切なことでもあります。ぜひ地域の子どもの励ましや活動が高齢者の生きる希望や夢につながることも可能かと思えます。このような取り組みを町長はいかがかお考えでしょうか。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ、これは本当に難しい問題ではありますが、行政がいろいろ手をこまねていて、私どもも接しながら当然やっていかなきゃならないというふうに思っています。従

いまして、保健師やいろんな活動を通じて、できるだけ音信不通にならないように努力をさせていただいているところがございます、今のところ、順調に最近はいっているというようなことでございます。

そして、今ご提案のありました子どものボランティア等々というのは、これは、各学校によって若干違いますけれども、3世代交流や学校の中でそういう取り組みもされているところもありますので、今度は小学校が1校になりますので、その良き伝統を受け継いでいただいて、そういう活動もできればいいなというふうに思っております。特に、お年寄りの人と、一人暮らしのお年寄りは特に人と接するのを非常に嫌う方もたくさんいますので、子どもたちがへんな印象を受けないような形をまたしなきゃならないと、大事なこともございますので、それらの状況を見ながら今までやってきたいものは受け継いでやっていただくと同時に私の方からも、また各学校あるいは教育委員会とも相談しながら進められるものについては継続してお願いを申し上げていきたいなと、そんなふうに思っております。

議長 以上で佐藤 妙子君の一般質問を終わります。
ここで、昼食のため1時30分まで休憩をしたいと思います。
(午前11時56分)
(午後1時27分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
午前に引き続き一般質問を続けさせていただきます。
10番 志賀浦 学君。

志賀浦議員 一般質問2問と、執行方針に対する質問2問を行いたいと思います。まず、1問目に入る前に、東日本大震災から1年が過ぎました。いまだに行方不明者が3,000人以上に上る状況です。被災されて亡くなられた方々のご冥福を改めてお祈り申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。2月25日の報道で、北海道は東日本大震災で発生したがれきの道内受け入れで、受け入れ先の市町村が希望した場合、協議し安全基準を個別に設定するとした基本方針をまとめて発表されたところであります。

南幌町は現在、南空知公衆衛生組合で可燃ごみの焼却を千歳市にお願いし、焼却灰を南幌の最終処分場に埋め立てている状況です。

そこで、以前にも東北のがれき受け入れに言及していた千歳市が安全基準を独自に設定し、受け入れを表明した場合、南幌町長としてどのようなスタンスで望むのか、そのことに対して考えられる障害と方向性を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 町長。
町長 志賀浦議員の東日本大震災でのがれき受け入れについてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災で発生したがれきの道内受け入れでの安全基準を個別設定するなどとした道の基本方針については、私も新聞報道などで承知をしております。このがれき受け入れの対応につきましては、道はこれ

から国に対して処理費用のほか関連費用の全額負担や安全な処理手順の提示を求め、安全基準についても国の基準をベースに検討し市町村と協議することとしております。

なお、千歳市においては、昨年4月の段階では条件付きでの受け入れを道に報告していましたが、12月の定例議会の一般質問の回答で、受け入れ判断の可否は困難であり、市民の理解を得ることは難しいとして受け入れる考えはないと表明しております。

そこで千歳市が今後、道と協議し受け入れを表明した場合の私のスタンスはとのご質問ですが、本町は南空知公衆衛生組合の構成町であり、組合の可燃物ごみ焼却処理を千歳市に平成26年度までお願いし、その焼却残渣を本町にある最終処分場に埋め立てしておりますが、私は、本町の最終処分場は一般廃棄物のみの埋め立て施設であり、がれきの焼却残渣については町民の理解が得られないことから受け入れる考えはありません。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

まず、最初の質問の中で、考えられる障害と方向性というところがなかなか示されていないのかなと、今の答弁の中では。また、千歳市の状況も今伺いましたけれども、この通告書を出してから1週間以上経っているところでありますが、この1週間で、全国的に様々な状況変化があり、連日のようにがれき処理に対する報道がなされているところであります。私の方から問題点になるかどうか、一つ指摘しておきますけども、現在千歳市の焼却をお願いしている残渣を持ち込む際に残渣の見分けが、うちの当組合から持っていくものと、千歳市の一般廃棄物との残渣の見分けがつかないというところが一番ネックであります。町長は今、受け入れるつもりはないような言い方はしていますが、今、東日本震災後、がれきの問題が連日ありまして、焼却に困っている状況です。何とか手立てはないものかと私も苦慮しておりますけども、その中で一つ、今、指摘した問題点について、もし今基準が大阪市また島田市、その辺が100ミリシーベルト以下ということで受け入れを表明していると。そういう低い基準値を設定して、これから千歳市が受け入れる可能性もないわけであります。その中で慌てて、基準がどうのこうのということにならないために私は今回質問したわけでありまして、千歳市がもし処理をするとしたら後押しできるような体制を当組合の中の一町でも表明しておくことが必要ではないかなと思っております。その辺、もし千歳市が受け入れる方向に向かった時のためにも、もう一度再度、再考を願って明確な答弁をいただきたいと思っております。

また、もう一つも問題なんですけれども、今、この問題、一般廃棄物でありますよね。産業廃棄物ではないというふうに私は認識していますので、確か報道でも産業廃棄物ではないということで。千歳市で一般廃棄物として受け入れる分であれば、当然我が町の廃棄物と混合されることも予想されます。その中で、どういうふうに持っていかというのなかなか難しいけれども、それも考えていかなきゃならないと思ってい

ます。それは今のお答えをもう一回いただくところでいいんですけども、もう一つの問題というか、解決線になるか、また逆に問題点になるかという問題が一つあります。それは、昨日ですか、今朝ですか、太平洋セメントが確か北斗市の方でしたっけ、受け入れを表明しました。きっともって、これも議論の対象になるかと思うんですけども、今、私が所属している運輸業界のところでは、一般廃棄物の運送、その他処理の仕方、それを国に申し入れています。ということは、東北にあるがれきの中の半分近くが木質の廃棄物であります。燃やすだけでなく、木質で再生可能になるという観点から、そういうものも検討して申し入れている状況です。その中で、当町にも木質を処理する業者があります。そこが受け入れることも考えられないわけではありません。その中で、町としてどういうスタンスでいくのか。また、そのほか当町の工業団地の中にも輸送業者がいます。その業者が、例えば、本州からの受け入れで使った場合、その車の車庫である当町の工業団地の中でいろいろな問題が起きる可能性もあります。そういうことに対して、町長はどのように考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。まず、千歳市の焼却の関係でございますが、今、南空知公衆衛生組合の焼却の一般廃棄物と、それから千歳市の焼却の配布物とある程度色分けをされて、炉が2つありますのでそれを使ってある程度わかるようにされているということですが、今回のがれきの処理の問題につきましてはいろいろな基準がありますので、国の基準がどういうふうになっていくか、またちょっとわかりませんが、うちとしては以前、議会からも指摘を頂きました、南空知公衆衛生組合で焼却炉が持たなくて、千歳市、北広島市を含めて道央地区のごみ処理を考えた時に、一般廃棄物はいいいけれども事業所から出る廃棄物はだめだと、そういう灰はうちの処分場には当然無理だと。今回、災害廃棄物ですから全部含まれていますよね。そういうものがわかっている中で、前回も住民の方からも反対運動があったり、あるいは議会からもおかしいのではないかとご意見を頂いて、あくまでも私どもは今回、道央地区のごみ処理については、一般廃棄物を焼却できる、可燃物の焼却をできる焼却施設を何とか共同設置したいという、今も運動をしておりますから、そういう意味でいきますと当然住民の理解が今得られない状況であります。その中で私がやるとかやらないとかと言うよりは、南空知公衆衛生組合でそれをわかっていたいただいております。それと、今、うちにあります最終処分場、今、南空知の部分だけでいきますとまだ10何年使えると思いますが、新たなそういうがれき処理を受けると数年ですぐ満杯になります。そうしたら、次の処理施設どこにするかとまた議論が。それは1年や2年の数字ではわからない。もっともっと深い議論をしていかなきゃならない。焼却を受け入れてくれる町があるかどうかということも探さざるを得ない。それが急にできるかと言ったら、なかなかこれは難しい問題だろうというふうに思っていますから、

とりあえず国の方がどういうふうに出るか。これは災害地の皆さんからすると、がれき処理を何とか早くしてくれと、この思いは私も十分わかっています。それはわかっていますが、うちの住民のこの考えからいきますと、今すぐわからない部分を、はい、いいですよ、という話しにはならないのかなと。それらのところがクリアできて、住民も東北の災害本当にひどいと、これを少しうちでも受けたらどうだと、そういうご意見が地域住民からも出てくればこれはまた話が変わりますけれども、非常に難しい問題だろうというふうに思っています。それから、企業や何かはどうするんだという、当然安全基準が守られてくるという、これは当然国のお示しだろうし、道も示すだろうと思います。それにのっかって事業者がやる場合については、住民の理解が得られれば問題はないんじゃないかなというふうに思っていますが、その辺の基準の確定がまだされておりませんので、町が進めるとか進めないとかという問題にはならないのかなと、今現在では、その辺の情報をつかみながら企業が営業できるようなやり方ができるのであれば応援はしていきたいのですけれども、今の状況ではなかなかその状況がつかめないのです、私がいいとか悪いとかという判断は非常に難しいなと。当然、運輸業界も同じです。風評被害、皆さんもご承知かと思います。通っただけで大変風評被害が出ているわけですから。うちも農産物が作られているわけでありますので、その辺が住民の皆さんがちゃんと理解できれば私はいいかなと思います、今の時点では非常に不安があるということでありますので、業界が来た場合についてはその辺の対処の仕方等々を十分お話しをさせていただいて検討してしていきたいなというふうに思っております。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

まず、最初に言われたように受け入れは難しいということで、それは受け止めますけれども、先ほど2点目で言ったように、うちの地域にある企業がもし手を挙げた場合というところがかなり難しいのかなと思っています。今のところ、ないのかなとは思いますが、ただ、国に対する要望書を出している中では、これはトラック業界が出しているのですけれども、木くずは木質ボードバイオマス燃料の原料として再利用が可能であり、これを道内に持ち込んで加工処理することは被災地の支援はもとより道内経済の活性化が期待できると言われていますと、こういうふうには書いています。そしてあと、一般廃棄物として木くずの受け入れを表明しておられると。これは道が受け入れを表明していないのですけれども、ただ、今回この一連の流れの中で道はもう受け入れを表明しているわけですね。各町村にもお願いするというふうに高橋知事が言っているそう。これがあればきっともって基準を下げて、必ず木くずが入ってくることは間違いないとは思っています。ただ、今、一番てっとり早いのは木くずを焼却できるセメント業界、あの辺が大型処理できるものですから、あれが再稼働でがんがんにいけばかなりの早いペースでがれきがなくなるとは思うんですけど、その辺のためにもやっぱり一

つ心配の種というか、うちのスタンスをはっきりしておくべきかなと思っています。また、道の、国の方針の中で、例えば、うちの場合は燃やすだけの処理施設はないわけですからいいんですけども、埋め立て処分場についても費用は全額国が負担ですよと、また、理解を得るための住民説明会についても国が全額負担しますという方向性を出している中で間違いなくこういう問題が近々起こってくるのかなとは思っているのですけれども、その中で今言ったように周知をはっきりさせることも必要なかなと思うんですけども、業界にですね。住民の理解を得られないというのはやっぱりどこかで問わなくちゃいけないのと、また、こういうことが急激に進んでいる中で町長がもし受け入れないという方向で示すのであれば、そういう方向性をしっかりうちの町内にある業者にも伝えておく必要があるのかなと思うので、その辺、もし、手立てとしてやっていただけるのかどうか、その辺をお伺いします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えいたします。まず、町で受け入れないというのは先ほど申し上げたように、うちは焼却炉を持っていませんので、それでどうのこうのという議論にはなりません。それから残渣の問題については、地域住民の方のそういう申し出で約束事項であります。議会とも約束事項であります。そして、今後、今、道央地区で進めている焼却施設の関係もございますので、それを変更するような発言は私の方からはできないと。今までどおり、うちの町民が理解を得られる焼却施設の建設に進めていきたいというふうに思っておりますが、これの残渣が3町のどこへ行こうが、うちの町に来ようが、隣町に行こうが同じスタンスで今進めておりますので、この災害がれきを受けると両方入っておりますから、そういう意味とスタンスが変わっていくということでもありますので、当面、その分については受け入れられないということでもあります。それから、企業への周知であります。うちの町として焼却がないのに焼却の関係についてはできません。ただ、企業がどういう形で携わるかはわかりませんが、それに関しては住民周知がきちんとできるような回答をいただけるようお願いはしていかなければならないと思っておりますから、うちから今、どうのこうのという話しには、まだ資料、特に何もないのでありまして、当然、企業も、国あるいは道からのその資料をもとにして受け入れるかを受け入れないかという判断が当然出てくるであろうと思っておりますので、それらの動向を見ながら考えていきたいなと思っております。

議 長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学君。

来てから右往左往することも予想されるので、その辺よろしく願いいたしたいと思っております。

2問目に入ります。町内の空き家状況について質問いたします。北海道は昨年に続き豪雪に見舞われ、とりわけ隣町の岩見沢市周辺は生活道路の確保もままならない状況が伝えられています。その中で、道内の家屋の倒壊や倉庫などの倒壊、旧小学校体育館の屋根の崩落が報道されて

います。

2月25日の報道では、道が報告を受けた建物被害は31棟に上ります。空知管内が17棟と半数以上を占めているところであります。報告にない廃屋などを入れると、まだ被害件数が膨らむものと思います。そこで、3点質問します。

1点目、南幌町の住人のいない空き家、廃屋等の状況は把握されているのか。

2点目に、公共施設などの屋根の積雪状況の観察、限界数値の設定などがあるのか。

3点目、高齢者世帯などへの雪下ろしの作業助成を行わないのか。除排雪経費を屋根雪下ろし経費に充当できないのか伺います。

議 長
町 長

町長。

町内の空き家状況についてのご質問にお答えいたします。

岩見沢市をはじめ、各地で記録的な大雪の影響により、建物が倒壊するケースが相次いでいることは、報道などで私も承知しているところであります。本町においても、岩見沢市などより降雪量は少ないものの、平年より多く、除雪対応などに苦慮しているところであります。

1点目の南幌町の住人のいない空き家、廃屋等の状況は把握されているのかについてお答えします。町内における空き家、廃屋等の状況を把握してはおりませんが、空き家等における町民からの相談につきましては、随時各所管で対応をしております。冬季を例に挙げますと、空き家の落雪により通行に危険が予想される場合などは、道路管理者等への連絡や、所有者に対し適正に管理していただくよう連絡するなどの対応をしております。また、空き家等を増加させないための一つの方策として、空き家・空き地情報バンク制度も行っております。

次に、2点目の公共施設などの屋根の積雪状況の観察、限界数値の設定などがあるのかについてお答えします。建築基準法による安全基準としての積雪量の数値はありますが、町として施設管理上の独自の数値設定はありません。施設の老朽化の状況や、屋根に積もった雪の状況によっても違いがあることから、現状では各施設を所管する担当者が目視により、屋根の雪下ろしの判断をして対応しております。

次に、3点目の高齢者世帯などへの雪下ろし作業助成を行わないのか、除排雪経費を屋根の雪下ろし経費に充当できないのかについてお答えします。本町では独自に、65歳以上の高齢者のみの世帯または障がい者のみの世帯で、疾病等により除雪作業が困難な方を対象に、保健医療福祉サービス会議での決定を経て、自己負担を頂き自宅前の除雪サービスを実施しております。屋根の雪下ろしに対する助成につきましては、今後、制度の必要性を含め検討して参ります。除排雪経費を屋根の雪下ろし経費に充当することにつきましては、除排雪経費は道路等の除雪に係る経費を見込んでいるものであり、雪下ろしの助成については別途制度の検討状況により、必要な場合は予算化して参りたいと考えております。

議長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

再質問を行います。まず、1点目の空き家状況を把握していないというところでしたけど、なかなか難しいものがあるので把握しきれないのかなとは思いますが、ただ、先ほども言いましたけども、通告した時点と今とはかなり違って雪の量がかなり少なくなっています。春の兆しが見えてきて、あまり実感しない状況であるんですけども、当町でも私が通告した後で8号道路で1件倒壊しています。雪の重さというのはなかなか私たちでは計り知れないものがあるということで、それが隣の家につつかるとか、歩道に出てくるのか、はたまた道路を潰すのかということは想像できないところでもあります。そんな中で、一つまたここで聞きたいんですけども、把握しきれないことはわかるんですけども、それなりに団地内でも空き家が結構あります。また、賃貸で貸しているところもある、そういう状況もあるから転出届を出してもなかなか把握できないところがありますけども、実際一冬、まるまる使われていない家も何軒もあります。そんな中、そういうパトロールみたいなことは実施できているのか。逆に、情報を提供してもらうために除雪事業に依頼するとか、そういうことがなされるのか。ないとは思いますが、これから出されるのかどうか。そういう情報を仕入れていくことも必要ではないかなと思うので、その辺1点伺います。

また、2つ目の質問の中身ですけども、この間の新聞の中身で読んでみますと、小学校の体育館が潰れるという状況が出ています。また、1,000平方で50トンでしたか、1,000平方メートルで50トンの重さになるということが、この間報道されていました。ということは、大体、今、うちの町で所有している公共施設、小さい所ですけども夕張太の保育所、あと、今定例会で出されているクレー射撃場の家屋、ああいう平べったい所で雪の流れが止まってしまうと、ああいう建物は簡単に潰れるのかなという思いがあります。その中で、基準をある程度決めるなり、パトロール体制をしっかりとるなりしなければ同じ轍を踏むのかなというふうに思っていますので、その辺をこれからどうしていくのか、また1つ聞きたいと思います。

あと3点目の除排雪への助成ということなんですけど、除排雪助成、いろんな所でやっていると思うんですけど、前回、新聞で見たところで小樽市が社会福祉協議会を通じて1軒に1万から2万の助成をやっているように確か報道してありました。それが、1年間に何回なのか、それはちょっと確か1回から2回という限度数だと思うんですけども、そのように記憶しているんですけども、そういうものがある自治体もあります。南幌町の高齢者、単身者、いろいろとあると思うんですけども、1軒の排雪というか雪下ろしに約5万から10万ぐらいかかると。そのことによって、高齢者の方が二の足を踏んで頼めないと、業者にも。そういう状況が報道されております。南幌町においてもそういうところをしっかりと把握して、非課税世帯の高齢者世帯などにそういう助成をする考えがありましたら、お伺いします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは、志賀浦議員の再質問にお答えをいたしますが、まず、空き家の部分でどうなっているのかという点、回っているのかと。まず、本当の空き家というのは少ないのですね。所有者が変わっているということですよね。住宅団地内の空き家は、ですから、所有者が必ず居るということですなので情報が入りづらいのです。だから、それによってどうなっているのかというのは、なかなか把握しづらい、把握できた時には、もうかなりの時間が経っていた後になるものですから、それについては町内会長さんや何かから情報を頂いて、処理ができるものについては処理していきたいなど。これからも、多分、町内会長さんたちの情報を頂きながらやっていかなければ、職員も通る所はわかるんですが、それ以外の所もありますので、やっぱり地域の方々から廃屋になっているよという情報を頂きながら、みんなでそういう部分のことをケアしていかなければああいう事故になったり、大きな事故になっているのではないかなと、そんなふうに思っております。

それから、公共施設はその都度、関係課で職員が時期を見て回っておりますので、大きな被害はないかなと思っておりますが、ただ、今、ご質問あったように8号道路であったということでもあります。特に、去年、今年と雪の量が例年になく多いので、去年も通告をしているんです。雪が多いから、危ないからと、持っている方に。そんなこともしながらやっていたんですけれども、たまたま今回落ちた時に通っていた方がいなくて、ほっとしているのですが、ああいう事故があるので、その後も危険な箇所、もう一度確認をしながら所有者等々にお問い合わせをしたり、管理を気をつけていただくようにお話しをさせていただいております。公共施設については、今のところ、その分については全然問題はないかなと思うんですが、念のためにいろんなことで職員が出歩いた時に、やっぱり自分の町の施設でありますので、みんな注意して見られるような環境づくりはしていきたいものと思っております。

それから、雪下ろしの除雪の関係、町で持つべきではないかと、これはいろいろ検討してみたいなと思っております。ただ、ここ1年の話で、あまり私どもの方にも頼むというご意見も少ないんです。だから、その辺がうちの町民の皆さんがどこまでその辺が苦労されて、ただ言わなかっただけなのか、本当に必要なのか、ちょっと私どもも把握しきれございませんので、それらを含めて例年の積雪以上になった場合はどうするかとか、いろんなことをこれから相談しながら対処方法を考えてみたいというふうに思っております。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

再々質問に入ります。要は、情報が入りにくいのはわかるんですけども、情報を、例えば、廃屋でなくても、今、空きになっているよという情報を仕入れるシステムをできれば作っていただきたいなど。先ほど言ったように、例えば団地内であれば除雪業者がいますよね。3回、4回と出動すると間口処理されていないで、新聞も入っていないような所と

いうのは必ずわかるわけですよ。そうしたら、その期間、そこは1週間旅行しているのか、また、1シーズン居ないのかということは、注意していただければある程度の把握ができるんじゃないかと。ただ、降りてまで見れとは言わないですけども、せっかく町で発注している除雪業者ですからそういうところを利用して、空き家情報、その他気がついたところは集めるというシステムを何とか作っていただきたいなど。それによって少しでも危険回避できればいいことであるし、屋根の形状によっては、その屋根の流れが道路に出るということもあり得るわけで、その辺をできれば再考願いたいと思います。

また、公共施設の方は、町の方でそれなりにパトロールなりしているということでわかりました。

あと、今の3点目も方も検討していただけるということであるので、今の団地内の方でもそうなんですけども、雪の落ちてくる状況がなかなか一定でなくて、結構問題が起きている地域が私の近くにも何件かあります。それでどういう対策をするかという、雪止めを付けて隣の家に雪が流れないようにするというのが結構増えてきています。そんな中で、雪下ろしをしなければきっと屋根が耐えられないという状況が出てくるかと思うのです、これから。そういうところ、もし、情報としてこういう制度を設けるけども利用しますか、ぐらいい感じで次のシーズンに向けて周知していただければ、声が上がらないというのは、そういう条件がないから上がらないのではないかと思うので、もしそういうシステムを作って、助成するシステムがあればぜひ利用したいという人は何人も出てくるんじゃないかなと私は思いますので、その辺よろしく願いいたします。

あと1点目の追加なんですけど、この間の新聞にも出ていたんですけど、何年か前に室蘭の方でもあったかと思うんですけど、空き家に関しての代執行できるという盛り込んだ条例ができていた所が何カ所かあります。例えば、持ち主に通告するなり、それでだめだったら本当に危険なものは取り壊すとかという方向の代執行できるという条例ができています。そういうこと、うちの町としてはそんなに緊急性はないのかなと。それだけ古い空き家がないものですから。ただ、ほかの事例でいきますと古い商店街とシャッター通りになった所が潰れる、この間、岩見沢でも潰れましたよね、ああいうものを代執行ですてできるという条例を盛り込んだ市町村があるんですけども、そういうようなことも検討していただけるかどうか、その辺伺います。

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。うちの市街地の空き家という形なんですよね。必ず所有者が変わっているんですよ。空き家だから廃屋という形で所有者が間違いなくそこにいなくてもどこかに居るというのならいいのだけれども、不動産業者に行ってその期間がわからない、うちに来るのが2カ月ぐらい後になっているような状況です。ですから、本当の廃屋とはまたちょっと意味が違う、古い、誰ももう何

議 長
町 長
(再々答弁)

十年も住んでいない廃屋なら、それは代執行だとかいろんなことが考えられるんでしょうけども、所有者が最後はわかるわけでありますので、所有者にまたそういう話をさせていただくという状況になるのかなと。あと、市街地の古い部分については、目視やら今いろいろやっていますので、ただ、所有者もわかる部分がほとんどのようでありますから、危険な箇所については以前からそういうお話をさせていただいていますが、やる、やらないは本人でございますので、今回みたいに慌ててそういう部分が出てきたというのもありますし、これからも粘り強く、もし危ない箇所があれば事前に私どものお話しもさせていただきなというふうに思っています。ですので、美唄だとか岩見沢の廃屋とはちょっとうちの内容が違いますので、それは十分把握しながら情報いただいて、また対応していきたいなというふうに思っております。

それから、助成の部分についてはいろいろ検討しなきゃならない部分がたくさんありますので、ほかの制度の問題もありますので、これだけどうするかと、先ほどの同僚議員からもいろいろありましたので、それらを含めてどれが優先度が高いのかということもありますし、内容をちょっと精査をしなければ非常に今する、しないという話しにはならない。できるだけ町民の皆さんに不便をかけないように、できるだけことは、町でできるものについてはしてあげたいなと思っておりますが、その辺の部分、十分把握しながらやっていきたいなと思っております。代執行については、これはなかなか制度上難しい問題がたくさんあります。それから、我が町の条例制定等々もありますから、この辺はいろんなことの状況対応、各近隣の市町村も含めて調査しながらどうあるべきかというのは検討していきたいなと思っております。

議長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学君。

まずは、次に移りますけども、今のうちの町では喫緊に急を要する問題ではないということをお願いしたはずなんですけれども、代執行に関しては研究していただければいいのかなと思います。また、空き家に関しては、パトロールをして、そういう情報をつかんでおいてほしいということで捉えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。執行方針の中の質問に移りますけども、自治基本条例の検討等についてということで、町政執行方針の中で、町民協働に支えられる自立したまちづくり、この中の住民自治の実現の中で、職員出前講座の継続とあります。これまでの実績に対する評価と効果について町長の見解を伺います。

また、町民、議会、行政などの相互のまちづくりを進めるためのルールづくりとして自治基本条例の必要性について検討とありますが、どのようなスケジュールで取り組むのか伺います。

併せて、みどりあふれる快適な都市環境づくりの取り組みで、田園風景を生かした景観条例などの検討も視野に入れているのか見解を伺います。

議長

町長。

町 長

自治基本条例の検討等についてのご質問にお答えいたします。

質問の1点目でございますが、職員出前講座は、これまで平成19年度から平成22年度までの平均で年間約28回開催し、延べ620名ほどの参加をいただいております。健康づくりにかかわる講座が大半ですが、この機会を活用し、町からの重要なお知らせや心配事の相談などもお聞かせいただいております。これにつきましても施策の目的であります町民参加、協働の推進、情報共有化、町民ニーズの把握などに貢献をしているものと考えております。

ご質問の2点目につきましては、何らかの形で自治基本条例を施行している自治体は、平成23年1月現在で全国198カ所に上っており、地方分権の進捗とともに増加する傾向にあります。私は、国と地方自治体、住民、議会、行政の役割と義務を明確にし、町民協働の中で自治体運営を進めるべきと考えております。それが、自治基本条例という形をとるのか、行政活動への住民参加を進めるための条例とするのか、将来ビジョンや理念に力点をおいた条例とするのか、または、それらの必要性も含めた検討について先進地事例を参考にしながら担当課による研究を進めて参ります。

ご質問の3点目の景観条例等の検討についてでございますが、田園風景を生かした町並みづくりを進めるためには、緑化整備、保全のハードと環境育成のソフトが備わることが望ましいと考えております。さらに、地域環境を育むには、身近な生活環境意識の向上や安全な町並みづくり、南幌町が位置する空知平野での広域景観との関係も大切なことと考えています。そのためには、町民や事業者の方々と行政それぞれが一体となったかわりが必要と思われ、町民の方々などの地域環境などへの意識向上を目的とした活動を先駆け、地域景観との調和を検証し、対応を順次整理して参りたいと考えております。当面は、道が定めました景観条例の傘下のもとで、三重湖公園やビューローなど4カ所を地域の良好な景観資源と位置づけ、近傍地での一定の建築制限を行い、良好な景観の形成の促進に努めることとしており、町独自の景観条例の制定は考えておりませんが、検証や整理の後、できることから手がけ、安心して楽しく暮らせる快適な生活環境づくりに努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

再質問いたします。まず、最初の地域担当制度と出前講座について、担当課から聞かれた時に、出前講座の方を重視しておりますと言ったせいなのか、今の答弁の中では職員地域担当制の方は一切触れられておられなかったもので、ちょっと私の方で見解を申し上げさせていただきます。地域担当職員制度については、それなりに効果があった地域となかった地域とがあるのかなというふうに私は認識しているし、また聞いております。その中で、なかなかうまく機能していないというのは私の実感です。私の見解だけ言って終わりますけれども、この後、同僚議員が次に地域担当制について質問しますので、このことに関してはあまり深く突っ込

みませんけども、もし町長が何かご答弁があれば伺いたいと思います。出前講座もそれなりの効果は私は出ていると思います。私も何度か利用させていただいています。地域で、仲間で、サークルでとか、コミュニケーションをとるためにはいい方向で、みんなで情報を共有するためにもいいものだとは思っています。ただ、進めてこられた中で、もうある程度利用される方もほかに目を向けてもなかなか自分たち合うものがないのかなというふうに実感します。同じものを何度も受けるという状況にはならないということで。それで、私は今後どうしたらいいのかなということで考えたことがあるんですけども、例えば、現状を今、申し入れられて出て行くだけの出前講座ではなくて、例えば担当課1個2個3個合わせるような状況で、今回、震災がありましたから防災に対してよくあるんですけど、例えば防災に対して特化して、今年1年は防災のことを特化してやるよとか、また、次の年は、高齢者の楽しく過ごせる地域づくりに対してやるよとか、そういう目的を持ってやれないものかなって思っています。例えば、総合防災訓練の中で、やるのも一つですし、それ以外でも、例えば福祉課と消防と揃った、住民課が当たるのかどうかわからないんですけども、その防災に対してのそれぞれの役割を担うところが、まとめて出て行ってどこかで、こちらから出て行って皆に呼びかけて出前講座をすると。そういう方法はとれないのかなとよく思っています。それは個人的な小さな行政区の小さい団体にみんなで行くわけにもいかないでしょうけども、例えば各種団体に申し入れるとか、そして、行政がどれだけ一つ出前講座の中で深く掘り下げて考えているよということをもっと知らしめるべきではないかなと思うので、この辺もし見解がありましたらお答えください。

また、自治基本条例のくだりなんですけど、私も前に21年だったと思うんですけども質問をしています。なかなか前回は、町長となかなかかみ合った質問と答弁にならなかったのかなと記憶していますけど、また今回、執行方針の中で取り組むやに書かれていましたので嬉しく思っていました。私もまた前にも言ったように、議会の中でもこれに合わせるように議会基本条例であるとか、今、取り組んでいる議会倫理条例であるとか、なかなか前に進まないんですけども、取り組んではいます。前回の私の任期中に取り組めればよかったんですけども、なかなか皆さんの理解と一致しないものが多いので進んでいかないんですけども、今特別委員会の中でも、活性化の中で取り組む方向でいます。ですから、もし、基本条例が町で取り組む姿勢があるのであれば両方とも整合性のとれたものをつくり上げていくのはいいのかなと思います。ただ、その中で景観条例の話もそうです。景観条例については、それほど今急ぐという問題ではないんですけど、後で整合性のとれないような条例をつくってもしようがないので、できればそういう問題、一気に考える場所をつくってはいかがかなと思っています。スケジュールは、とい問いだったんですけども、まだ現課で検討するというか、研究する段階になっているぐらいしか言われていなかったの、ちょっと残念かなと思っ

ているんですけども、もし、町長の頭の中にこの自治基本条例に対する取り組みを、例えば今年は研究ですよ、来年は具体的に検討に入りますよ、また委員会をつくりますよ、いつごろを目指してつくり上げますよというスケジュールというか計画がありましたらお知らせ願いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えいたしますが、最初の通告文には地域担当制は入っておりませんので答弁はしておりません。次の議員にはありましたので、そっちの方に地域担当制の方を、それはご理解いただきたいと思います。それで地域担当制の問題であります、毎年メニューを増やしながらいろんなことができるように改善をしております。今、55ぐらいあると思います。それで、あくまでも各地域の町民の方々からご要望があった分について出て行くと、これが職員出前講座でありますので、別途町が行政として必要なものについては、別な感覚でやらざるを得ないなど。これは出前講座とはちょっと違うんじゃないかなと。例えば、防災で地域ごとに割り切って訓練をやると思ったら、これは行政主導で、こういうふうにやりますから、という話になるうかと思えます。ちょっと出前講座とはニュアンスが違うのではないかなと私は感じております。あくまでも地域の住民の方々がいろんなことで、町の部分について話しを聞いてみたいとか、あるいは情報が欲しいということで職員がその部分について出前をしていくと。それで身近なお話しをしていただくというのが基本でありますので、大事な部分については、行政としてこういうことで行政懇談会なり何なりをしていかなければならないと思っておりますので、ちょっとニュアンスが志賀浦議員と私とは違うのではないかなと思えますが、いずれにしても、いろんなものを町民に活用していただいて、少しでも協働のまちづくりを進めていただければ、どちらがやろうが何しようがいいんだと思っておりますので、いろんな角度をまた研究をしなければならいでしょうけれども、結構、出前講座はそういう意味では、毎年いろいろプログラムを増やしながらか好評を得ているようですので、そのことは伸ばしていきたいなというふう

に思っております。

それから、自治基本条例、これは前の時も議員とかみ合わなかったというのは、まちづくりというのはやっぱり条例が先ではないと私は思っています。ちゃんと住民の皆さんができれば、そんな条例、逆につくると足かせになる可能性、今つくった議会も含めてですが、つくったところですごい足かせになって議会やら、あるいは住民の方もたくさんおります。行政としては楽なんですよ、条例をつくるということは。条例どおりやっていますと言えるけれども、私はやっぱりもっとみんなが理解して、協働のまちづくりをみんなで行おうということであれば、それを理解した上で条例制定をしていくのが一番望ましいのではないかと。行政主導で自治基本条例をつくっていくことは、やっぱりいろんな弊害が出てくるので、やはりその辺は時間をかけながら住民の皆さん方のご理

解をいただいて、どうしても必要であればこれはやっていかなきゃならないと思っていますが、最近、住民の方も随分いろんなことを言っていたくようになりまして、随分いろんなことが出るようになりましたから、無理して今どうかなっていう部分、私の頭の中にはあります。ですから、ただ、よそでいろいろやっていい事例もありますので、そういうやっぱり先進地事例も参考にしながら、うちの町としてどうしていくかということを考えていきたいものですから、スケジュールは特段、今、組んでいないというのはそういう意味で、もっと町民の方の発信だとか理解が出ていただけるような仕組みづくりがどうあるべきかというので、私自身も含めてもっと研究しなければ、下ろしていく時にはかなり情報を持って、こういうことがあるんだっていうことで皆さんに伝えていかなければならないと思っていますので、その情報収集をしばらくさせていたどうかと、そんなふうに考えております。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

失礼しました。私の方が間違っ、最初の書き込んだ通告文を自分で読んでいましたので、こちらで訂正したのをちょっと見落とししていました。申し訳ないです。

まず、今、答弁いただきましたけども、出前講座に関して見解の相違があるのかなと思うんですけども、例えば、さっき言ったのはちょっと大括りにし過ぎたのかなと思うんですけども、例えば、健康に関する出前講座を福祉課にお願いした時に、併せて食に対するものもやってくれるということがあれば、食の担当と一緒に外向くということもありますよね。そういうものの捉え方と一緒に、何か1つの課題を見つけた時に、それにかかわるものが例えば課をまたいででも一緒に行けるような方法があればいいのかなと。一つ一つの講座を申し込んでやっていくだけではなく、もっと、例えば予防医療に対する問題であるとか何であるとか、いろんなものがうまく医者側の方と福祉課の方とという方向が考えられるのではないかと。ただ、マンネリ化して、確かに回数その他を見て、そんなに悪い物ではないし、いい結果が出ていると思うんですけども、もうちょっとの殻を破って次のステップを踏んでいくことが必要ではないかなと私は思うっています。ただ、その点を例えば先ほど防災にして言ってみましたけども、いろんな考え方があると思いますけども、例えば、私は参加したこともないんですけど、町でやっている防災DIGに関して消防関係者、また、その中で今度、住宅とか住民の把握をしなくちゃいけないと、住民課であるとか、それに携わる総務課であるとか、一緒に出て行ってできるわけですよ、1つの問題。それも私は出前講座だというふうに捉えてもいいんじゃないかなと思うんですよ。そういう面で少し横につながるような方式を模索していただければなというふうに思うので、その辺、もし、考え方がありましたらお願いいたします。私が一方的に言うのではなく、町長もまた町長の考え方があると思うので。

また、それと同じで自治基本条例も、まずはつくるだけが先行するの

では行政主導になって偏ってしまうと。それは、私も前にも言ったとおりで同じなんです。それは、考え方、町長と同じだと思います。ただ、つくることがもし向かっているのであれば、そのつくる過程の中で町民と話し合う会議なり、そういうものができることが一番意義があるのかなと思っています。その中でいろんな問題点を揉みながら、地域の問題点を揉みながらやっていく、そういうことをまずやるべきだと思うんですよね。最終的に条例ができたころにはみんなが理解できて、それで協働の参画ができる、また情報の共有ができる、町長が今回謳われているようにそういう項目を全部クリアできると思うのです。だから、そういう方法のためにどういう方向でいくのかなというのが私の思いだったものですから、もし、これから進めていかれるのであれば、そういう多岐にわたった会議なりを設けていただけなのか、その辺も、今、とりあえず調査中ですからそこまではないのかなと思うのですけれども、もし町長の思いがあったらその辺をお伺いいたしたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをします。出前講座については、内容については、複数の、他のまたがった職員が行っておりますので、今も当然そういう部分がある分については、いろんな方たちの部署から行っていただいておりますので、その使い方をやっていただければ何も問題はないというふうに思っております。それから、自治基本条例、これはまだつるとかそういう問題ではないので、私どもの方でいろいろ調査、研究をしていかなければ住民の皆さんにお示しをするということは、その方向に向かうという判断をされますので、それ以前の問題をまずクリアしていくということで、本当にこれがいいのかどうかというものを検証しながら、うちの町にいいのかどうかというのも自分なりにまた判断をして、その時間を少し持ちながらやっていきたいなど。そのほかに住民の皆さんから早くつくれとたくさんの声が出てくれば、これはスピードを上げなければなりません、私としては、今、そこまでまだ急ぐ案件ではないかなと。最近の住民の活動なんかを見ていくと、もっともっと違う分野にいつているのかなと。むしろ私から見るといい方向に向かっていますので、あえて条例をつくって縛ることもないのかなというふうに思っておりますので、それらを含めて、でも、いい事例もたくさんあると聞いていますので、それらを参考にしながら、うちの町にとってどうあるべきかを考えていきたいと思っています。

議 長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学君。

自治基本条例については、前向きに検討していただきたいなど、できれば、いい事例をいっぱい見ていただいてやっていただきたいと思っています。

次に、執行方針の中の地域医療について伺います。町政執行方針での充実した医療環境の確立の中で、町立病院について触れられています。救急医療と小児科医療を担う中核施設としての役割を果たすとありますが、現状の厳しい経営状況が続いている中で、新たな打開策を考えて

いるのか伺います。

また、現状の住民のニーズや南幌町の地理的要因を分析した経緯があるのか、併せて、一般会計からの繰出し基準内での経営が大変厳しい状況下であると認識していますが、2回の議会から発議の付帯意見のほか提言書が出されています。町長は、このことをどう認識して、また検証していくのか伺います。

議 長
町 長

町長。

地域医療についてのご質問にお答えいたします。

町立病院の経営は、議員ご指摘のとおり厳しい状況にあります。経営改善計画に基づく病院改革により緩やかではありますが、改善に向かっているところであります。新たな打開策を考えているのかにつきましては、3カ年の経営改善計画の最終年度を迎えることから、計画に基づいた取り組みを遂行することが第一と考えているところでありますが、町立病院のPR不足が指摘されていることから病院パンフレットの全戸配布や、引き続き地域での健康講座に出向くなど町立病院の情報発信に努め、地域のかかりつけ医としての役割を果たして参りたいと考えております。

住民のニーズや南幌町の地理的要因の分析につきましては、全町民を対象とした調査、分析は実施しておりませんが、住民自治検討会や各団体の健康講座などの機会に意見、要望の把握に努め、さらに患者アンケートを実施し、その結果を分析し公表したところであります。地理的要因の分析については、質問の主旨が明らかではありませんが、国保加入者のデータを基に町内、町外の受診状況を調査しております。

議会発議の二度の付帯意見につきましては、議会の意見として真摯に受け止めているところであります。個々の付帯意見につきましては、現在の病院の経営状況や収支バランス、費用対効果など総合的に判断し、また経営形態の見直しにつきましては調査、検討を進めて参りますとともに、地方交付税の繰出し基準内での経営に向けて、経営改善を進め健全経営の確立に努めて参りたいと考えております。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

改善計画が示されて、取り組みに入ってから3年目、最終年になるかと思えます。昨年に、改善計画の半ばで見直し、と示唆されておりましたが、大幅な見直しがされず3年目に入ると、続行するという町長の表明がありました。その中で本年度予算を見ても、入院、外来ともに改善計画に沿った見込数字を挙げており、前年度実績を顧みていないような状況ではないかなと、私は思っています。計画においては、計画数字を上げなくてはいけないのが実情ですけれども、もう少し検証された方がいいのではないかなと、私は思っています。

その中で質問いたします。備品購入費のエックス線CT装置とあります。確か2,600万円と高額ですが、治療単価に反映されるのかと、先の予算委員会の中で質問をしても、補修費用がかかることなどを挙げて明確な答えが返ってきませんでした。私はそういうふうに記憶してい

るんですけど、このことについて、CT装置を入れることで町長はどのように今の経営現状に反映させるのか、その辺の見解を伺います。

また、患者さんの安心と信頼を生む上で必要なことで経営改善に効果をもたらすということと併せて言っていたように聞くんですけども、2,600万円という中身がどのように本当に今の経営改善計画の中で反映されるのか、ちょっと危惧しているところです。入れることに対しては反対はしていないんですけども、計画性の問題が今の予算書に反映されていないんじゃないかということで、ちょっとしつこくなりましたけども1点伺います。

また、今までの付帯意見、また提言、これは議会から出されています。二度の付帯意見と一度提言を出しています。このことに、効果が本当にあったのか。その辺がなかなか実態、付帯意見の中身が実行されているのか、いっているところもあるんですけども、なかなかそれが目に見えてこないという状況にあるので、その辺の取り組みの成果を、もしあったらお知らせ願いたいと思います。私の目から見ると、地方交付税内の繰出し基準内、これで予算を執行していくぎりぎりのところの成果しか見られないのではないかなと。それが本当にプラスマイナスゼロであれば、それは問題ないんですけども、なかなかそういうところではないというふうに私は考えています。また、昨年提出された評価書の中でも、経営形態の検証については引き続き検討するというふうになっていたように思うんですけども、すみません、国に提出した21年度まででしたっけ、そのやつを昨年確か出しているはずですよ、私は配布されていないんですけど、前の計画の中の、その中でも経営形態の検証については引き続き検討すると確か最後のくだりに書いてあったと思うんですけども、その辺は町長は今も変わらず思っているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。病院経営というのは、非常に厳しい分野もたくさんあるわけでありまして、当然改善計画を作って今、全職員にそれをできるようにということで会議等々で話しもさせていただいて、それなりに効果は出てきているところであります。しかしながら、皆さんもご承知のように計画を作ってから医師が2人変わっているんですよ。その部分については、それを回復するのにようやく少し見えてきたのかなという部分がございますので、もう1年何とか改善計画に近づくよう努力していくしか、今のところ私はその作った計画をいかに遂行するかということに頭を置きながら、全職員ともども頑張っていこうということでございます。それから、CTは昨日もお話しさせていただきましたけども、診療報酬で1人3,000円ぐらいのアップになりますよということで、させていただきました。長期で2,600万円の、2,620万円ぐらいだったと思いますが、借入れをしながら長い年月で払っていくということであります。それを購入しないで、今年壊れた時、単年度で800万なり900万出さなきゃならないんです。

そのことを考えて、それと一番大事なのはいっぱい患者負担をできるだけ軽減してあげると。やっぱり来やすい病院にしていくというのはそういう機器もそろえなければ、なんぼ口で来てくださいますと言っても、やっぱり患者さんの苦痛を少しでも和らげてあげる手法、できるだけ、厳しい状況でありますけれども作っていかねばならないと、そんな思いで経営的には非常に厳しい中でそういうか機器を入れ替えるというのは大変なんです、耐用年数がきて、以上に使っていますので、業界の方々の話を聞くともう危ないですと言われて、そうしたら単年度で追加予算で800万、900万となると、当然、一般会計からの繰出しが出てくるだろうと。そんなことをさせたくないという思いもあって、いずれどっちにしても購入しなければなりませんので、今回、厳しい中でありますが予算計上させていただいたところでございます。

それから、経営形態の見直しについては、私なりに全国の調査もさせていただいております。なかなかいい結果もあるんですが、たまにあるんです。国内の事業者、北海道も含めて国内の事業者で、いろんなことをやって自治体病院を受けてくれる事業者というのは非常に少ないんです。ですから、相当慎重にならなければ町立病院の体をなさなくなってしまう、そのことが一番心配されるものですから、慎重にいろんな形態の見直しをしながら、よその事例も参考にして、うちの町にとって何がいいのかというのは検討していかねばならない。この現状の中では非常に厳しいというのは、これは私も十分認識しているところであります。ただ、高齢化時代を迎えます。我が町の町民に向かってどうあるべきか、医療をそうしたらなしでいいのかと。そんなことにはならないと思います。よりよい医療関係をきちんとつくっていかねばだめだと。そのために、町立でやっていくのがいいのか、それ以外の方法があるのかどうかというのは、当然検討していかねばならないというふうに私は思っておりますので、その検討はさせていただきます。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

まず、CT装置については、入れることについては私は反対というものではなくて、入れることによって病院がそれなりのものになっていければいいのかなと思っています。逆に、町長が言われるように修理に何百万もかけるよりは、よっぽどいいのかなと。ただ、その中で示される効果というのはなかなか現場の原課でもはっきり言えないと。補修費とか何とかと言って、確かに明確に出ていなかったように記憶していますけれども、そういうところがどうなのかなと。私は、これを入れることによって多少負担は増えるけれども、これで患者さんの安全を守るためですとかはっきり言っただけのなら、それはそれでいいし、また逆に、これを導入することによって点数が上がって、ある程度経営改善になりますとかという、そういう明確なお答えをいただけるならそれはそれで理解するんですけど、なかなか町長の思いと原課の思いとは、ずれているのかなという、私の認識ですけどそういうふうに思いました。明確にこれで点数が上がって診療報酬が上がりますとかという方向性

にはなかった。ただ、それは町長が今言ったように、安くてみんなに利用できるというのがそれがベストですけれども、今の経営状況を考えたら多少の診療報酬は上がっても安心を得られるために新しいCTを入れたよという方向で、レセプトの点数を上げるぐらいの気でいって、機械の減価償却をしていただくぐらいの気持ちがあっただけいいのかなと私は思っています。その辺、現場との意思の疎通がどうなのかなというふうに思っています。また、とりあえず今回は入れることに対しては、私としては、これが町民の安心、安全につながって、また健康管理ができるのであれば、これをうまく活用していただければと思っていますので、このことに対しては答弁はいいかもしれませんが、また、先ほど言った付帯意見、提言という中のものですが、これは議会としては、全員総意で意見を付けさせていただいて、かなり重いものだと思っています。過去2度の付帯意見、また1度の提言ということで。その中で、なぜ、そうしたら四半期の報告の中で、前にお願ひしてずっと今、四半期で病院の報告をいただいております。そういう中で1年くりの中でもいいから、しっかりと数字以外の改革できたものとかというのはなかなか報告されたように私は記憶をしていないのですよね。だから、そういうものをしっかりやっていただけないのかなと。前回、委員会の中では、私はお願ひして確か出していただけました。これはやっぱり状況的に、これを出してくれと言わなかったら出さないような状況ではだめなのかなとは思いますが、ちょっと書類忘れましたが、もうちょっとやっぱり開示していただいて、費用がかかった分の3年間の対比を出していただいたんですが、ちょっと持ってきていないんですけど、そういうものをしっかり先に出していただけるような状況でなかったらならないのかなと思うんです。ただ4項目を挙げて、議会が出したよと。それが2回来たよと。また、知らないうちにまた意見が来たよと。それが原課にしっかり内容まで伝わっているのかなというは、すごく気になる場所なんです。検証した結果があるのかと言ったら、全部は検証してないと。どれとどれを取り組んでいるよという感覚の問題。事務長も何回も変わっているから、その辺はなかなかうまく伝わっていないのかもしれないんですけど、そういう現場で検証できるような方法を指導していただくのが首長なのではないかなと思うのですけれども、その辺について意思の疎通がうまくいってなかったのか、それとも私の聞き間違いなのか、その辺町長の見解をちょっとお伺いします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。先ほどのCTの関係は昨日もお話ししまして、診療報酬がアップになりますよと。1件、約3,000円ぐらいになりますという話も、当然それもアップの材料にはなるんですが、基本的に一番大きいのはやっぱり患者さんの負担をいかに軽減させて、安心して来て、気持ちよく帰っていただけるような機具はやっぱり揃えていかなきゃならないというのが基本かなと。その上で、診療報酬、この新しい機械を入れますので当然上がります。その2つが

あると、大きな。保守点検は当然どの機械を入れても毎年あるものですから、そんなに変わらないというふうに認識していただければと。当然、複雑な機械を入れますから、ある程度、保守点検はしていかなければならない、これは今までの機械も同じであります、そういう考え方で理解いただければと思います。

それから、議会の提言や付帯意見、どう反映させているのかという、当然、議会から出た部分については事務長を通して病院内でも当然話しをしていただいておりますので、ある程度の意志の疎通は図っていると思います。そして、働いている人もそれに向かって真摯にやっています。結果的に出ていない部分が、結果論だけ言われると出てない部分は、数字で言われると出ていない部分もありますけれども、働いている人たちは皆さん、それを目標に向けて日常の活動の中で、仕事の中で取り組んでいただいているものと思っております。

議 長
志賀浦議員
(再々々質問)

10番 志賀浦 学君。

今のCTの件に関しては、反対するものではないのでいいです。ただ、認識がどうだったのかなということで、確か予特で聞いた時には、それは反映されますというふうにはっきり聞いてなかったものですから、保守点検では、よりかさむのかなという私の理解でしたので、それが1件3,000円程度のもので上がっていくのであれば、それはそれで明確に現場も意識して言っていただければ。効果の上がない高い物を入れてという話にはならないので、ただ、必要なものは必要であって、必要なところにお金を使っていただくのは私は結構だと思っていますので、それで病院が建て直るのであれば、大いに役立てていただいてPRしていただいて、新型のCT装置を入れたよということを現場の方でPRしていただければと思っています。

また、議会からの付帯意見とか提言なんですけれども、現場で認識していただくことが一番かなと私は思っているんです。現場の方が例えば委員会等で聞いても、さわりしか認識していないで中身を理解していないというところがあります。例えば、付帯意見なんていうのは1行2行でしか書いていないものを、中身は町長とは、議会とは議論しているから中身はわかるかもしかたないですけども、現場ではなかなか中身を理解していないという状況があります。その中で、ある程度、何と言いますか、現場と町長の方でうまくコミュニケーションがとれているのかなということが危惧されるところです。事務長も変わって、なかなか全部把握すると言っても気の毒なんですけども、前の話を掘り起こされてもなかなか答えられないと思うんですけども、なかなか議会の提言しているものと、理解が合わないというところがありました。例えば、これは町長主導するところが多いんですけども、例えば、第三者評価委員会の早期の設置というのは、町長は違う形で設けられていますから、またそれはそれとして多少かみ合わなくてもやっただけしているのかなと。ただ、業務委託のさらなる見直しを求めると、これだけ提言しているものを、例えば、昨日ですね、予算委員会の中でこちらから提出を

求めなかったら出てこないということ自体が、一つ認識としてどうなのかと。議会から提言されているもので、ある程度出せる資料というのはこちらから言わなくても出せるようにしていただかないと。今朝もいただきました、確かに。そういう認識の違いがあるのかなと。また、これは提言の中で、経営安定化を図るための事務長の外部からの採用を求めるとありましたけれども、これもまたきっと寝耳に水なのかなと思って、これは町長判断によるところなんですけど、ただ、この中で解釈としては、事務長を補佐するというような言い方にも変えて、確か提言させていただいていますから、事務長自体を変えれというわけではなくて、事務長の仕事を軽減させるということと、院長が経営に携わるのが難しいという結論が出ていますよね。その中で、事務方の者は、ほとんど事務長と事務長を補佐する者で賄えるようにしていただきたいというのが議会の総意なんですよね。そういう方向がなかなか現場まで理解されていないということ。あと、経営形態の検証と抜本の見直しを求めるといふ、これは現場に言ってもしょうがないのですけれども、これは町長の考え方で、先ほど町長が答弁されたように、前の検証の中でそういう形態の見直しというのは残してらっしゃるから、やらないという問題ではないというふうに私は認識していますけども。

議長 志賀浦議員に申し上げます。会議規則の3問、再々質問から4回目に今、移っています。どの部分が答弁漏れか明確に質問していただければ移ってもよろしいです。

志賀浦議員 (再々質問) すみません。4つ目に入っていました。ちょっと熱くなって申し訳ありません。私、3問目だと思っていました。申し訳ないです。

町長、先ほどの提言書の4項目の中身を、町長はまたどのようにやっていただけるのかはっきりと教えていただきたいと思います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

答弁漏れかなと思いますので申し訳ないと思っておりますが、それぞれ議会から提案をいただいた分については、ご提言いただいた部分も含めて私なりにさせていただいております。当然、皆さんの思いでは、事務長に代わる役職の部分も、という話もございました。今の事務体制の中で何が不備なのかということの検証もさせていただきながら、当然、どのぐらいの費用がかかるのかという部分でいくと、相当の額を払わないと精通した人はいただけないという結果でございました。そうすると、今の時点で私の病院で、南幌町の病院でそこまで今、ないと。それこそ、先ほど申し上げました3カ年の改善計画、これに基づいてまずやって、その後については、その部分が余地があれば、また考えていければいいなど。新年度の方向に向かって事務長を補佐する役職はどうだろうか。外部から招聘することもどうだろうかという検討しましたけども、この点については、うちの金額の想像していることよりはるか高い金額でございましたので実現はできなかつた。これは職員もわからない、これは私なりの判断をさせていただいていますから、当然、部分についてはできない。そのほかいろんな部分、議会から出てきたものについてはで

きるものから早くやれるようにということで、事務長を通じて全職員に通知をしながら今、努力をしていただいているところであります。

議 長

以上で志賀浦 学君の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で3時5分まで休憩をいたしたいと思います。

(午後 2時52分)

(午後 3時05分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて一般質問を行います。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員

職員の地域担当制から地域に飛び出す公務員と名を変え実践行動へと題して町長にお伺いいたします。平成7年に地方分権推進法が制定され、自分たちの町のことは自分たちで知恵を出し、自らの判断と責任でまちづくりを、と変革期に向けて発信がなされましたが、その後、進展もなく今日に至っていると私は思っております。

現在の国政における混迷する政局不安や逼迫する財政事情を見る時に、この先々を思うと憂慮に堪えない思いです。ますます国に頼るばかりではなく、自治体自らがしっかりと舵を取り、先を見据えたまちづくりに取り組む時ではないかと強く思いを感じる次第でございます。

さて、町長は平成17年に就任の時から、職員による地域担当制度を打ち出されました。地域の住民と行政とのパイプ役として職員にその任を当たらせ、情報の共有化を図り、また、地域の課題解決に一緒に取り組み、共働での地域づくりを目指しての政策だと思っております。この取り組みには、町民も大いに期待をしていたところです。そこで、これまでの活動を見て、効果というか地域の動きについてどのような感触を持っておられるのか、また、町長のねらいどおりの活動になっているのかを伺います。

私は、今後、まさに住民自治を進めるに当たって重要な取り組みだと思っております。それは、住民の力を引き出すには、職員の知恵と協力が絶対に必要になるからであります。ここで、一つの提案でございますが、町民の理解を得てのこととありますけれども、例えば、月に一度、第4水曜日の午後を役場閉庁にして、その時間を地域に飛び出す公務員の日としたらどうでしょうか。その時間は職員も机を離れ地域に出向いて、街なか散策や住民との対話をしたり、一緒に活動したりと、住民との触れ合いの時間に当ててはどうかと思っております。その中において、町の中のことを知り、宝物ですとか人財を見つけ出すということになるでしょうし、職員においても住民力を引き出す能力や物事を解決する力も身に付くものと思われま。地域づくりは、そこに住む人がいきいきと暮らしていけるように、そして、どうやる気を引き出すのかが鍵になると思っております。そのためにも、行政も自ら行動を起こして、本気度を示さなければ住民はなかなか動かないと思っておりますが、この取り組みについても見解をお伺いいたします。

議 長

町長。

町 長

佐藤議員の地域担当制から地域に飛び出す公務員と名を変え実践行動へのご質問にお答えします。

国では、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、地域主権改革がスタートしたところです。この地域主権改革とは、地域に住む住民が、地域のことは地域に住む住民が決め、自らの暮らす地域の未来に責任を持つという、住民主体の新しい発想を求めていくものであり、地方自治体においても、その運営に当たり地域住民の意思がこれまで以上に反映される仕組みづくりが求められるものであります。

さて、地域担当職員制度につきましては、平成19年度から管理職、平成20年度以降は基本的に全職員を対象として実施しておりますが、その目的は個性あふれる地域づくりであり、地域からのニーズに応じて地域住民と共に考え、サポートするもので、本年度の地域担当職員は90人、平成19年度から22年度までの平均で年間約34回の活動実績となっております。

ご質問の1点目として、その効果や地域の動きに関わる感触、ねらいどおりの活動になっているかということにつきましては、制度創設以前と比較して一定の活動成果はあったと考えますし、今後もこの制度が果たす役割は大きいものと思っております。しかし、地域によっては求められる活動の内容やボリュームにばらつきがあったり、年度や地域によっては地域担当職員に声がかからない場合もあることから、町としては地域担当職員と地域との接点を増やし、制度の趣旨や地域での課題を把握するため、行政区長や町内会長との懇談を実施しているところです。

続きまして、ご質問の2点目ですが、議員からの提案につきましては、地域担当職員が地域に関わりを持ち、地域住民との対話や共働での地域づくりという趣旨については理解するところですが、私は地域担当職員だけが地域と触れ合う役割を担うものとは考えておりません。職員が通常業務の中で、住民からの要望や課題の把握を行うことも当然のことであろうと思っているからであります。あえて地域に飛び出す公務員の日を設定するまでには至らないと判断するところでございます。

しかしながら、ご提案の趣旨にもありますように、町の宝物や人財を見出していくこと、職員自らも住民力を引き出すための資質や課題解決能力をより高めていくことは極めて重要であると思っておりますので、行政としてこれまで以上に地域と向き合う機会をつくるため、行政区長や町内会長で組織している住民自治検討会におきまして、地域担当職員制度のあり方等などについて引き続き協議して参りたいと考えております。

議 長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一君。

再質問に入らせていただきますが、町長の答弁の中で最後の方に、この制度については行政区長さんや町内会長さんと組織している住民自治検討会におきまして、この制度あり方について引き続き検討して参るといってまいりましたが、私は、この制度はもう、実際、町長からの

答弁にありますように平成19年度からの活動になったのかもしれませんが、町長の執行方針で、最初の就任された時からこの制度を提案されていたわけでありますから、それなりの思いがあってこの事業もやっぱり進めてこられて、今日まで進めてこられていると思うんでありますので、そのことについてお伺いをいたします。職員による地域担当制は、住民と行政とのパイプ、つながりというか橋渡し役として活用してほしいと私は思っておったところであります。ですが、町長の答弁では、この制度が果たす役割は大きいということで、ご理解をしておられるんですけども、私は外から見させてもらった時に、先ほど志賀浦議員からもありましたけども、職員サイドからは出前講座も含めて住民から要望があったら出向いて行くんだと、これは終始一貫そういうお話しや答弁、以前の質問に対してもそうなっていると思いますが、そういう姿勢だと思えます。一方、住民の方はどうかと。住民の側も、じゃあ、何を聞けばいいんだろう。わからないのではないかと思います。何をどういうふうにして呼んだらいいんだろうかと。結局今までの行政のあり方が依存スタイルです。住民も本当に行政に依存している、依頼して、そういう姿勢でありますから、全く自分たちから呼ぶということではなくて、住民も待っているんです。来てくれるのはいい、確かに地域担当制について住民の方も期待をしていたと思いますから、待っていたと思います。私が見ているには、行政側も待っている。住民側も待っている。これでは進展していかないのではないかと。本来、町長がやっぱりもっと積極的進めてとあるならば、そこを、この何年間になりますか、8年間になりますか、ずっとこの間このままで、このままとは言いません。進んでいるところもあります。ありますけれども、そういう状況でもう少し進展していくべきではないかと思った時に、その辺の視点、私はそういうふうに見ますが、その体制についてちょっともう一度疑問を感じますから質問しておきます。

それから、職員の方にとっては、この事業をどのように思っておられるのかなというふう思うんです。こういう言い方をしたら失礼かもしれませんがけれども、なかなか職員の方々は住民の中に行くことを好んでおられないのかなというふうに見るものですから、どうも消極的な感じがするんですね。もっともっとフルに出かけてもいいと思うんですけども。ところが、よくよくこれも考えてみますと、組織の中にあると、組織の中で確かにこの制度を理解して、ああ、地域に出なければならぬという職員の方もいると思うんです。おられますが、こういう全町的な組織、地域に出て行くとなると1地域だけが出て行って目立った活動をしてしまうと組織内の中で、何と言いますか、これはよくあることだと思いますが、一方でそれは抑えられるというか、逆に作用して目立つんじゃないというようなことになるんじゃないかと思うのです。私はそういうふうな感じを受けるわけであります。ですから、そういう点においては、そういう心配もありますから、町長はどのような指示を出して、出しているというか、町長は待っているのかもしれませんけれども、

もっとそういうものについて積極的に働きかけるのなら、もっと自由にやりなさいということであってもいいのではないかと思うのですけれども、その辺はどういうふうな指示を出されているのか。

それと、そういう観点から、私は、突飛もないことだと言われるかもしれませんが、質問をさせて提案をさせていただきました。あくまでも私の思いで出したものでありますから、ちょっと違和感もあろうかと思えますけど、一つの、さっきの言った、特定の地域だけ出たいという職員がいても出られない状況にあるということも含めた時に、じゃあ、出られるようにしたらいいのではないか、一時、この時間でみんなで一斉に地域に出たらどうだろうということ、一つの材料ですね。一つの提案ですね。そういうことでありますし、一方では住民の人方にもこういうことをやればちょっと驚きますよね。何かするのかとか、本当にやる気になるのかという、住民の人たちにとっても刺激になると思うんです。本当に出てくるようになるなという。そういうねらいから、これは一つの自分の日程の作り方ですけども、いろいろあると思いますが、そういうことであります。それともう一つは、土日、どうしても地域担当制となると土日の事業になると思うのですね、地域において。そういう時に職員さん方も出てくるには、なかなか足が重たい部分だろうと思います。そういうことも含めた時に思いきってどうだろうかということが提案であります。そういうことで、より今の政策を進めるために、こういう名前を変えて提案したわけですが、もう一度その辺を含めた中で町長はどのように提案を考えておられるかをお聞きしたいと思います。

それともう1点、併せてお聞きしますが、地域に出て行くに当たっては何もなしではできないと思うのです、職員の方も。やっぱり町の情報だけではなくて地域に入るということは、ただ情報を流して、ああ、よかったとか事業やって終わった、では地域の人たちも満足しないんですよ。地域がいかにか活性化していくか、そこに住んでいる人たちがいきいきしていくかということをお求めていかないと、その成果は出てこないと思うのです。ただつながったな、というのではなくて、その地域で何かやっぱり生きがいづくり、地域づくり、活気のある地域づくりができることによってこの意義が上がってくるのだと思います。そういうことをするきっかけとして、職員さん方はやっぱり一生懸命勉強しなければならないと思いますし、勉強されているかもしれませんが、より先進的な町づくりをやっている地域への職員の派遣ですとか研修をさせてあげたらいいのではないかと思うのです。やっぱり先進的な町はもっとたくさんあります。紹介するというほどのことではないですけども、地域の高齢化社会の中で、やっぱり疲弊している中でどうやってやるかということで考えておられるのでしょうけれども、徳島の上勝町ですとか鹿児島県の柳谷ですとか、やっぱり地域が画期的にやっている、実際にうまく行って、その町にはお金も働いたことがお金に返ってきてやりがいになるということなんですけれども、そういうふうになっていくような地域が活気のある、やる気の出る場所だと思うので、そういう

ところにもいろいろとやっぱり情報を得ながら、そして地域に入って具体的にこういうことだということを示さないと。ただ情報だけ出したからどうだということでは変わってこないのではないかと、そう思うものですから、ぜひ職員の方々にももっと研修というか、まちづくりの場所に派遣をしていただいて地域づくりに貢献していただきたいと思うので、それも併せてですがお伺いをいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。地域担当制を講じてから、地域とのいろいろなつながりを持ちだしているのも事実でありまして、ただ、全部の行政区町内会、19ある行政区町内会が全部すべてうまくいっているかといったらそうじゃなくて、先ほどお話ししたように、活発なところもあるし、まだそこまでいっていないということもあります。私は特にこの制度をつくった時に、当時の行政区町内会長さんから多く言われた言葉は、行政を押しつけてくるんじゃない。私たちが要求するから地域担当制で十分、職員だけ配置してくださいという声が非常に強かったんですよ。今、各地域に5、6人配置して、いやなんて言う職員はほとんどいないと思います。皆さん、用事あるけれども都合つけて、ただ、全員が行けない、土日でも業務を持っている職員もおりますから全員が揃うことはなかなか難しいんですが、喜んで行っているという部分も非常に多くなってきているのか、地域でもなかなか声のかからない地域があります。ここを何とか、今年24年、みんながもう少しこの制度を理解していただいて、新しい町内会長さん区長さんにも趣旨をもう一度お話しをさせていただいて、行き渡るようにしていきたいなというふうには思っております。ですから、そういう部分をきちんとできるようにという部分でありますし、できている地域は非常に喜んでいただいています。そんなことも含めながら、それが各地域の町内の地域につながるように、また持っていきたいなというふうには思っております。

また、職員の研修については、当然私も今まで財政的な問題があって派遣できなかったんですが、ようやく少しずつ派遣できるようになったので、少しずつそういう部分の、いい事例等々の研修先があれば私もこれから派遣を考えていきたい。あるいは、いろんな人事交流もできる部分があればしていきたいなというふうには思っておりますので、やはり、職員のやる気も含めて町民みんなと一緒に地域づくりをしていくという基本がありますので、それが各地域から声が出て、あるいはつながるようにこれからも取り組んで参りたいなと、そんなふうには思っております。

議 長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一君。

再度質問ということ、大体町長からの話もお聞きいたしましたが、再度質問というか、この例えば1つ提案しました、職員の人方も理解をして好んで行っているということでもありますけれども、受ける地域によってはまだまだ、どう地域として扱ったらいいとか、どういうふうな活

動にしたらいいのかということがわからないところもあると思うのですよね。そういうこともまだまだあると思いますし、見ていてやっぱりこの事業が本来いい事業であるにもかかわらず機能していないというのが私はそういう感触なんです。せっかくいい事業を取り上げてやっているんですから、もう一步進めるといって、じゃあ、待っているよりも飛び出したらどうだと。これは、私が言っている言葉ではなくて、そういうネットワークが今、全国でできているのでちょっと使わせてもらいましたけれども、やっぱり全国的にそういう方向に行っているのではないのでしょうか。これから住民自治だという流れが来ているからこそ、そういう言葉になってくるのだらうと思いますし、うちの町だとそういう面では地域担当制で早くに取り組んでおられるのですから、何か地域、全町的にどこの地域も活気あるということには難しいでしょうけれども、1つでもいいです。うまくまとまっている所でもいいですから、やはり何かいい事例という形でやれば周りの地域もそれを見て同調してやっていけるだらうと思うので、ぜひ何か今回やるに当たっては思いきって、よりこれを進める気があるのであれば町長、ひとつ私の提案したことも実行してみてはどうでしょうか。きっと住民も変わって、真剣に向いてくれるのではないかと思いますし、やっぱりそこがないと絶対、これは住民が動かないことにはせっかくのいい制度も動かないんですよ。待っていてもだめだし、ひとつ思い切って政策を提案してやってみたらどうでしょう。そういうことを町民は期待をしているのではないかなと思うのです。町長には政策については不可もなし、失礼ですけども、悪くはありません。肅々とやっておられるのは町民は見ておりますけれども、何が足りないかというやはり思い切った一つの町民に対する刺激というか、そういう働きを出すことによってより評価が高まってくるのだと思いますから、思い切ってこの制度を取り組んでみたらどうかと思ひ、もう一度お伺いして終わりたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。この地域担当制、私も大事だと思っていますので、今後も住民自治検討会を通じながらよりよくしていきたいと。特に、去年、三重地区でやっていただいたDIGの関係なんかは非常にこれから大事な部分でありますので、ほかの行政区からも問い合わせもありますので、それらが広まればもっとよりよい、いい部分になるのではないかなというふうに思っています。私は、自分の評価が上がるからこういう制度をやっているのではなくて、住民の皆さんがよくなるためにやっているのであって、点数稼ぎにやっているわけではございません。そういう意味ではご理解いただければと思いますので、みんながやっぱり協働のまちづくりの意思を持っていただく、協働のまちづくりとはそういうものだという、押しつけじゃなくて、みんなが町も考えているし住民も考えている、それを一緒になってやりましょうよと、そういうもので地域に入っていくって職員が、逆に言うと私になり変わって話も聞いてくるわけにありますから、そして、また逆に、

町の話もしていくわけでありますので、やはり職員の資質も大分上がってきていると思います。私はそういう思いもしておりますのでそれらも大事に、当然、佐藤議員から言われたように、町にまだ眠っているものもたくさんあるんだと思います。そういう発掘も含めて、この地域担当制を生かしながら進めて参りたいなと、そんなふうに思っています。

議長
佐藤(正)議員

2番 佐藤 正一君。

2問目に入らせていただきます。町民の健康意識を高める努力をということで町長にお伺いいたします。長野県は日本一の長寿県として注目されておりますが、それには住民の健康意識が高いといわれております。健診の受診率が約80%と高いことがそれを裏づけているのかと思います。健康とはどういう状態のことかと問われましたら、病気にならない状態のことを言うのではなく、何か生きがいを持って元気に動くことができ、食事をおいしくいただける状態の時を言うのだと思います。年をとると自然と体力も落ちて、いずれ病気を患っていくものと思いますが、それでも気持ちをしっかりと持って、生きがいを感じて仕事をしている人もおられます。これも健康な人ではないでしょうか。自分の病気や健康に関心を持つことが大事なことで、体が悪くなったら病院で治してもらうからいいという他人任せではよくないと思います。

そこで、大事な健診は自動車という車検のようなものだと言われます。健診を受けないということは、悪い箇所があっても保健指導を受けず放っておくこととなります。そのままでは、この先どのような道をたどることになるか容易に想像することができるのではないかと思います。そればかりではなく、そのような人が増えることによって医療費がかさみ、また、国保税の負担も増えることにつながっていくのだろうと思います。重い病気になるほど町民の税金のお世話になっているという認識も町民の人にもしっかりわかってもらう必要があるのではないかと思います。

町においても、これまでいろいろと健康づくり事業に取り組み、町民の予防医療に力を注いでこられていることは十分承知してはいますが、一方、町民の方とえばいまいち関心が低いように思われます。そこで、お伺いいたしますが、国保加入者の健診率の動向について、まずお尋ねをいたします。そして、その状況をどのように捉えられているのか。また、今後、町民の健康意識を高めるために何をすればよいと考えておられるのか。例えばですが、国保健診率の目標設定を掲げて、町民意識の高揚を図り、みんなで努力することも一つの手段ではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

議長
町長

町長。

町民の健康意識を高める努力をのご質問にお答えいたします。

国民健康保険の事業として平成20年度から行っております特定健康診査は、受診率目標を40%に設定し実施しており、過去3年間の受診率状況を申し上げますと、平成20年度が35.83%、平成21年度が35.85%、平成22年度が34.04%で、今年度につきま

しては、2月末現在で32.41%でございます。ちなみに平成20年度の全国の状況を見ますと、平均が30.8%で、一番高い宮城県で47.6%、ご指摘の長野県は全国第6位で38.5%となっており、本町は全国平均を上回っておりますが、保険者としてはまだまだ上げる必要があると考えているところであります。受診率向上のために町では、これまでも未受診者対策といたしまして、広報誌による関連記事の掲載、はがきによる受診勧奨通知の発送、電話での受診勧奨、個別訪問などを行っており、さらに、過去3年間で徐々に健診率が落ちてきている5地区を重点地区に定め、個別訪問強化を行っているところでございます。今年度につきましては、7区、8区、11区、14区、15区を重点地区として、未受診者合計259名のお宅を訪問し、健診の必要性や病院受診状況の聞き取り、個別訪問勧奨も実施いたしましたところでございます。未受診者宅を訪問し面談したことによりよく耳にするのが、病院で同じような検査をしているのに改めて検査が必要か、何度も声をかけられるのが迷惑だ、自分の意思で受けないなど、様々な意見を聞かせていただいているところですが、先に述べました未受診者勧奨を実施することにより、今年度においては重点地区、5地区のうち4地区において受診率向上が見受けられているところでございます。

このようなことから、議員ご指摘の受診率目標の啓蒙を行い、被保険者の受診意識の高揚を図るとともに、未受診者対策につきましても、より一層の努力を傾注し、一人でも多くの方に健診を受けていただけるよう健診の重要性や病気の早期発見、早期治療の大切さを広報誌などを活用し啓発するとともに、各種健診の受診勧奨を粘り強く進め、町民皆様が健康で明るい毎日が送れますよう努力して参りたいと考えております。

議 長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一君。

再質問に入ります前に、私は検診率のところ長野県の受診率については、約80%ということをお願いしましたが、私は、ある講演会で医師の発言に基づいて80%と、それを今回質問いたしました。町の方は先ほどおっしゃられたように、平成20年度においては、長野県は全国6位だということでありましたので、そのところだけちょっと確認をさせて、私どもの方については正確な数字は把握しておりませんので、それだけは申し添えておきます。

それでは、質問に入らせていただきますが、先ほど、南幌町の受診率の数字をお知らせいただきましたけれども、35%前後でしょうか。目標値は40%と掲げていると言われましたけれども、私もこれは気づかなかったわけですが、全国平均値よりは少し高いんだということでご説明がありましたけれども、町長の答弁どおりまだまだこれで満足することではないと思えますし、やっぱりこの上がっていかない状況をずっと見ていて、それも私も承知してましたから、なんらそう大きなこれと言った策は施してこられないなと思っていたものですから、今回質問させていただきますが、このことについては行政側でも十分承知し

ておった数字だと思います。福祉課、住民課、どちらになるかわかりませんが、このことについて、より何回も協議を職員間でされておったのかどうかですね。その間、していたとしたら、やはり何か一つアイデアというのでしょうか、アイデアというかわかりませんが、この意識アップのために施してくるのではないかと思います、それが今まで見られないわけですが、そういう協議がなされているかどうかをお聞きいたします。

それから、ご説明というか答弁の中にもありましたけれども、一生懸命こちらの方で呼び掛けても、住民側は同じような検査を改めて受ける検査が必要なのかどうか、十分、何度も声を掛けられているのに迷惑だとかという、こういう声も一部にはあるんでしょう、結構あるんでしょうけれども、そういうことで一生懸命行政側が言っても住民は応えないんだ、笛吹けど踊らずということでしょうけれども、これも南幌町の特性というのでしょうか、地の利がいいとかそう面もありまして病院も周りがあるからすぐ病院に行くという、そういう依存度が高いのは確かなことだと思います。そんな状況の中でありますから、検診率を上げるというのは、町民の意識を変えるというのは大変かと思いますが、先ほどちょっと私も質問で言いましたけれども、やはり病気になる、病院に行くということは、自分の体なんですから自分の体をどう維持していくか、生まれてきてから死ぬまでの間、せっかくこの世の中にいるというその間の、何と申すのでしょうか、命のある間生かされているという状況をしっかり伝えていかなければならないと思うのです。悪くなったら病院へ行け、その前に健診を受けただけではなくて、やはりそのことによって、病院にかかることによってどんだけ皆さんに国民に負担もかけているんだという、国保料金は、保険制度は皆保険だと、日本全国皆保険だと、それはいいんですけども、その部分、住民にそれぞれが、みんなが迷惑をかけるというとかお世話になっているとか、そういうことだということ認識しないと。ただ病院に行けば保険で治してもらえるんだと。3割負担だ、1割負担だ。そういう認識をやっぱり破っていかなくたら、これは根本は変わっていかないんだろうと思います。そんなことをこの場で言うべきことではないかもしれませんが、そういう認識にやっぱり立って、予防医療に進んでいかなければならないのではないかと思います、そういうことも必要ではないかと思うのです。それぞれ個別に行かれて、そういう話もされているんだと思います。地域に出られて、保健師の皆さんが。そういうことで予防に個人的にも働きかけて、丁寧な説明をしながら健診を呼び掛けているんだと思いますが、今回は重点地区も決められておりますが、そういうことをやっぱりしっかりやっていって、しっかりとか丁寧な説明をして誘導するということで人の心を引きつけなければなかなかないんだろうと思いますし、それともう一方、もう一つは、これからのやっぱり、今、国保ですと40歳から74歳までですか、を対象にして健診なんかを進めておりますけれども、私は以前から言いますように、も

うこれから若年層の人たちの予防をして、そしてなるべくこれから少なく、その人たちが健康で医療費をかけないようになってほしいと思うのですから、そのところに健診の助成をということで言うておりました、助成、若干昨年度あたりからつくようになってきました。ですが、まだまだ成人になる20歳以上から私はもっともっと呼び掛けて、若年層の人たちがやっぱりそういう病気になっていかないようにしていかなかったら医療費は止まっていかないだろうと思うのです。これから増えることになるのですから。高齢者の方々には、それなりのみんなそれぞれ理解をして来られる方は来ていると思います。そこへの呼び掛けと言うんですか、ただ健診助成をすればいいけれどもありませんけれども、そういう働きかけももっともっとすべきだと思います。そして、その根本は幼児期からなんですけれども、幼児期についても南幌町ではいろんな手当というか健診事業をやっておられますからあれですけれども、より徹底して母親にも聞かせてもらって、そういう習慣づけというかそういうことをさせていくことだと思います。小学校もしかりです。やはりしっかりとした命の教育というものをしていかないと、言っているんですけれども、やっぱりそのことを本当に保険制度についても、みんなにこういうことだということを説明して理解をさせていかないとやはり入って、大人になった時にはそれはもうなんぼ言ってもわからないことになってしまうので、手遅れにならないような措置が大切ではないかと思うのです。そういうことをされているかもしれないけれども、再度そういうことを徹底してやっていただきたいと思いますが、それもお伺いします。

それと、一緒に質問させていただきましても、ほかの町の、これもまた事例であります。私が議会で平成22年ですか、政務調査で佐呂間町に視察に行かせていただきました、議会として。その時に、健康づくりマイレージ事業というのを見せていただきまして、佐呂間町においては、サロマゲンキマイレージということでポイント制度ですね、ポイント制度でもってやっているということで私たちも見ていただきましたけれども、こういうことがいいかどうかわかりませんが、一つの誘導策ですよね。きっかけ作りと言うんですか。一つにはそのことによって、よりみんなが健診に関心を持ちながら行く事業で、私も聞いている時には、そのわりにピンときていなかったんですけれども、いよいよ考えてみる時に、やはり住民の人たちには何かこういうきっかけというものが必要ではないかと思っておりますので、これも国保会計の中で運営するのではなくて、こういう事業については政策として町の方から何かポイントに対する金額換算するなど大きな額ではありませんから、それを用意するとかですね、やったらいいのではないかと一つこれも提案を申し上げますし、もう一つ、これは提案というよりもちょっと私もあれですけれども、長野県がなぜ長寿でみんなが元気なのかということで、これはネットで調べてみたところ、高齢者になってもいきいきとして元気で働いておられるんですね。ピンピンコロリという一つ

の合言葉でもないでしょうけども、それくらい元気にお年寄りの人たちが生きがいを持って生きておられると。そこだと思うのですね。やっぱり生きがいなんですよね。さっきの質問でもありましたように、やっぱりお年寄りの方々もいつまでも生きがいやりがいがあることがあれば、元気にいるんですね。お年寄りで健康な人っていません、必ずどこか悪いと思うのです。それにもかかわらず何か生きがいを持っていれば、ていっぱいそこで楽しくやって、生涯在宅であってピンピンコロリですか、そういう誰しも望むことで、そういうことだと思うのです。そういうふうな仕掛けをしていくことだと思うのです。そういう仕掛けというか、そういうふうな地域づくりというふうに進めていくのではないかと思うのです。長野県は食生活改善委員会などを設けて減塩運動ですね、塩をもう減らそうということで町ぐるみで取り組んでいるですとか、米飯の勧めですね、大豆、野菜中心の食生活だとか、これをやっぱりだんだん徹底してきているんだと思います。いきなり言ってもだめかもしれませんが、そういう食べ物、栄養バランス、適度な運動、そしてやっぱり生きがいだと思うのです。そういうものを含ませることによってみんなが元気で健康で過ごせる地域というか町になっていくのではないかと思うのです。そうしてやっぱり医療費を減らす、そのことを目指していかなかったら、何か目的を持っていかなかったら、ただ健診においで、広報では必ず入っていますし、私も事前に聞きますけれども、やっぱりこうだからこうだということが入っていかないとなかなか住民の人たちで見えないんだと思います。1回行ったからいいわということになると思うのですよね。そここのところをひとつ汲んで、いろいろ手当すべきだと思うのです。それで、南幌町は40%の受診率を掲げておったということでありましたけれども、それを明確にしてもし40、私はもっとハードルは高い方がいいとは思っているのですけれども、それに向かってやる、やる姿勢としてはその方がやりがいがあると思うのですけれども、そういうふうな設定をはっきりさせて町民と一緒にやっていくという、これも言うばかりではなくて、そういうことで徹底して指示を出されてやられたらいいと思いますが、どうでしょうか。お尋ねいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

いろいろあったので落ちたらまたお伝えください。私の把握している部分、落ちていましたら教えていただきたいと思えます。

まず、うちは何もやっていないのではないかとのご指摘をいただいたのですが、未受診者宅の5地区を設定して個別訪問している、そういう事業も新たに展開しながら受診率向上に努めて、ただ、ただ行けばいいというものではない、先ほどあったようにいろんなご意見がありますので、その辺を上手に粘り強くこれは行くしかない、特にお年寄りになんかに、思い込んだらなかなかそれを施すのに時間がかかりますので、それらをゆっくり粘り強く話ししながら、こういう重点地区を設けながら受診率向上を図っていくんだということでございます。それは、うち

の住民課とあいくと連携をとっているからできるのであって、きちんとそれは毎年連携をとりながら進めさせていただいているのが実情であります。

それから、国保の加入者の若年層の関係でいきますと、35歳から39歳は、これは別に対象としてやっておりますので、ある程度はできているのかなというふうに思っているところでございます。それから、受診率の目標、これはもう議会の皆さんに当時お話しした時、国の目標65%でやるかいということと言ったら、みんなそれは高いですねと、どうやってクリアするのということと40%に、5年前になります。議会の皆さんともお話しさせていただいて40%に下げさせていただいてやってきたところでございますので、これを早く国が言っている65%の目標に持っていけるように、今後、粘り強く地域を回りながらやっていかざるを得ないなと。これが、いろんなところに波及効果として出てきますので、事業として少しでも受診率のアップにつながるように取り組んでいきたいなと思っております。

それから、マイレージほか各地でいろんな取り組みがなされております。当然、マイレージの関係は職員も行ったたりしていろいろ調査をしておりますけれども、そうしたらうちの町に見合うものはどうだという話しをしながら、いろいろやって検討した結果、まだそこは導入しなくてもそれ以上のことをやっているという部分がございますので、それを重点として、やはり個別に回っていくのが、やっぱり接して受診率を増やすというのがやっぱり大事なのかなと。お互い向き合って話しながら電話、あるいは、はがきが行ってもなかなかそれは一方通行でございます。できるだけ接しながら回数を含めて粘り強くやって受診率向上に努めていきたいなと、そんなふうには思っております。

議長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一君。

再度質問させていただきますが、答弁漏れというわけではありませんけれども、若年層については、私は35歳からやっておられるのは承知しておりますが、もっと若い層に入って、国保に関係者に限らず町民に健診を受けることに働きかけるし、やはりそういう助成に向かっていいのではないかと思うのです。私は、今、病院会計のことも先ほど志賀浦議員からもありました、議会においても予算委員会でも真剣に病院のあり方で、町立病院のことで議論しております。私もいろいろ考えてみまされども、病院のことをどうするかとなると、そこにどうお金をつぎ込むかの話だけなんです。金があればいい話で。そこでどうしようかということと言っていますけれども、私は、その前にやるべきことは、やはり医療費を下げるという努力、町民のやっぱり健康意識が高まって、そういう意識、自ずとみんなが心がけているようになっていく、そして医療費が下がっていくということは、働きかければ病院にかかるのではなくて、そういう状況の町になってくれれば町立病院のあり方というのはどうあるべきかということが、今度、別な視点から考えられるのではないかと思うのです。今の状況でいいのかと。みんなが健康になってくれ

ばそれも必要ないのではないかと。もっとそれより在宅ケアしてもらえればいいのではないのかというふうになってくれれば、あり方というのも変わってくるんだらうと思います。ですから、今回、いろいろ考えた時に病院のことばかり言っていて、どうもお金があるのかないのか、そればかりの議論であります。やっぱり根本である住んでいる住民が何を望んでいるのか、病院に行くことを望んでいるわけではないのですね。病院へ行って、町立病院の経営を安定させてほしいというのは、患者を作れということですから、そうではなくて一方ではやっぱり健康であることが本来であります。であれば、うちの政策としても病院にお金をつぎ込むよりも、保険制度というか健診でも思い切ってお金を使ってもいいのではないのでしょうか。そういうことも含めて若年層からでも健診に働きかけて、お金出すからいいということではなくて、そういう政策、さっきのマイレージでもいいですけどもいろんな手立てを考えて、それに注ぐべきだと思うのです。その方が価値があるじゃないですか。その方が生きた金になっていくんじゃないですか。町民に返っていくんですから。そういうふうなことを。国保税を納めたくないですよ。本来なら健康な人は納めたくない、逆なはずです。でも、今はそうじゃなくて保険制度で皆さん方で相互扶助ですから、それは今そうやっていきますけれども、本来の主旨が違うんだと思うんです。これは今言っても全国的に始まりませんけれども、もとの姿はやっぱり優良家庭、健康家庭に対して表彰もあったりして、そういうことをたたえたものでしたけれども、今は生活習慣が変わってきていますからそんなこと言っても足りませんけれども、やはりそういう姿に戻していかなかつたら、町が再生していくという形、これからは高度成長の時代でもなくなりましたから、地域再生と言うのでしょうか、やはりみんな住んでいる住民が元気になり、いきいきとしていくという方向で持っていく、これがまちづくりではないかと思うのです。それで、先ほども地域担当制のことも話ししましたけれども、そういう観点からもそういう啓蒙も図りながら住民と接していく。今、言っていますように5地区については重点地区として入っていくということだから、いいことだと思います。これも一つの取り組みでやっていることですが、やはりこういうことも見える形でやっていただきたいと思うのですが、質問としては健診にそれに力を注ぐ政策にお金をつぎ込んでいくということの方がいいのではないかと思いますけども、町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。若年層の手当という部分で非常にお話をいただきまして、当然35歳から39歳までの人については、やっているわけではありますが、特に、国保の加入率は全町平均でいきますと27%ぐらいです。それ以外の方は社会保険等々をやって、それぞれの事業主の所で、役場職員もそうですが、そこで健診をされているとっております。それぞれの保険者がやることになっておりますから、うちは国保の加入者の若年層といいますと、そんなにいないわけ

でありますから、全部が数を把握しているわけではありませんが、そんなに多いわけではないですけれども35歳から39歳で、そういう取り組みをさせていただいているということでございます。当然、医療費を下げるということはいろんなことに波及効果がございますので、健診を何とか受けていただいて、重病化しない、早期発見、そして自分の健康を自分で守る、それがまた地域を守ることであり地域主権ということがどんどん強まって参っているところでありますから、当然、そういう部分を含めて、自分のことをやっぱり自分で守ると。そのためには、先ほども申し上げたように、持っている職員の活動の中で重点地区を定めながら1人でも多く受診していただけるように粘り強く活動をしていきたいなというふうに思っておりますので、議員各位も、そういう意味で各地域のそういう国保の方々には、ぜひ受診するよう、ぜひご協力いただければありがたいなと、そんなふうに思っています。

議 長

以上で佐藤 正一君の一般質問を終わります。

次に9番 近藤 長一郎君。

近藤議員

前段の方で、同僚議員が私の同じように道央圏連絡道路で、同僚議員お二人が質問されております。ということで、なるべくかぶらないような中で質問を申し上げたいと思います。

それでは、質問いたします。緑豊かな道央圏連絡道路の国へ提案は。道央低地帯に位置する南幌町は、美しい田園風景と耕地防風林の豊かな自然に恵まれ、新旧の夕張川、千歳川、三重湖、遊水地、北海幹線水路等の多様な水環境を有しています。その背景には、基幹産業である農業や定住のための安全安心な環境づくりに取り組んだ先人の方々の努力の歴史があります。この環境の中で、千歳市を起点としまして、石狩市を經由し小樽市に至る道央圏連絡道路は、総延長80km、このうち長沼・南幌区間は14.6km、その目的は人の流れ、人流・物流を担い、地域の活性化が大きく見込まれています。1日も早い完成を期待するところでもあります。同時に、国内外を含め今日の環境は、私たち人類の生存の土台を揺るがす深刻な問題であり、さらに自然環境の破壊は、私たちの生活と密接に関わっていると言えます。

そこで、南幌町の農村風景を活かした緑豊かな21世紀の道づくり、道路づくりですね、次世代に引き継ぐ新しい道として、例えば、14線防風林のような、防風林の中を道央圏連絡道路が通るような植栽帯など町民を含めて、国へ提案していくべきと思いますが町長のお考えをお聞きします。

議 長
町 長

町長。

近藤議員の緑豊かな道央圏連絡道路の提案はのご質問にお答えいたします。

現在、中樹林道路につきましては、用地確定測量を実施中であり、植栽についての要望は行って参りましたが、南6線から南10線までは用地の関係上、植栽箇所はありませんが、南10線から南15線までの片側は防雪林として植栽用地を確保されることになっております。

また、長沼・南幌区間におきましても植栽用地確保の要望は行って参ります。

議員のお気持ちは充分ご理解できますけれども、国の事業で5市3町を連絡する道路であり、道路構造上、形態上、ご提案いただきましたが大変難しいところもございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議 長
近藤議員
(再質問)

9番 近藤 長一郎君。

今、お答えをいただきましたが、私は、そのお答えを聞いていますと、どうも、この南幌町という、いわゆる環境を生かす道路ではなく、国の主導のような道づくり答え方であったのではないのかなと、このように感じます。そのようなことから、今のお答えを聞いていまして、私としては納得できないところがあります。それは、やはりうちの町は農業なくして将来の町の姿はない、農業が根幹であることは私が言うまでもありません。そのような中で、この道央圏連絡道路は、一般国道337号として来ているわけでありまして。すばらしい農業景観のフラットな景観の中で、その景観の真ただ中を二分化して通るわけでありまして。来ることに對しては、私は賛成と申し上げております。しかしながら、私は南幌の将来を考えていく時に、やはり農業景観ということがしっかりとした形で守られないと、次世代にもしっかりと継がれていられない。例えばの例で申し上げますと、私は、この農業の景観がしっかりと守られていかなければ南幌町からとれるお米が安心安全にも、極端な言い方ですがけれども、安心安全にもつながっていかないようにさえ思うのであります。そのことは言うまでもなく、今、多くの所で言われていますように、東日本の震災の後を考えていきますと、やはり安心安全なお米がいかに必要かということが報道環境を通して伝わってくるように思います。私は、このことから、この景観をしっかりと守ることが南幌の、南幌町としての最大のブランド米につながっていくんじゃないかとさえ極端にそのような考えを持ちます。ですから、私は、この道路が、何度も申し上げますが反対じゃないけども、南幌の地域性こそが南幌の財産であり個性であります。宝物であります。この南幌の地域性から来るこの個性を、この豊かな景観を、道央圏連絡道路の中に活かしていけないかということで、端的に防風林の中を通るような、と申し上げたわけでありまして。これは防雪柵という考えは私の中にはあまり考えがなくて、私は、やはりその道路からくる騒音、あるいは排気ガスの問題等も植林帯を設けることによって、何らかの形として農業地に大きな影響を及ぼさないのではないかと、このように思うわけでありまして。その背景には、町長が今日、一般質問の中で南幌町の面積、これは農業用地だと思いますが5,500ヘクタールと言っておりましたが、まさに田んぼとして5,500ヘクタール近い中にあるわけでありまして。これは、畑を含めると確かに町の農業用のお米、あるいは畑からしますと、それは、やはり7,000ヘクタールかに及んでいくんじゃないかと。その中で、わずかな面積として26ヘクタール近くだと思いますが、うちの町で防風林のよ

うな、そういう森林帯があるわけでありまして。極めて少ないですね。ですから、私は町長にお伺いしたいのは、国主導かのように思えるんじゃないかと、南幌町の個性を、財産を地域を生かした、特に法面、あるいは法面以外に十分な植栽帯を今後、国あるいは関係機関に向かってしっかりとお願いしたいものだとということで、私はこの中で、町長のお答えの中にもう一点あるのが、長沼・南幌区間におきましても植栽用地の確保の要望を行っていきとありますが、この要望の仕方ですけども、町長、この件をお聞きしたいんですけども、それは口頭でしょうか、あるいは文書でしょうか、あるいは、その辺どのような要望の仕方を今後されていられませんか。あるいは、5市3町の中での全体的な要望になりませんか。この件を私はお聞きしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

近藤議員の再質問にお答えをいたします。この道路、町が造るのではなくて、あくまで国が造っていただく道路であります。そして、そこを通るのが我が町でございます。ですから、要望等々は町として取り組んできたところでございます。以前にも議員にお話ししたとおり植栽も必要だから要望しているということで工事着工が遅れたのは、その要望も入れていただいていることから遅れているのも一つとしてあります。ただ、南6線から10線までは、これは用地の関係でできないと。それ以降については要望がある程度聞いていただいているから、そういう用地を確保していくというお話をいただいているところでございます。長沼・南幌道路につきましては、これからであります。今、その、ここをつくるための調査をしているわけでありまして、その中にこれからまた要望をさせていただきますけれども、これは相手がありますので、どういう要望が相手と相談しながら、前段の中樹林道路については口頭で要望ただけで、そうやって配慮をいただいているということでございますので、これは相手との話し合いの中で、どういう要望がいいのかは、これはまた別の角度で考えていきたいと思いますが、私としては近藤議員と同じように、うちの町、8,100ヘクタールしかないんですよ。そのうちの5,500が農地なんですよ。そのうちの5,200が水田地目なんです。大事な農地を守るためにはやっぱり環境をちゃんとしていかなければ、道路が通ることによって環境が悪くなって物が売れなくなると。風評被害が出てからじゃ困るので、私はそういう思いで植栽帯を設けていただきたいと。表現は防雪林となっていますけれども、どういう形ができるかは、まだその形は私は見ていませんからわかりませんが、そういう部分は配慮していただけないかというようなことの話はきていますので、その形がまだ見えていないから皆さんにお知らせはできませんけれども、国としてもやはり環境の問題は十分考えていただいているので、そこはまたこれから隣の町とも一緒になって要望活動は行って参りたいと思っておりますので、とりあえず国には、我が町の状況をお話しさせていただいて、そういう配慮を願っているということを近藤議員にはお伝えしたいと思います。これからもそういう部分を私

は訴えていきたいと思ってますので、そのために1年か2年遅れたんだと思いますけども、将来の町にとって私は必要だから、遅れてでもいいから設計見直しをしていただきたいということで、今、現状があるということでご理解いただければと思います。

議 長
近藤議員
(再々質問)

9番 近藤 長一郎君。

再々質問をいたします。今、町長からお聞きしましたが大変安心したところもあるわけですけども、うちの町の、これは多分こういう背景からも来ているのかなと思いますが、うちの町の町長の町政執行方針の中にも、田園景観を主体として水と緑に親しむことのできるまちづくりを目指すというこの文言と、それから、ありがたいことに、これらを背景に、やっぱり国主導の中にも予算特別委員会の中でも、農水予算の中でも、環境保全型の農業の支援対策事業もしておりますね。この中で、この対策事業の中に地球温暖化の防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくために、環境保全に効果の高い営農活動の普及を今後推進していくと、大変ありがたい方向であります。これらは今、町長の中に十分、町長も念頭に置いた中での今の私に対する植栽帯の答弁だと思いますが、再度、私はあえて申し上げますとやはりこのことは、しつこいようですけども、私からしますと道央圏連絡道路は一つ間違えば、その辺を間違えば将来に大きな価値観を落とすような気がするから、前段の方で私たちの環境、これ、道央圏、札幌圏の中にあっても南幌町ぐらい違和感のない町はないとよくいろんな方から言われます。そのことが、この道央圏連絡道路がきますと、一つの捉え方を間違えますと、大変違和感のあるものとしても将来残るように私は感じます。ということで、ぜひ力強い町長の指導の中で南幌らしい道路づくりを国に提言していただきたいものだと、このように私は思います。

最後にこの1点を。私は、やはり夢のある、今後、21世紀に向かいます、南幌町は夢のあるまちづくり、あるいは夢のある農業づくりでありたいと、こう強く願っているわけであります。その中で、今回の道央圏連絡道路がきたことは、そういう点では、もう一度、南幌町全体の中で、もう一度、夢のある将来の農業づくりはどういうことであるかということ再度確認の上では大変いい機会だと私は感じております。そのようなことで町長に最後に、町長としてのまちづくりとしての、農業のまちづくりとしての夢のある考え方が、もし力強いものがあればお聞かせ願いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

近藤議員の再々質問にお答えをいたします。当然、この高規格道路ですから、普通の道路じゃない、高規格道路ができるわけでありますから、いろんな要素が、先ほどの議員の答弁で申し上げた重複はできるだけ避けたいと思いますが、いろんなことが起きてくる可能性が非常に秘めています。特に、農業の部分では、物流から何からいくと非常に、あるいは人が来やすい環境に出てくるわけであります。あるいは、企業を含めてですね。ですから、この道路というのは、私はうちの町にとっても発展

に大きく期待をしています。それと同時に、これを利用して、農業者がよりよくなる、あるいは住民がよりよい環境になる、そのステップになればいいと。それだけの我が町はいい地理的条件に恵まれた地域でありますから、こういうものを活用しながらまちづくりが進められれば、うちの町はずっと将来にわたって、若い人たちが住み慣れて、そしてまた住んでいこうという地帯になり得ると思っていますので、その思いがありまして、そういう植樹帯を何とか設けていただいて、環境づくり、将来にわたってのこの農地を守り、空気、きれいな空、守っていきたい、そんな思いを国の方に訴えながら今いるわけでありまして、少しずつでありますが高まってきているわけでありまして、また皆さん方の応援をいただいて、別の意味も含めて、まだまだこれによって飛躍できることがたくさんあるかと思っておりますので、ご提言をいただきながら国に対して要請をしていきたいと思っております。

議 長

以上で近藤 長一郎君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日予定しておりました日程が終了いたしました。

明日15日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって明日15日午前9時30分まで延会といたします。

(起立)

どうもご苦労様でした。

(午後 4時16分)

議長 おはようございます。(午前9時30分)

昨日より延会となっております、平成24年第1回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

日程30 議案第25号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第25号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い本条例の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第25号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。別途配布しています議案第25号資料の新旧対照表でご説明いたします。今回の改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るためなどの地方税法等の一部を改正するものでございます。改正する内容は、本則ではたばこ税の税率の変更、附則では退職所得に係る特例控除の廃止、たばこ税の税率の特例の変更、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の変更、個人町民税の税率の臨時特例等の新設でございます。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

最初に条例本則でご説明いたします。第95条、たばこ税の税率は法人実効税率の引き下げにより都道府県及び市町村の法人町民税が減収となる一方で、法人税の課税ベースの拡大により都道府県の法人事業税が増収となるため、都道府県と市町村で収入差が生じるのでたばこ税の税率で増減収の調整を行い、たばこ税の税率を1,000本につき「4,618円」を1,000本につき「5,262円」に、644円の引き上げを行うものでございます。

次に制定附則に参ります。第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等は、退職所得に係る個人町民税の所得割の額から10%税額控除をする措置が廃止となるため削除するものでございます。

第16条の2、たばこ税の税率の特例は、条例本則第95条の税率改正に伴いまして旧三級品以外の税率を1,000本につき「2,190円」を1,000本につき「2,495円」に、305円の引き上げを行うものでございます。第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例は、災害関連の支出がある場合に申告書の提出の日の前日まで支出した損失対象金額を含めることができることとなるため、関係する条文の文言等を整理するものでございます。

第24条、個人町民税の税率の特例は、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき個人町民税の均等割の標準税率3,000円に500円を加算する特例措置の新設でございます。なお、措置期間は平成26年度から平成35年度までの10年間でございます。道民税についても、町民税と同様に均等割標準税率1,000円に500円を加算となり、現在、道議会2月定例会に提案中でございます。それによって、道民税、町民税合わせて4,000円から5,000円となります。なお、本町の均等割対象者は約4,000人で、町道民税合わせて年間400万円、10年間で4,000万円となります。町民税は半分で年間200万円、10年間で2,000万円となります。

次に、改正附則についてご説明いたします。附則の第1条は、改正条例の施行期日を規定するものであり、第1号は、退職所得に係る個人町民税の10%税額控除の廃止を平成25年1月1日から施行するものであります。第2号は、たばこ税率の改正を平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2条、町民税に関する経過措置は、平成24年3月31日以前の退職所得に係る個人町民税の10%税額控除は従前のとおり適用となるものでございます。

第3条、町たばこ税に関する経過措置は、平成25年4月1日前に課すべきであったたばこ税は従前の税率となるものでございます。

以上で町税条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第25号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程31 議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い関連規定を整理するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてご説明をいたします。事前に配布しております議案第26号資料、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表をご覧ください。2ページ目、次ページをご覧ください。まず、南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、左側が改正後の新、右側が改正前の旧、アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第3条第2号中、括弧書き、知的障害児通園施設に通所している者を除くを改正後削除するものでございます。

次ページに参ります。南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部改正においても、改正前の第3条第2号中、括弧書き、知的障害児通園施設に通所している児童生徒を除く、これを改正後削除するものでございます。

次の4ページをご覧ください。南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正におきましても、改正前の第3条第2号中、括弧書きの知的障害児通園施設に通所している者を除く、これを改正後削除するものでございます。知的障害児通園施設とは、児童福祉法で定められております児童福祉施設の1つでございます。知的障害児を自宅から通園させ、独立生活に必要な技能や知識を習得させる施設を言います。通園の対象児童は、中度の知的障害児で、知的障害児施設と同様の設備を備え、ベテランの精神科の嘱託医が配置されておりまして、保育士や児童指導員とともに生活及び職業の指導などを行うものでございます。道内に24カ所の施設がございます。なお、現在、本町には該当者はありませんが、入所されている方は現在4名おります。昨年12月10日に障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、平成23年法律第71号、これが公布されたことによりまして、児童福祉法の一部改正が規定され知的障害児通園施設については、平成24年4月1日から児童発達支援センターに一元化されることになり、児童発達支援センターは児童福祉施設であることから各条例の第3条第2号前段で児童福祉施設の規定がございますので括弧書きの必要がなくなり、医療費につきましては、障害児医療費給付の対象となることから本医療助成事業の対象から除外するため改正するものでございます。附則として、各3条例とも、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程32 議案第27号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました、議案第27号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い町公営住宅に係る入居資格規定を整備するため本案を提案するものであります。詳細につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長
都市整備課参事

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

それでは、議案第27号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。この条例改正につきましては、地方分権一括法により地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律が平成23年5月に交付され、公営住宅法の一部が改正されたものによるものでございます。改正内容につきましては、第1に親族との同居要件の廃止、第2に入居者の心身の状況など特に居住の安定を図る必要がある場合の条例委任、第3に公営住宅の整備基準の条例委任、第4に入居者収入基準の条例委任がなされました。町では、先行いたしまして本年4月1日より施行しなければならない同居親族要件、入居者の心身の状況など特に居住の安定を図る必要がある場合の条例委任及び入居者収入基準の条例委任につきまして町内に道営住宅があることから北海道の取り扱いも忖度いたしまして、現在の運用要件をそのまま継続する内容といたしまして、町都市計画審議会への説明協議及びパブリックコメントより意見が特にございませんでしたことから、本改正条例を上程いたすものでございます。

それでは、添付しております議案第27号資料、新旧対照表を用いまして説明を申し上げます。中央の旧を改正前、左の新を改正後、右に備考といたしまして、条例施行規則、委任事項などを記載しております。町公営住宅条例第6条では、既に第1項第1号におきまして、同居親族要件が定められておりますので、特に居住の安定を図る必要がある場合といたしまして、改正前では「令第6条第1項」としていたものを、改正後では「規則」に委任することといたしまして、備考欄に記載の令第6条第1項に規定いたしました老人等の内容を町条例施行規則にて定める予定でございます。内容といたしましては、の60歳以上からまでの8つの要件でございます。

続きまして、第2項第イ号の入居者が身体障害者である場合など収入基準の適用範囲を改正前では「令第6条第4項」としていたものを、改

正後では「特に居住の安定を図る必要がある者として規則」に委任することといたしまして、備考欄に記載の令第6条第4項に規定しておりました裁量階層の適用範囲を町条例施行規則にて定める予定でございます。内容といたしましては、の身体障害者から次ページのまでの7つの要件でございます。また、その収入基準は、改正前までは「令第6条第5項第1号に規定する金額」としていたものを、改正後では、現在、公営住宅法では上限といたしまして25万9,000円として定められておりますが、適用期間に1年間の猶予があることから、その期間においては従前とおり21万4,000円と定めるものでございます。

次ページをご覧ください。続きまして、第2項口号の災害により公営住宅を建設、借上げをした場合の収入基準は、改正前では「令第6条第5項第2号に規定する金額」としていたものを、改正後では、現在、公営住宅法では上限といたしまして25万9,000円として定められておりますが、適用期間に1年間の猶予があることから、その期間においては従前とおり「21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)」と定めるものでございます。

続きまして、第2号八号のイ及び口号以外の場合の本来階層の収入基準は、改正前では「令第6条第5項第3号に規定する金額」としていたものを、従前通りの「15万8,000円」と定めるものでございます。

続きまして、本法附則第7項では、従前から政令により豪雪地域での同居親族要件が適用除外となっていたものを、政令規定の廃止から今後、単身者住宅の供給の場合に必要な規定から、改正前では「町公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該町公営住宅の入居者が」を、改正後では「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の町公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該町公営住宅の入居に当たって」と新たに規定を追記し、単身者に対する入居要件の緩和を継続することといたします。附則といたしまして、この改正条例は、平成24年4月1日から施行いたします。以上で議案第27号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第27号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 3 3 議案第 2 8 号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました、議案第 2 8 号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、小学校 3 校を統合し 1 校になるため本案を提案するものであります。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案第 2 8 号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。小学校 3 校が 4 月 1 日から統合されて 1 校になるということでございます。従前、学校施設については、学校開放事業ということで体育館並びに音楽室を開放してございました。その 3 校を 1 校にすることから必要事項を改正するものでございます。さらに、旧南幌小学校、旧夕張太小学校の体育館については、引き続き利用するというところでございますので、その辺の整理をさせていただいております。別途配布しております新旧対照表をご覧くださいと思います。左が改正後、右が改正前でございます。

第 2 条で、学校開放施設、従前の 3 校あったものを南幌町立南幌町小学校 1 校ということで体育館・音楽室と定めるものでございます。

第 7 条の使用料につきましては、「別表 1」を「別表」に改めるものでございまして、裏面をご覧くださいと思いますが、ここで金額の規定をさせていただきます。金額については、従前と変更ありません。さらに、備考の 3 といたしまして、旧南幌小学校体育館、旧夕張太小学校体育館という形の中で規定をさせていただいております。いずれも使用料金については、従前と変更はございません。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 2 8 号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 3 4 議案第 2 9 号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第29号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、夕張太小学校の統合に伴い学校プールから町営プールに移管するため本案を提案するものであります。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第29号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。従前、夕張太小学校のプールにつきましては学校プールという位置付けで運営をしてございましたが、統合に伴いまして町営プールと言う位置付けの中で規定をすることから条例改正する必要がございます。新旧対照表でご説明申し上げます。

第2条でございますが、従前、元町にございます南幌町営水泳プール1カ所ございましたが、夕張太水泳プールということで位置付けをさせていただきましてございます。

補則第3条につきましては、「町長」の部分を「教育委員会」に変更するものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程35 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により消防関係の共同処理する事務について砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第2(第3条関係)の共同処理する団体の変更について協議するため本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につ

いてご説明申し上げます。次ページをおめくりください。説明は朗読をもって代えさせていただきます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第30号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程36 発議第1号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

日程37 報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました、報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましては、地方自治法の規定により、平成24年度における南幌町土地開発公社の予定経営状況について報告するものであります。詳細につきましては、土地開発公社事務局長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
土地開発公社事務局長

内容の説明を求めます。土地開発公社事務局長。

それでは、私の方から報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてご説明申し上げます。資料としてお配りしております平成24年度南幌町土地開発公社事業計画及び予算につきましては、2月27日に開催した公社理事会で承認を頂いておりまして、本定例会には予定経営状況としてご報告させていただきます。

資料のご説明の前に、平成23年度の企業誘致活動状況につきまして

若干ご報告させていただきます。本年度の企業誘致活動につきましては、昨年の第1回議会定例会でご説明させていただいたとおり、平成23年度南幌工業団地販売戦略に沿って、企業誘致活動や広告宣伝活動、新規立地企業応援キャンペーンなど今日まで取り組んできております。平成23年度の販売目標の中、賃貸成約企業2社の賃貸実績があったところではありますが、売却実績がなかったことから公社借入金元利償還金は確保できず昨年に引き続き町の一般会計補正予算から利子分の補助と元金分の貸付支援を頂いて償還対応することとしております。企業との接触や訪問活動状況につきましては、2月末時点で新規接触企業40社52回の訪問活動を実施しております。継続企業は7社33回訪問し、合計で47社85回の訪問活動を実施しております。なお、企業誘致活動については、担当者レベルによる月例会議を行い、計画的、効率的な誘致活動に努めております。また、新規接触企業の発掘に向けた取り組みといたしましては、札幌市内の金融機関や北海道東京事務所や名古屋事務所への訪問、北海道主催による企業立地セミナーへ参加し、参加企業約200社に資料を配布しております。また、近隣の工業団地に立地している企業への訪問も行っております。広告宣伝活動では、本町の工業団地に関するプレゼン資料をスライドショーにして町ホームページへの掲載や、インターネット広告などあらゆる広告宣伝活動を行ってきております。

以上が平成23年度の企業誘致活動のご報告を終わらせていただき、本題であります平成24年度の事業計画及び予算についてご説明させていただきます。資料の1ページをお開き願います。平成24年度の公社借入金の元利償還額につきましては、約1億4,000万円と見込んでおりまして、事業計画ではその償還財源に必要な分譲賃貸面積を基本に計画を作成しております。まず1番の用地売却事業ですが、南幌工業団地で1万3,529.29㎡、ふれあいタウン稲穂の残り2区画933.40㎡を分譲する計画としております。次に2番、用地賃貸等事業では、既に賃貸契約済みの3社分1万2,625.35㎡を計上しております。次に3番、造成事業の夕張太西地区整備事業につきましては、ご承知のとおり宅地造成事業は休止しており、町に事業継承するという計画ではありますが、平成24年度につきましては、土地開発公社の事業でありますので本事業計画に含めております。2ページをお開きください。4番、受託事業につきましては、記載のとおり平成24年度3つの受託事業を予定しております。

以上で平成24年度の事業計画のご説明を終わらせていただきますが、この計画を実現するための取り組みといたしまして南幌工業団地販売戦略を策定しておりますので、簡単にご説明させていただきます。配付資料の後ろから2枚目の資料1をご覧ください。上段の販売目標ですが、本年度の実績を踏まえまして、分譲、賃貸いずれか1社以上の成約を目標としております。具体的な取り組みといたしましては、記載のとおりでございますが、企業誘致訪問活動や広告宣伝活動につきましては

大半が継続して取り組む内容になっております。その中で 番の企業誘致活動では、特に平成24年度におきましては、本年7月から実施される再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度に合わせ、メガソーラー事業者への用地提案を行って参ります。続きまして 番の情報媒体等を活用した広告宣伝活動では、新たな試みといたしまして交通媒体を利用した広告宣伝として札幌市営地下鉄東西線車両の窓に貼るステッカー広告を実施し、南幌工業団地とみどり野団地の2種類を1年間継続広告して参ります。

続きまして、次のページの資料2をご覧ください。平成24年度の新規立地企業応援キャンペーンの内容でございますが、こちらは平成22年、23年度の立地キャンペーンの内容を改めまして、平成24年度は の用地、左側の下の方ですけれども、その用地につき対象とします。この用地につきましては、立地済みの企業の間には挟まれているということから将来的に拡張することができないという理由でございます。分譲単価、賃貸単価とも通常の半額にするキャンペーン内容でございます。まずは、隣接している企業に説明を行い、その後、幅広く説明してPRして参ります。以上が平成24年度の主な販売戦略でありまして、事業計画達成に向けまして最大限努力していく考えであります。

続いて、予算の内容についてご説明させていただきます。それでは、6ページの方をお開き願います。6ページの平成24年度南幌町土地開発公社予算説明書でございますが、まず収益的収入予算では事業計画でご説明させていただいたとおり、平成24年度の元利償還財源を確保すべく、南幌工業団地等の売却及び賃貸収益と、北海道住宅供給公社のみどり野団地管理受託事業収入、晩翠工業団地等の処分済地の雑草刈取料を計上しておりまして、7ページの下段のとおり1億5,297万3,000円の予算額となっております。

続きまして、8ページをお開き願います。収益的支出予算では、収入予算で事業収益として計上しました工業団地等の売却及び賃貸分の事業原価、工業団地販売戦略に基づく企業誘致活動経費や広告宣伝費、長期借入金利息を計上しておりまして、10ページでは、みどり野団地等の雑草刈取委託料などを計上しておりまして、10ページ下段のとおり1億78万4,000円の予算額となっております。

11ページですが、11ページは資本的収入及び支出予算についてですが、収入は科目設定のみの予算でございます。

続きまして12ページですが、こちらは長期借入金償還元金額を計上しておりまして、1億1,333万4,000円の予算額となっております。

13ページ以降の財務諸表関係につきましては、只今ご説明させていただいた予算状況で計画どおり執行された場合の年度末の経営状況を示しております。詳しい説明は省略させていただきますが、まず14ページの損益計算書をご覧ください。損益計算書では、計画どおり執行された場合は、一番下の純利益で約5,200万円となります。

続きまして15ページの貸借対照表では、資本合計がマイナス8億800万円に減少する見込みとなっております。

以上で平成24年度南幌町土地開発公社事業計画及び予算の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第1号 南幌町土地開発公社経営状況報告については報告済といたします。

ここで場内時計で10時30分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時12分)

(午前10時30分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第2号から追加日程5 議案第31号までの5議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第2号から追加日程5 議案第31号までの5議案を追加いたします。

追加日程1 発議第2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員 (朗読により説明する。)

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程2 発議第3号 医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

熊木議員 (朗読により説明する。)

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第3号 医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程3 発議第4号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

熊木議員
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第4号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程4 報告第2号 平成24年度各会計予算及び関連条例等の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏君。

川幡議員

予算審査特別委員長、審査報告。平成24年3月13日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第13号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定について、議案第18号 平成24年度南幌町一般会計予算、議案第19号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成24年度南幌町病院事業会計予算、議案第21号 平成24

年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成24年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上12議案について、3月9日から13日までの3日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。なお、審査意見として次の付帯意見を付しております。1付帯意見、過去に何度も改革を唱えながら、目に見えた成果もなく経過してきた中、地域医療を存続するため、南幌町病院事業会計予算に対して以下の意見を付す。(1)今まで受けてきたアドバイザー等からの提言の早期実施及び議会からの提言の早期検討を求める。(2)経営改善計画最終年の3年目として、今後の病院経営の抜本の見直しを求める。以上でございます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは、採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第13号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 南幌町都市公園及び南幌町営野球場の指定管理者の指定について

議案第18号 平成24年度南幌町一般会計予算

議案第19号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成24年度南幌町病院事業会計予算

議案第21号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成24年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上12議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ着席ください。

賛成起立多数であります。よって本12議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程5 議案第31号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。

(生涯学習課長退席する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第31号 教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。教育委員会委員である林 琢己氏の辞職に伴い、生涯学習課長である高山和己氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

関係者の着席を求めます。

(生涯学習課長着席する。)

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時52分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____